

令和8年予算審査特別委員会（3月9日・10日）質疑項目

総務部（3/9） P4～P33

施政方針	地域おこし協力隊について……………江口副委員長 道の駅的機能を有した「複合施設」の在り方……………武田委員・江口副委員長
歳出	No.5 役場庁舎LED化整備事業……………武田委員 No.6 職員人材確保・育成事業……………栗栖委員・江口副委員長 No.10 行政デジタル化推進事業……………阿部沙希委員・宗形委員・江口副委員長 No.16 情報発信推進事業……………宗形委員・江口副委員長 No.22 若者定住促進事業……………武田委員・平山委員・宗形委員 No.23 大学連携推進事業……………平山委員・江口副委員長 No.24 まち・ひと・しごと創生推進事業……………阿部沙希委員・宗形委員 No.25 ふるさと応援制度推進事業……………阿部沙希委員・江口副委員長 No.27 道の駅的機能を有した複合施設の在り方に関する調査研究事業……………平山委員・江口副委員長・高橋委員 No.31 人材育成活動推進補助事業……………山口委員長・松野委員・江口副委員長 No.33 関係人口創出事業……………宗形委員・江口副委員長・佐野委員・松村委員 No.47 防災減災対策等強化事業……………山口委員長 No.48 地域防災力向上事業……………平山委員・松村委員 No.49 水防計画改訂事業……………高橋委員 No.50 固定資産税評価替え経費……………長淵委員・佐野委員
歳入	総務管理費寄附金……………佐野委員・武田委員

経済部・農業委員会（3/9） P34～P57

施政方針	農業・林業の振興について……………長淵委員 畜産食品加工研修センターについて……………長淵委員
歳出	No.34 企業誘致推進事業……………阿部隆弘委員・宗形委員 No.36 外国人財誘致推進事業……………武田委員・阿部隆弘委員・宗形委員・江口副委員長・高橋委員 No.40 空港利用促進対策事業……………武田委員 No.125 地産地消推進事業……………阿部隆弘委員 No.130 野犬対策事業……………佐野委員 No.131 有害鳥獣駆除対策事業……………阿部沙希委員・佐久間委員・松村委員 No.132 高品牛等確保奨励事業……………栗栖委員 No.134 バイオガス導入推進事業……………高橋委員 No.135 牛乳消費拡大推進事業……………平山委員・江口副委員長 No.137 畜産食品加工研修センター事業……………松村委員 No.155 空き地空き店舗等活用事業……………栗栖委員・松村委員 No.158 UIJ ターン応援プロジェクト……………武田委員 No.162 観光施設整備改修事業……………平山委員・松野委員・江口副委員長 No.185 緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業……………山口委員・佐野委員

町営牧場特別会計予算 一般会計繰入金……………阿部沙希委員

建設水道部 (3/9) P 58 ~ P 65

歳 出 No.18 未利用財産利活用推進事業……………高橋委員
No.20 中標津経済センター外壁改修事業……………阿部隆弘委員
No.166 道路維持補修事業・No.181 街路維持補修事業……………松村委員・長渕委員
No.179 都市総合計画推進事業……………高橋委員
No.186 都市公園安全・安心対策事業……………平山委員・松野委員
水道事業会計予算 スマートメーター設置工等について……………武田委員
下水道事業会計予算 広告料について……………武田委員・平山委員

町立病院 (3/10) P 66

病院事業会計予算 施設老朽化改修事業……………平山委員

町民生活部 (3/10) P 67 ~ P 93

歳 出 No.13 防犯活動推進事業……………松村委員
No.15 照明灯 LED 化整備事業……………阿部隆弘委員
No.39 生活バス等運行事業……………松村委員
No.43 全町内会連合会活動推進事業……………阿部隆弘委員
No.54 社会福祉協議会補助事業……………武田委員
No.64 介護人材確保育成支援事業……………武田委員・平山委員・山口委員長
No.65 外国人介護人材確保補助事業……………宗形委員
No.66 介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業……………長渕委員
No.69 シルバースポーツセンターLED 照明整備事業……………平山委員
No.70 老人福祉居宅介護事業……………松村委員
No.75 高齢者保健・介護予防推進事業……………松村委員
No.76 子どものための教育・保育事業……………佐久間委員・松野委員・宗形委員
No.80 子ども・子育て支援事業……………松野委員
No.84 町立保育園 ICT 環境整備事業……………江口副委員長
No.86 児童デイサービスセンター運営管理事業……………佐久間委員・松村委員・阿部沙希委員
No.89 保健福祉職養成修学資金貸付事業……………阿部沙希委員・高橋委員
No.91 地域保健指導推進事業……………松村委員・松野委員
No.96 予防接種等事業……………松村委員
No.98 運動習慣化促進事業……………武田委員・平山委員・松野委員・江口副委員長
No.100 母子健康診査・相談等事業……………松村委員
No.103 環境保全推進事業……………松村委員
No.104 地球温暖化対策実行計画推進事業……………長渕委員・宗形委員
No.105 ごみ減量・リサイクル促進事業……………佐久間委員

施政方針	スポーツの推進について……………平山委員
教育行政方針	適切な居場所づくりについて……………佐久間委員
	部活動の地域展開について……………江口副委員長
	学校給食の充実について……………阿部隆弘委員
歳 出	No.42 青少年健全育成推進事業……………平山委員・松村委員
	No.207 外国語教育推進事業……………高橋委員
	No.212 学校施設整備事業……………高橋委員・松村委員・武田委員・宗形委員
	No.214 GIGA スクール構想推進事業（小・中）……………平山委員・江口副委員長
	No.215 義務教育扶助事業（小・中）……………平山委員
	No.219 農業高校キッチンカー活用事業……………武田委員・佐久間委員・宗形委員
	No.225 教育相談センター運営事業……………高橋委員
	No.227 郷土資料収蔵庫整備事業……………高橋委員
	No.237 体育施設運営管理経費……………長渕委員
	No.238 学校給食事業……………平山委員
	No.208 児童生徒の安全・安心サポート事業……………阿部沙希委員

予算審査特別委員会質疑（3/9）議場

【総務部】 施政方針

地域おこし協力隊について【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口智子でございます。施政方針6ページ目の地域おこし協力隊について質問をさせていただきます。昨年度からフリーミッション型や企業派遣型といった多彩な活動をされる隊員がいる一方、役場庁舎内でふるさと納税のPR担当ですとか、また観光協会というところで活動されている隊員もいらっしゃいます。今年はふるさと納税のPR担当が任期満了を迎えるというふうに承知をしておりますけれども、こういった隊員の出口対策、定住に向けた方途ですとか、それから現在ですね、職員が非常に足りなくなっているというような状況がある中で、ふるさと納税、3年間分の知見や事業者とのパイプなどもつくって即戦力になりうるのではないかと思うんですが、例えば職員への登用ですとか、そういったことというのはどのようにお考えか伺います。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えを申し上げます。地域おこし協力隊の出口戦略についてでございますけれども、江口副委員長が先ほどおっしゃられたようにですね、当町いろんな形態の協力隊員ございまして、雇成型、委託型また企業派遣型といった種類に分けてですね、今活躍いただいております。それぞれ出口戦略に向けての考え方は異なって、アプローチの仕方は異なってくるかなというふうに考えてございますけれども、例えば、今新しく活躍いただいております委託型の協力隊員3人ございましてけれども、彼らにつきましては令和7年度から構築しておりますサポーターによるサポート体制、この中で起業準備も含めてですね、支援をしていくようなスキームを構築してございますし、また委託型の隊員につきましては個人事業主として活動いただくといった部分もございまして、活動を始める前にですね、事業計画書というものを作成いただきまして、その中で3年後のやはり委託型ですので最終的には起業していただきたいという部分が強くあるんですけれども、起業等に向けてですね、どういったロードマップを敷いていくのかといったものを、計画をですね、出していただいた上でですね、そこに伴走支援をしていくといった部分で整理をしているところでございます。雇成型、企業派遣型につきましては、所属する団体があるという形にはなってございますけれども、その中でですね、いきなり3年経った後に出口戦略どうしましょうという話しではなくてですね、活動の中で関係性を築いていく団体企業というものが地域の中で出てきてくると思いますので、そういった企業の就職口だとか、企業派遣型についてはその後の派遣先企業での雇用等も含めてですね、3年間の中でそういったものも受け入れ側の責務として準備をしながらですね、進めていくとそういった考え方でございます。以上でございます。

○江口副委員長 11番、江口智子でございます。伴走支援をしていくということで理解をいたしました。それでは具体的に、今年満期を迎えられる隊員等についてですね、また、観光協会も来年以降満期になる方がいらっしゃると思うんですけれども、そういう方たちに具体的な要望の聞き取りですとか、それから今後どうするんだというふうな、何というか話し合いというか、そういう機会というのは任期中に持たれているということですか。

○政策推進課長 今回、ふるさと納税の会計年度任用職員として、協力隊員1名おりますけれども、業務進める中で、いろいろと次どうするんだいってという話しはしているんですが、本人もまだ検討中ということで、もちろん正直職員としてもってということもお話しはさせていただいているんですけれども、あくまで最終的には本人が決めることとなりますので、こちらとしては温かくなるべく過ごしやすいような形で進めているような状況でございます。以上です。

道の駅的機能を有した複合施設の在り方について【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。施政方針6ページ目、中段にあります道の駅的機能を有した複合施設の在り方について、これについて主要施策でも調査研究事業というのを予算計上されていますが、今後の事業の工程として想定されている部分について、お答えいただきたいと思えます。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えを申し上げます。道の駅的機能を有した複合施設の在り方に関する調査研究事業でございますけれども、最終的には施設の整備等の検討をこの8年度から行っていくという形になってございますけれども、最終的な完成までの事業スキームといったものも含めてですね、まずこの8年度から検討してまいりたいと考えてございます。どういった設備にするのか、どういったコンセプトにするのかであるとか運用形態、また規模等とですね、含めて事業期間変わってくると考えてございますので、そのあたりも今後の検討内容となってございます。ただ一般論で申し上げますと、例えば音更町の道の駅であれば、あちらは基本構想から10年かかったというふうに聞いてございますし、それ以外の道の駅の構想につきましても、基本構想から7年から8年という期間かかっていることは承知しておりますので、それぐらいの期間がかかるものかというふうに考えながらですね、事業期間を構築してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

道の駅的機能を有した複合施設の在り方について【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口智子でございます。同じくこの道の駅的機能を有した複合施設について質問をいたします。まず、今の答弁を聞いていても、他の道の駅の構想を参考にされているということが伝わってくるんですが、そこをあえて的としたこの的にはどういう意義が込められているのか、まずは説明願います。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えを申し上げます。道の駅的とした理由でございますけれども、先ほど江口副委員長がおっしゃられたようにですね、やはりイメージしているものとしましては、道の駅といったものは冒頭イメージとしては確かにあるというところでございます。最終的にですね、道の駅というネームバリューだとか、そういったものもですね、活用しながら施設の整備というところに至ることができればですね、それは1つの形として望ましい部分があるというふうに考えてございますが、ただ一方ですね、こちらの事業の目的としましては、中標津町今後人口減少が地域周辺含めて進んでいく中でですね、この拠点性をどう維持していくのか、また強化していくのかと、そういった視点に立ったときに、観光であったりとか商圈であっ

たり、そういったものを複合的にデータ分析等をしながらですね、望ましい施設は何なのかといったものを、まずはあくまでイメージは道の駅というものもあるはあるんですけども、可能性を狭めずにですね、検討していくといったところでございまして、道の駅につきましては例えば国交省が定める要件等もございしますので、我々が求めるその機能といったものを、コンセプトといったものがですね、そちらに合致してまいるのかといった部分を含めて検討していきたいと考えてございますので、現時点においては可能性を狭めず的といった表現を用いさせていただきます。以上でございます。

○江口副委員長 はい。的の意義については理解をいたしました。もう1点なんですけれども、この複合施設というものについて、新年度は調査をしていくということですので、様々な可能性がこれからいろいろ協議されていくんだろうなというふうに思うんですが、この構想自体に込められた町長のお考えを伺いたいなと思うんですが、複合と言ったときに、例えばそれが調査によって変わることがあるという前提として、どういったような施設をイメージされているのか、そこについてできれば共有をしていただきたいなと思うんですが、もし分かっていることがありましたら、こんなような施設になるといいなと思っているという部分で教えていただけますでしょうか。

○町長 はい、お答え申し上げます。道の駅的機能ということで今担当のほうで申し上げましたとおり、まだまだ中身的には不十分な部分がたくさんありますので、決め打ちせずいろんな可能性を追求するというのも、もちろんあるわけありますけども、例えば現在、昔いわゆるJRがあったときの町の形態と、今そのバイパスができた後のまちの形態がすっかり変わってしまっているっていうような現状もあるわけでありまして、そういったものを見据えながら、どういった車の通りがあるんだろうとか、もちろん空港もありますので、空港の通りですとか、いろんな交通の通りをやっぱり当然考えなくちゃいけないっていうのは1つあると思います。そういう点から見ると、やはり30年前に、35、6年経ちますか、前になくなってしまったそのJRというのがあるって、あの地区を再開発したということがありますけれども、今はもうそれから相当年数経っておりまして、いろんなものが状況変わってしまっているという現状があります。しかし、中標津は私が日頃申し上げているとおり人を集める力があるという、それを失わないようにしっかりとしたコンセプトを作らなくてはいけないというのはもちろんあります。いろんな複合要素がたくさんある、その形態が変わってしまった、人を集めなくてはいけない、どういうふうにすると人が集まるんだろうとか、過去には例えば映画館もあったしボーリング場もあった。それもなくなってしまっているわけですから、それがいいのか、それに替わる施設なのかということも含めてですね、しっかりと検討してまいりたいと考えております。以上です。

【総務部】 一般会計予算歳出

No.5 役場庁舎LED化整備事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.5番、役場庁舎LED化整備事業について質問させていただきます。庁舎のLED照明のLEDの交換工事ということなんですけど、これは庁舎全体、全ての照明をLEDに交換するという事でよろしいでしょうか。

○総務係長 総務課総務係長の川端です。武田委員の御質問にお答えいたします。武田委員がおっしゃったとおり全ての施設をやる予定になっております。以上です。

○武田委員 再質問させていただきます。役場庁舎内、普段点灯されていない照明も結構見受けられるんですけども、それについてもこのタイミングで全て交換するということによるのでしょうか。

○総務係長 はい。そのとおりに進めていこうと思っております。以上です。

○武田委員 再質問させていただきます。普段使わない照明まで交換するとなると結構無駄も生じるのかなというのと、普段使われてないということは、スイッチを入り切りしなかったりとかがあるのか、普段あんまり必要性がなくてつけていないのか、節電のためなのかと思うんですけども、例えばそういったところ、センサー照明に替えたりとか、あとは照明も全数じゃなくてもですね、LEDに替えるときに間引いたりとかいうこともあると思うんですけど、そういうこともせずに全部をまともにLEDの照明に替えるということで、よろしいですか。

○総務課長 総務課長の吉田です。武田委員御指摘のとおり、役場庁舎内はですね、普段使わない人通りの少ないところについては照明を消しているというような状況もありますけれども、こちらのLED化進めてきているのが平成29年度から少しずつ役場庁舎については進めておまして、現状あと残り4割程度というところになっております。その上で当初の計画段階の見通しですけども、全ての役場庁舎を替えることで、使用電力量をですね、照明だけでいいと65%程度の削減になるということでの試算がされた上での今、ここまで来ている状況ありますので、今後につきましては全ての照明をLED化していきますけれども、状況に応じながらですね、節電できるところは節電していきますが、一般の方からもですね、やはり役場が暗いことで入りにくいというような意見もありますので、そこでもですね、節電とあわせて入りやすい環境というか、明るい環境っていうのを作っていきたいと思っているところですが、まずは全ての照明については替えていきたいというふうに考えております。以上です。

No.6 職員人材確保・育成事業【栗栖委員】

○栗栖委員 3番、栗栖陽介です。主要施策No.6番、職員人材確保・育成事業について質問いたします。専門職員の研修費についての質問になります。町として毎年度、一定の研修費を予算計上していますが、実際には予算編成時点では把握できていない、できなかった有意義な研修案内がですね、年度途中に示されます。結果として職員が自費で参加している事例があると聞いております。それで年度途中に発生する有益な専門研修に対し、実際の程度公費参加ができていないのか、実態は把握しているのかということで実績を過去数年のをお示しいただければと思います。

○職員係長 職員係長の上田です。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えいたします。まずですね、専門職の職員がどの程度研修を受けているかということの実績につきましては、今のところちょっと持ち合わせてはいないので、お答えはこの場はできないんですけども、ま

ず年度途中に示されてくる有益な研修につきましても、我々の方ですね、予算のほうで把握できる限り、場合に応じて、そのあたりは職員の研修を認めて旅費を支出したいとは考えております。その他原課でもともと把握できている限りの専門的な出張、研修に関しては原課のほうで予算化して支出してまいるという整理になっておりますので、そちらも御承知おきいただければと考えております。以上です。

○栗栖委員 3番、栗栖陽介です。実際の方ですね、現場での状況と少々状況が把握できていないのかなという感じがしますので、今後実態調査を行う考えはありますでしょうか。

○山口委員長 はい、すみません。栗栖委員、ごめんなさい。過去の件については決算のほうになりますので、ちょっと予算の質問としては合わないかと思えますけれども。続けますか。どうぞ。

○栗栖委員 今言った、今後実態調査を行う考えはありますでしょうかということをお願いします。

○総務部長 技術職に限らず、先日の一般質問でも御答弁してもらいましたけれども、それぞれの職員が自分の資格ですとかスキルアップのために研修行くというのは、これはどんな職種であれ大事なことでありますし、そのために必要な予算をつけなきゃいけないというのもありますけれども、ただやはり予算があつての研修でありますので、あんまり突発的に何か行きたいっていうよりは、やっぱり研修というのはある程度年間通じて計画がなされているものですので、その中でしっかり年間の中で研修、自らが行きたい研修については、職場を通じて予算要求するというのが原則だと思っております。そんな中で、当初予定をしていなかった有用な研修がもし発生すればですね、それは既存の予算をやりくりするですとか、別の研修に振り替えるだとかっていうことを、まずは現場で原課のほうで対応しながら、それでもなおかつ予算に不足が生じ、どうしても行かなきゃならない研修については、それは総務課なり職員係の研修負担の中で対応することは可能だと思っております。またそれに対する調査っていうところまでは考えていないです。あくまでもこういう出張に行きたいと、予算がないと、そういう相談があつたときにはですね、真摯に対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思っています。

No.6 職員人材確保・育成事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口でございます。令和5年度の決算にて職員の離職率が高いとか、若年の職員が多く辞めているような実態について指摘をして、そのときにも答弁はいただいておりますが、その後継続をされて、このような職員獲得また育成という事業として予算が上がってきております。聞くところによると、令和7年度に採用した社会人枠の職員が5名中既に4名が離職しているというふうな話しも聞くにつけ、このような事業の体制でその離職率を抑えるというか職員の定着率ですね、この向上に対する事業としては、この事業が良いのかなというふうに私は不安に思うんですが、そこら辺については、定着率を上げるという部分について、どのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○総務課長 総務課長の吉田です。今副委員長からもお話しがありましたとおり、社会人枠で

採用した職員の離職という現状も確かにございます。やはりいろんな経験をしてきた社会人枠で採用されてきた職員が役場に勤めてみた結果、自分のイメージしていたものと違くと、そのギャップを感じた上で次のステップに向かっていくという現状は、これはやむを得ないことなんだろうということはあるかもしれませんが、とはいえ、さらにその役場に勤めてもらった以上はですね、そのギャップの解消ということで、こちらとして努めていかなければならないというふうに考えています。その上で今回も予算計上させていただきましたが、eラーニング研修ですね、環境的にもパソコンで自分のタイミングでできるということもありますし、数千のメニューの中からもありますし、こういったところでですね、職員の自発的なスキルアップに向けて新採用職員はもとより、異動者のギャップ緩和に向けた知識アップ、こういったものがあるんだということですね、経験してもらおう意味でも、このeラーニングをですね、活用しながら、少しでも離職率を下げる、または職員のそもそものスキルアップにつなげるという環境整備、努めていきたいと考えております。以上です。

No.10 行政デジタル化推進事業【阿部沙希委員】

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策No.10、行政デジタル化推進事業について質問させていただきます。令和8年度に新たに文書管理システム2,197万円を導入し、決裁の電子化やペーパーレス化を進めるとしています。このデジタル化の推進によって、事務の何%を削減し、将来的にどれほどの職員数の適正化、減員を見込んでいるのかを教えてください。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。ただいまの御質問にお答えいたします。具体的に何%事務が削減されるかという具体的な数値目標、または分析等しておりませんが、既に時間外の命令ですとか休暇申請、出張命令等で使っている電子決裁システムをそのまま流用して、その他文書の決裁を行うというふうなことを想定してございますことから、既に職員の間ではそのシステムについては非常に業務負担が軽減されたというふうなお声をいただいているところでございますので、一定数の業務負担の軽減を図られるというふうに考えてございます。定員職員の数につきましては、今後適正化の前にですね、そもそも働き手が減少するというふうな実態がございます。こちらが適正化を図る前にですね、職員の減少はもう避けて通れないというふうな状況かと思っておりますので、それを踏まえてそれに向けた対策をするというふうな考えのもと、今回の文書管理システム、電子決裁システムを導入するというふうな方向で検討しているというところでございます。以上でございます。

○阿部沙希委員 再質問させていただきます。DXの予算が増え続ける一方で、総務費の一般管理費は令和8年度に減少しているようなのですが、これはシステム導入の恒久的なコストダウンの結果なのか、一時的なものなのかの説明をお願いします。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石でございます。昨年度に比べて予算額が減少した要因でございますけれども、令和7年度につきましては全国で共通で行われている行政システムの標準化、共通化の事業でおおよそ7,000万円ほど事業費としてかかってございます。こちらにつきましては、ほぼ令和7年度末をもって事業が完了というところで、そちらの事業を終了したことで、令和7年度に比べて減少しているといった要因がございます。以上でございます。

No.10 行政デジタル化推進事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗像一輝です。同じく10番、行政デジタル化推進事業について質問させていただきます。昨年度の決算において、管理職の端末配付ということがあったんですけども、情報課の中でまず使ってみるという回答でした。その中で今後、管理職の端末化の使用の予定、係長、部長職のDX化ですね、そういった今年の予定について教えてください。

○総務課長 総務課長の吉田です。端末の幹部職員への配置でございますけれども、三役それから幹部職員への配置はですね、それに向けた端末の購入が今終わったところですので、実は4月1日に向けてですね、配置に向けた準備を進めているところでございます。それによりまして、先ほどの文書管理システムの導入、決済システム導入もありますので、決裁件数の多い幹部職員からデジタル化を進めることで、下の職員に向けてもその業務のスピードアップにつながるかなというふうに考えております。以上です。

No.10 行政デジタル化推進事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口智子です。同じく主要施策番号10番の行政デジタル化推進事業について質問いたします。説明資料事業2にシンクライアントが20台購入するというふうに説明をされておりますが、このシンクライアントの配置計画について伺います。

○情報システム係長 はい。総務課情報システム係長の大石と申します。ただいまの質問にお答えいたします。令和7年度に調達したものについては幹部職員、管理職員ということで配置を予定しているところでございますけれども、令和8年度に導入するところにつきましては、おおむね企画部門、財政部門といった会議の多い部署から優先的に配置をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○江口副委員長 はい。企画、財政という部分ということで、このデバイス自体はモビリティというか、持ち運んでの離席業務にも対応できるものなんでしょうか。

○情報システム係長 ただいまの質問にお答えいたします。庁舎内であれば、どこの会議室、どこのスペースでも業務が行えるような端末となつてございますけれども、庁舎外に出た場合は接続できずですね、業務ができない、そういった端末になってございます。以上でございます。

○江口副委員長 11番、江口です。何が言いたいかといいますと、今後このシンクライアントが庁舎内、先々増えていったときに、例えば夏の暑いときに3階の委員会室等、冷房の効いたところで職員がデバイスを持って仕事ができるような形にならないものかということでお聞きしましたので、今後、シンクライアントも恐らく増やされていく計画なのかなというふうに思いますので、そのときにまた質問したいと思います。はい、すみません、質問じゃなくて。もう1点質問なんです、事業5では文書管理システム導入によりペーパーレス化を図るというふうにあります。先ほどの阿部沙希委員とも若干かぶるのかもしれませんが、この事業5についての見込まれるペーパーレス化によるコストの削減額というのは、どの程度を見込んでおられるでしょうか。

○情報システム係長 ただいまの質問にお答え申し上げます。目標として立てているのが、現在の印刷枚数については3割削減という目標を立ててございます。以上でございます。

No.16 情報発信推進事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。情報発信推進事業について質問させていただきます。昨年、決算で指摘した情報が古いのか更新されていないのがあるというお話しでしたが、この今年はホームページリニューアルされるということなんですけれども、それまでに情報は整備されてから、1月にホームページのほうリニューアルされていけるのでしょうか。

○広報調査係長 総務課広報調査係長の佐久間です。先ほどの宗形委員の質問にお答えいたします。ホームページのリニューアルに当たっては、現在配置されているホームページのほうを次のホームページに移行するかどうか、こういったところを精査した上でリニューアルのほうに移行する予定になっておりますので、そのときに古いページというものは削除、持っていないという判断をつけられるものかなと考えております。以上です。

No.16 情報発信推進事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口智子でございます。同じく情報発信推進事業について質問いたします。写真等の素材提供により、ベンダーがホームページのベースを作成するということがありますけれども、更新作業については、これまでどおり各部で部長が最終的にはチェックをして、各自更新していくというようなことで変更はないのでしょうか。

○広報調査係長 広報調査係長の佐久間です。ただいまの江口副委員長の質問にお答えいたします。実際のホームページの更新にあたっては、現在の課長、部長が承認するという流れにつきましても、ここについては変更をかける予定は今のところはありません。現状どおりとなっております。素材の提供といったところになりますと、トップページの背景の画面の中標津町をイメージするようなところを中標津町のほうから何か写真を提供したりしてやるということになっていきますので、そこについては余り部長とか課長が介するものではありませんので、質問の回答としては以上になります。

No.22 若者定住促進事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。施策No.22番の若者定住促進事業について質問いたします。令和8年度の数値目標について教えていただけますでしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えを申し上げます。令和8年度の数値目標についてでございますけれども、若者定住促進事業につきましては、現在、そちらの令和8年度といった部分で正確に数値目標を設けているわけではございませんけれども、現在策定中の第3期総合戦略の中でですね、この部分を今検討しているところでございます、具体的にはそちらでお示しをできればというふうには考えてございますが、今、検討している中でございますけれども、例えば令和4年に行ったアンケート調査の中ではですね、大学専門学校等卒業後に中標津町に戻ってきたいと

思う高校3年生の割合、こちらが両方ともですね、男女ともに3割を下回る結果となってございましたけれども、こちらについては令和12年度までに高めていく、具体的な数値はこれからの議論になりますけれども、そちらをまず、直近の目標として整理をしようというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。主要施策No、経済部の主要施策なんですけど158番のUIJターン応援プロジェクトっていうのがあるんですけども、それとこの中にあるUIJターンに向けた情報発信というのは、これのすみ分けについて説明していただけませんか。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答え申し上げます。UIJターン応援プロジェクトとのすみ分けについてでございますけれども、UIJ応援プロジェクトにつきましては修学金返還支援事業であったり、また地域の学生の就職の足の補助的な支援ですね、そういったものによりまして、直接地域の雇用とですね、都会に今住まわれている若者と結びつけるような取り組みというふうに整理をしているところでございますけれども、この若者定住促進事業につきましては、もうちょっとですね、何ていうか、緩いつながりといったらちょっと表現があれかもしれませんが、地域に対してですね、今いる若者が高校生のうちからですね、地域に愛着を持っていただいて、いずれ地域に戻って来たいと思ってもらえるといったものを目標の一つに掲げているところでございまして、そこにはですね、雇用と直接結びつけていく場合もあるかもしれませんが、それに限らずですね、幅広に町出身の出で行った若者、一度離れた若者に対してのアプローチ手段を構築していくといった部分のすみ分けというふうに整理してございます。

No.22 若者定住促進事業【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。同じく22番、若者定住促進事業について質問させていただきます。UIJターンに向けた情報発信の手法というのが昨年に引き続き掲載されていますが、どのような手法で行う予定でしょうか。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えを申し上げます。若者定住促進事業の情報発信の手法についてでございますけれども、こちらが今中標津町内にいる若者、それと町外に転出した若者と、2つの手段があるというふうに考えてございますが、今中標津町内にいる若者に対しましては、地域おこし協力隊、2月から新たに着任いただいている牧野隊員がですね、主軸になりながらイベント情報等を発信していくといったところに企画運営しながらですね、情報発信していくといった部分が考えられますけれども、町外に転出してしまった若者についてはですね、例えば今二十歳のつどいで参加を申し込みされる際にですね、町から今後、町の情報であるとか支援情報こちらについてを情報発信させていただくことに同意いただける場合はですね、メールアドレス等についての登録を同意いただくといったようなフォームを設けてございまして、こちらが令和7年の二十歳のつどいから実施をしているものでございまして、ここです、連先をですね、同意を得ながらですね、いただいているという形になりますので、ここに通してですね、町の新たな支援情報であるとか、町の情報魅力的な発信をですね、行っていくと、アプローチしていくということを考えているところでございます。以上でございます。

○平山委員 5番、平山光生です。現在メールアドレスを情報収集してそこに発信していくという御答弁いただいたんですけども、多分令和7年度の時には地域おこし協力隊の業務範囲外に情報発信は含まれていなかったと思うんですけども、今年度はそういった予算が別に入っていないので、これは地域おこし協力隊の業務範囲内に収めるということによろしいでしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えを申し上げます。若者定住促進事業、令和7年度予算の補足説明資料の中では地域おこしの業務範囲と分けてですね、整理をしているところでございましたけれども、牧野隊員ですね、若者定住を担う形になってございますけれども、その業務の中の一つにですね、町外に出ていった若者に対してのアプローチであるとか、帰って来てもらうための仕掛け、こういったものも定義してですね、委託契約の中に含んでございますので、当然町が行っていく部分と、牧野隊員と一緒にやっていく部分とあるというふうに考えてございますので、8年の中でより効果的な実施方法、できていたらなというふうに考えてございます。以上でございます。

No.22 若者定住促進事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形です。同じく主要施策No.22番の若者定住促進事業についてお聞きします。今係長が答弁した協力隊とやる、帰って来る仕掛けをやるっていうような話でしたけれども、U I Jターンをさせる戦略、最終的な今、結局着地点ですね、どうやったらここに定住してもらおうかっていう最終的な戦略について、まずお聞きさせていただきたいと思えます。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えを申し上げます。U I Jターンに向けた戦略でございますけれども、先ほどの武田委員の御質問にちょっと少し重なる回答も含まれるかもしれませんが、ちょっと我々が今までU I Jターンどうやったら広がっていくかというふうに考えたときにですね、大きく分けて2種類のこの人たちが町外に転出していった方たちの転入してくるときの理由ですね、あるというふうに考えてございまして、やはり一つはですね、雇用というところに結びついている、やはり大学を卒業したあとにですね、就職先の一つとして中標津町に仕事を求めて来られる方々っていう方がいらっしゃいますし、もう一方ではですね、もう最初からやはりいずれ中標津町に帰って来たいという思いを抱いてですね、転出進学していった方々、こういった方々がいると思っております。その中でですね、雇用については先ほど申し上げたU I Jターン応援プロジェクトの中で、雇用と結びつけていくといったところの一つの戦略でございますし、もう一方はですね、中標津町にいる間からですね、地域と関わる機会をつくっていく中で、いずれ地域に帰って来たいと思っていただく若者高校生、それ自体を増やしていくと、そういった別のアプローチが必要というふうに考えてございまして、この両面からですね、取り組んで戦略的に取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。以上でございます。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。2つの今いる若者と外に出てしまった若者の戦略は何となく理解しました。やっぱり昨年からのアンケートとかのお話を聞かせていただくと、やっ

ぱり中標津町に帰って来たいけれども、就職したい職種がないっていうようなお話も以前にお聞きしております。その中でやっぱり幅広い職業というか就職だったり、起業ができるっていうチャンスをやっぱり広げていくのが1番かなというふうには、そういうことがあることによって中標津町に帰って来たい、またU I Jターンじゃなくて、他の若者が中標津で挑戦したいという可能性を広げられるんじゃないかなあと考えますが、そういった戦略っていうのは広報発信とかでできるのでしょうか。

○**企画調整係長** 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えを申し上げます。戦略についてですが、具体的に令和8年度の予算の中でも、U I Jターン応援プロジェクトの継続であったりだとか、また、あとは若者の挑戦を支援するといった部分でいけばですね、人材育成の推進事業、フロンティア応援補助の中に若者応援枠を設けさせていただいて、この中で若者の挑戦を支援していくといったものをちょっとやらせていただきたいというふうに考えてございます。こういったものは、やはり今地域にいる若者にですね、いかに知ってもらおうかということは非常に重要だと考えてございますので、例えばですね、高校生に直接高校に行つてですね、伝える場を設けたり、またSNS等、若者目線の情報発信、何より分かりやすい、とっつきやすいようなですね、情報発信が重要と考えてございますので、そういった部分で取り組んでいきたいと考えてございます。以上でございます。

No.23 大学連携推進事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。主要施策No.23番、大学連携推進事業について質問させていただきます。これまでも様々な大学との連携を行ってきていますが、今回地域おこし協力隊インターン制度の活用案内を、令和7年度学生発表した法政大学1年生に限定した理由というのを教えてください。

○**企画調整係長** はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えを申し上げます。大学交流推進事業の法政大学1年生の支援、選定した理由でございますけれども、もともとがこの大学交流推進事業、令和7年度大学交流推進事業として実施をしているところでございまして、その中でですね、通常に学生がこの地域の交流であるとか地域の特定の課題を研究するフィールドワークを行うと、そういった部分に対する報償金としての支援がもともとございまして、それとは別にですね、補助金として、この地域でフィールドワークを行って特定課題の研究を行って、学生がどうやってそこを課題解決するのか、町を活性化するのかといったものを発表を行ったその発表内容について、翌年度に支援をするといった制度をもともと設けているところでございました。法政大学の学生につきましてはですね、令和7年度にですね、その特定課題研究枠を活用して、地域の課題を研究し発表いただいたといったところでございますので、当てはまる学生としましては法政大学の学生が法政大学と関西大学というふうにしたところでございますけれども、その中からですね、特に実現性であるとか、あとは本人の意向であるとかそういったものを踏まえた上でですね、恐らく1年生の提案をですね、実現するこの制度に載せてですね、実現するといったところに結論に至ったといったところでございます。以上でございます。

○**平山委員** 5番、平山光生です。再質問させていただきます。今回は実現性等を含めてです

ね、1名に限定したということですが、もともと地域おこし協力隊のインターン制度というのは、何名に限ると限定されたものではないと思うんですけども、これまでもミチシロカ等を通してですね、発表してきた方がいらっしゃるって、もしかしたら他の方も、ゆくゆくはここ実現させてみたいと思っている方もいるかもしれないということを見ると、こちらから狭めるのではなく、案内だけでもしてみるほうがよかったのではないかなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えを申し上げます。すみません、先ほどの答弁の中で一部ちょっと説明が不足していたかなと思ってございます。失礼いたしました。翌年度の提案の実現、学生の提案の実現に向けた支援といったものについてはですね、もともと当町のほうで支援制度を持っておりまして50万円の補助金制度、こちらを活用して、これが前年度に提案いただいた学生を翌年度に支援するといった制度でございます。地域おこし協力隊インターン制度につきましては、平山委員先ほどおっしゃったようにですね、対象を絞っているような国の制度ではございませんが、やっぱりこの50万円の支援とですね、併せてですね、一体的に実施することで、学生の提案に対して伴走型、伴走支援をミチシロカの流れの中です、できるといった部分もございまして、より深く広くといった部分で50万円の、こちらが対象が少し限られているところでございますので、そことセットで行うといった考え方で今回整理をしているところでございます。以上でございます。

No.23 大学連携推進事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口でございます。同じく大学連携推進事業について質問をいたします。主要施策補足説明資料11ページの2番、令和8年度の新たな事業展開について、この説明にはですね、学生発表の実現にあたっては参加学生の将来的な地域おこし協力隊としての着任も見据えてというふうに説明がされてございます。これにつきましては、学生に対してどの時点で将来的にはぜひうちの町に地域おこし協力隊になってくださいということ、もう1番最初からその可能性も伝えてあるのか、それとも今回発表していただくという段階で伝えるものなのか、ここら辺の何ていうのかな、計画について教えてください。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えを申し上げます。参加学生に対する地域おこし協力隊インターン制度でのアプローチといたしますが、でございますけれども、参加学生、こちらは去年も令和7年度ミチシロカの中で参加いただいた学生でございまして、そのときもお試し地域おこし協力隊の体験プログラムをセットにして参加いただいている学生でございまして、今回はさらにステップアップして地域おこし協力隊インターン制度を活用してといったところで考えているところでございます。この中でですね、昨年も地域おこし協力隊のお試し協力隊制度のプログラムを実施しているといったことは参加学生も当然承知をしているところでございますし、その中で協力隊との交流等も昨年行っているところでございます。今年度につきましてはですね、またさらに協力隊として今回制度上ですね、期間限定で委嘱をするといった部分もございまして、地域おこし協力隊としての活動を意識していただきながらですね、実際に自分たちが協力隊として活動した際には、どのようなイメージになるかといったものを具体的にイメージしていただくということも、今回の中で実証できたらと思ってございます。ただ、い

ずれにしましても、まだ1年生、来年度2年生になる学生でございますので、日本全国の中ではですね、大学生が地域おこし協力隊になるといった事例も結構散見されているところでございますが、学生の温度感にそったですね、アプローチが重要と考えてございますので、その学生の雰囲気を見ながらですね、実際に打診するといいますか、将来に向けて御相談するタイミングについては、学生の状況を見ながらですね、お話しできたらなというふうに考えてございます。以上でございます。

○江口副委員長 今の説明、よく分かりました。ただいまですね、法政大学1年生であるというところで、この事業が終了後2年生、大体3年生ぐらいになると学生も就活に本腰を入れていくのかと思いますけれども、そういったところの連携は、この事業の中で、中でというか翌年度、どのように連携をとっていくような予定でおられるのでしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えを申し上げます。今年度終えて学生が3年生という形になってですね、そこに対してのアプローチの連携についてでございますけれども、まずはこの8年度の事業で若者の提案を実現するといったところに注力してまいりたいと。それが結果的にですね、この参加する学生が地域に愛着を持っていただけるのか、この地域で何か貢献したいと思ってもらえるのかといったところにつながってくると思いますので、まずはそちらに注力とは考えてございますが、一方でですね、大学側とはですね、こういったことを契機とした連携については事務レベルではいろいろ意見交換を行っているところでございますので、令和9年度以降、地域おこし協力隊であるとか、それ以外の連携もですね、大学側と参加者学生の方々について継続的なアプローチ等も含めてですね、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

No.24 まち・ひと・しごと創生推進事業【阿部沙希委員】

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策No.24、まち・ひと・しごと創生推進事業について質問させていただきます。まず地域おこし協力隊が一社に10名もの協力隊集中の理由を教えてください。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの阿部委員の御質問にお答えを申し上げます。まち・ひと・しごと創生事業の補足説明資料でいけば14ページの(2)の部分で御質問いただいたかというふうに考えてございますけれども、こちらにつきましてはですね、現在6名の隊員がですね、現在進行形でふるさと開拓ラボという企業に派遣をしているところでございますけれども、追加で4名の隊員、こちらは全てふるさと開拓ラボに行くといった部分ではございませんでして、この新しく追加になる4名の中でふるさと開拓ラボに派遣する隊員もいればですね、新たに地域の中で地域おこし協力隊をですね、受け入れて地域の公益事業を行いたいという企業も募集してまいりたいと考えてございますので、そういった企業への派遣の対応も含めて4名といったところで、計10名ですね、というふうに考えているところでございます。以上でございます。

○阿部沙希委員 では委託先についてなのですが、令和7年度の予算で5,500万円、令和8年度も同額が計上されています。その委託先が包括連携協定を結んだ特定の一社の株式会社ふ

るさと開拓ラボのみに限定されているのはなぜなのかと、同社は株式会社ネオキャリアが設立した会社であります。町はネオキャリアに対しても企業人派遣として590万円を支払っています。派遣元にお金を払い、その子会社にも多額の委託料を払うという資金循環は、町民から見て特定企業への過度な利益供与と取られかねませんが、公募の公平性と選定の透明性はどうか確保されましたか。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの阿部委員の御質問にお答えを申し上げます。ただいま阿部委員のほうで御質問いただきました地域協力活動委託料の5,500万円、これが全てふるさと開拓ラボとの委託契約ではないかといった部分でございますけれども、こちらにつきましては先ほど御説明させていただきましたとおり、10名の隊員全てがふるさと開拓ラボに派遣をするといった形ではなくてですね、この中で今いる6名、さらに追加する4名、この4名の中ではふるさと開拓ラボへ派遣する隊員もいればですね、新たに公募をしてといった部分もございますので、この5,500万のうち全てがというふうにならないということをまず御説明させていただきたいと思っておりますけれども、また地域活性化企業人についてもですね、ネオキャリアからですね、木下卓さんをですね、派遣いただきまして、ふるさと開拓ラボと足並みをそろえてこの地域の活性化のために、いろいろと活動をいただいているという形になってございます。いずれにしても国の制度を活用させていただきながらですね、それぞれ行っているところではございますが、ふるさと開拓ラボ、ネオキャリアとはですね、この昨年2月にですね、包括連携協定を締結させていただいた中でですね、地域おこし協力隊の活動を通じて地域に活性化を目指していくといった部分で行っているところでございます、非常に公益性の高い取り組みをですね、行っているのかというふうにご覧いただいております。他の事業者との公平性であるとかですね、選定のところにつきましては、まず今年の予算の中でもですね、御説明させていただいたところではございますけれども、まずは包括連携協定を結んだふるさと開拓ラボとですね、協力隊派遣しながらですね、地域協力活動を行っていくといったところでございますけれども、それはまず試験的に行っていくという側面もございまして、今回8年度に入っております、この結果を踏まえながらより横展開、新たな受け入れ先企業を募集しながらですね、同じような取り組みを行っていただく企業というものを選定しながらですね、横展開していきたいというふうにご覧いただいております。説明は以上でございます。

No.24 まち・ひと・しごと創生推進事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。同じくまち・ひと・しごと創生推進事業ということで、先ほど、今阿部委員からも質問ありましたけれども、ふるさと開拓ラボとの連携において、昨年度から事業実施されていますけれども、今係長が言ったように地域の課題解決だったり新規事業立ち上げということで昨年から見えてまいりました。今年の事業をやる中で、どのような効果まで織り込んでいるのか、どのような効果を想定しているのか、今年の予算で教えていただければというふうに思います。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えを申し上げます。今年度、8年度のですね、の話しですね。はい。このふるさと開拓ラボ等の企業派遣されている協力隊員の求める効果でございますけれども、現状においてですね、ふるさと開拓ラボの中で活躍いただいている隊員につきましては、例えば先の報道でもいた

だいているところでございますけれども、ジョブインサイドプロジェクトといったものを通じてですね、今 25 社の企業に対して支援を決定してございまして、こちら町が公募しながらですね、幅広く支援を行っていくといったスキームを設けてございまして、その中で企業の皆様ですね、デジタル化、なかなかどうやたらいいか分からないといったデジタル化の支援であったり、また人材定着の支援、それとあとは業務のスキームの構築であるとかそういったものをいろいろ支援を行っているといったところでございます。まずこのジョブインサイドプロジェクトにつきましては、令和 8 年度以降も継続して行っていくというところでございますので、具体的な目標件数というところまではまだ整理はしていないところでございますけれども、より多くの企業の方々に支援が及ぶようにですね、実施をしていけたらというふうに考えてございまして、また合わせてですね、ジョブインサイドプロジェクト以外につきましても、道東さんといった地域情報サイト、こちらの運営サポートも行っているところございまして、これについては、今非常にですね、情報サイトとして成長しているといったところでございます。もともと月間での視聴回数が余りなかったところでございますけれども、直近 2 月では 1 万 5,000 回まで到達したというふうに聞いているところございまして、急激に成長しているといったところもございまして、こういったところで地域の方々、またこのサイトはですね、東京札幌、また、国外の方々も非常に見ていただいているといったところも聞いてございまして、そういった視聴回数をどんどん増やしていくといったところでですね、情報発信の強化というところをですね、この活動を通して実施していけたらというふうに考えているところでございます。その他にも、活動ございましてけれども、ちょっといろいろございまして、ちょっと多くなりますので割愛させていただきたいと思っております。以上でございます。

No.25 ふるさと応援制度推進事業【阿部沙希委員】

○阿部沙希委員 2 番、阿部沙希です。主要施策 No.25、ふるさと応援制度推進事業について質問させていただきます。返礼品のウイスキーについてになります。ウイスキーの単発の寄附から町に訪れてもらうための戦略はどう考えておられますか。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの阿部委員の御質問にお答えさせていただきます。現在はウイスキー自体はボトル化されたものはありませんので、樽のオーナー券という形でふるさと納税の寄附の募集をしております。それは中標津町産のモルトを 100% 使用した地場産品としてのウイスキーという形になりますので、現在ではウイスキー自体での町への訪問される方っていうのは、直接的にはいらっしゃらないんですが、実際に農場で大麦を畑に生育されている状況を見に来ていただくっていう方にはつなげていきたいなっていうのは思っておりますが、今後、こちらのウイスキーの製造委託を製品化に向けて 3 年後、ウイスキーのボトル化したものができることによって、町内での販売、ふるさと納税でのボトル化した返礼品の寄附募集、こちらにつなげて実際に手に取っていただくものが、より多くの方に届けられるようなものを返礼品として開発していきたいと考えております。以上でございます。

No.25 ふるさと応援制度推進事業【江口副委員長】

- 江口副委員長 11番、江口です。同じくふるさと応援制度推進事業について質問いたします。現在の1名体制のふるさと応援制度のPRの地域おこしを新年度は3名に増員するということですが、この3名は現在と同じ雇用型という枠でのまずは採用になるか教えてください。
- 政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えさせていただきます。現在1名、おこし協力隊いらっしゃいますが、次年度から全部で3名の体制で行っていきたいということで、この3名につきましては現在と同じ会計年度任用職員での任用で考えております。以上でございます。
- 江口副委員長 はい。その際ですね、勤務場所というのは、これまでと同じ総務課内に、またデスクを増やしてというふうな形なのでしょうか。
- 政策推進課主幹 政策推進課佐藤でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えさせていただきます。今現在検討しているのは、政策推進課の中のふるさと応援係の中で席を設けて勤務していただくということで整理しております。以上でございます。
- 江口副委員長 はい。総務課ではなく政策推進課でした。さらにですね、補足説明資料の17ページ1行目には、協力隊による体制の強化ということで、任務の内容がタウンプロモーション、SNS発信、寄附傾向の分析、事業者関係構築などというところで、専門的人材の募集というふうにあります。この専門的人材というのは、こういった人材像をイメージして求めていくのかということについて伺います。
- 政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えさせていただきます。専門的人材という我々想定していますのは、SNSの発信、それに伴う各種デザインですとか寄附の金額、件数、あらゆる商品に対する分析ですとか、取材、写真撮影、あらゆるところが専門的知見が必要だということを感じているところがございますので、そういったところに何か知見があるような方を募集のときに考えながら、募集していきたいと考えております。以上でございます。

No.27 道の駅的機能を有した複合施設の在り方に関する調査研究事業【平山委員】

- 平山委員 5番、平山光生です。No.27番、道の駅的機能を有した複合施設の在り方に関する調査研究事業について質問させていただきます。この説明資料の中にも、これから調査する内容等細かく書いていただいているんですけども、フォーラム等、いろいろ手法が書かれています。しかし、これから若者に住み続けてもらうためにも子どもたちの意見というのを募集して、参加してもらうということが大事になってくると思います。当初、施政方針の説明の中でも、7、8年はかかる事業となるということですので、子どもたちが大きくなったときに利用する側に回ることも考えられるということを見ると、夏休みの課題等に出して、こういった施設があるとうれしいのかとか、こういったものを夢見ているのかっていうのを募集して、意見を集めるということが大切になってくると思うんですが、そういったことは考えられるのでしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えを申し上げます。平山委員が今おっしゃっていただいたとおりですね、この施設、最終的にどういった施設になるかということになりますけれども、地域の方々、若者に愛される施設になっていかなければですね、事業の継続等も含めてなかなか難しいだろうというふうに考えてございまして、その中で令和8年度につきましてはフォーラムを開催して、町民の皆様の機運醸成を図っていくといったところを考えているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、結構先の長い事業になってくると思いますし、まずは基礎調査の段階でございますので、その中で1年ないし、もしかしたらもう1年だとか基礎調査の期間かかるかもしれませんけれども、この基本構想に移っていく段階ではですね、若い方の意見の取り入れ方であるとかそういったものを研究しながらですね、幅広に検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○平山委員 5番、平山光生です。基本構想が固まってしまってからだと、子どもたちの意見というのはなかなか取り入れるものは難しくなってくるんじゃないかなというところが考えられますので、構想の段階で思いがけないヒントが得られる可能性も出てくると思いますし、専門家の方の知識が得られる段階で、この意見ってすごく取り入れやすいよねっていうのを取り入れていただくためにも、早めの段階で聴取していただきたいなと思うんですが、不可能でしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えを申し上げます。今いただいた御意見も踏まえてですね、当然、学校側、基本的にはそういったことを行う場合には学校の同意であるとか、そういったものも必要になってくると思いますので、基本固まる前にはですね、どこかの段階でそういったことができるかどうかも含めてですね、検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

No.27 道の駅的機能を有した複合施設の在り方に関する調査研究事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口でございます。同じく道の駅機能を有した複合施設の在り方に関する調査研究事業、質問をさせていただきます。補足説明資料によりますと、事業内容の2に先進事例調査とあり、地域ニーズの把握と先進事例調査ということで、5か所程度選定しというふうに説明がされております。この内容についてですね、調査研究が出てからそこを見に行くのではなく、恐らく平行しながらいろいろあたりをつけて、5か所選定して調査の一環とするのかなというふうに理解をしておりますが、この選定基準という部分について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えを申し上げます。先進事例調査の選定基準でございますけれども、こちらにつきましては先ほど江口副委員長がおっしゃられたとおりですね、固まってから行くのではなくてですね、並行していく形になるだろうというふうに小樽商科大学側とですね、詰めていく必要あるかなというふうに考えているところでございますけれども、今現段階で同大学とはですね、道内で4か所程度、道外で1か所程度をイメージする形ですね、規模感含めて、そういったところも含めてちょっと選定していこうというふうに話しをしているところでございますが、具体的な選定基準等々についてはですね、調査研究の中で少し見えてくる部分もあろうかと

思いますので、今の時点で厳密に定めているものではないので、御理解いただけらと思います。以上でございます。

No.27 道の駅的機能を有した複合施設の在り方に関する調査研究事業【高橋委員】

○高橋委員 12番、高橋善貞です。同じく施策番号27番、道の駅的機能を有した複合施設の在り方に関する調査研究事業について質問させていただきます。補足説明資料の22ページに、この事業の委託の内容が記載されているんですけど、中でも小樽商科大学の包括連携協定推進事業というのはもう終了しているっていうふうには書いてあるんですけど、この資料について、一般の通常のコンサルタントに調査研究事業を委託しないで、小樽商科大学へ調査研究を委託することについてちょっと疑問があるんです。今後の継続性について本当に保たれるのか。要するに先ほど一般論ではありますが、先ほど施政方針の質問の中で、構想から10年ぐらいかかるってお話しされていたのがやたら気になるんですけど、この小樽商科大学に委託することの継続性、10年後までずっとお付き合いして、この事業を実施していくのか、その辺ちょっと教えてください。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えを申し上げます。小樽商科大学、この調査研究事業について委託する経緯等も含めての御説明になろうかと思っておりますけれども、まずはですね、今回についてはですね、いきなりコンサルタントに委託をして、厳密にどういった施設にするのかを定めていくというよりはですね、大学の専門的知見を生かしながらですね、基礎調査、データ分析、コンセプトの立案といったところが主になってきておりますので、専門的知見を有しており、また包括連携協定をですね、令和5年から締結して、今、現役で連携協定の締結期間でございます小樽商科大学様にですね、打診をしたところですね、小樽商科大学様としましてもですね、道の駅等の調査実績、また観光分析、空港を軸とした広域観光調査の事例等もございましたので、そういった部分も踏まえてですね、今回ちょっとお願いをするような形となったところでございます。継続性の部分についてでございますけれども、まずはこの基礎調査研究というところで小樽商科大学様というふうに考えているところでございますけれども、最終的にこれが基本構想であるとか基本設計となっていった際にはですね、当然、コンサルティングというところに入ってくる可能性も十分にあるかと考えてございます。その中で小樽商科大学様につきましてはですね、包括連携の期限はですね、毎年度、お互い同意があればですね、更新していくというふうに承知しているところでございますので、お互いがコンサルティングに委託、基本構想や基本設計に進んでいく中でですね、小樽商科大学様も関わっていくような形が望ましいとお互いに判断されていけばですね、そのようにできればいいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○高橋委員 再質問させていただきます。ここに道の駅的機能っていう、大分、一步引いたような事業名になっているんですけど、そもそも道の駅っていうのは国土交通省が所管した道路財産なんですよ。そして、今その道路財産に防災の災害のときの防災の機能も含めようという、そういう動きは国土交通省にあるんですよ。行ったことあると思いますけど、道の駅には24時間のトイレと、ただの駐車場がついているんです。それで道の駅はその駐車場には町民以外の観光客も来て、防災上使えるようになっている。その辺も考えていくと、今度、ここに書かれている商業施設っていうか、何ていうんでしょうね。私は商業施設、観光施設

については、経済産業省の所管じゃないかなと思うんです。言っていること分かります。複合施設とは言いながら、片や道路財産、水洗便所と駐車場は道路用地なんです。道路の財産なんです。そして複合施設を造りたいのは分かるんですけど、複合施設は民間の事業なんですよ。その辺もちゃんと考えて小樽商科大学がマーケットリサーチはうまいかもしれません。だけど、本当にこの膨大な計画を最後までやりきっていただけるのか私はちょっと不安があります。単なる大学生の卒業研究や論文の機会を与えるようになって、業務処理責任者というのは必ずコンサルタントにいるわけですよ。その業務処理責任者は大学教授になるのかっていうことなんです。つまり卒業してしまう学生と人事異動でどっかの大学に行ってしまう大学教授に全てを丸投げするようなことだけはやめていただきたい。これが私の考えなんですけど、いかがでしょうか。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えを申し上げます。道の駅的という現段階ではというふうに考えているところでございますけれども、高橋委員がおっしゃるようになりますね、道の駅には国交省が定める登録要件というものがございまして、例えば利用者が無料で24時間できる駐車場であるとか清潔なトイレ、あとは子育て応援施設、ベビーコーナー等を設置することであるとかいうふうな登録要件でございますけれども、同時にですね、この国交省の定める登録要件の中には、情報発信機能として道路及び地域に関する情報、これは観光情報等も含まれてございます。それと地域の連携機能として文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設等も、この登録要件の中に入っているというふうに承知をしているところでございます。その点も踏まえた上でですね、小樽商科大学様につきましてはですね、過去調査実績もございまして、またこの委託事業についてはですね、学生に行っていただくものではなく、大学教員自らですね、専門的知見を生かしながら行っていただけるというふうに確認をしているところでございますので、地域の振興ですね、観光地域活性化等も含めてですね、小樽商科大学様とですね、考えてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○高橋委員 大学の直営でやるという話しが最後に出たんですけど、これについては学生は関わらなくて、大学そのものの教授、助教授、研究員もいるのでしょうか、その辺がこの事業の委託を処理していくというふうに考えていいんですね。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。はい、そのように認識をさせていただきます。以上でございます。

No.31 人材育成活動推進補助事業【山口委員長】

○山口委員長 では次、私からの質問です。人材育成活動推進補助事業についてお聞きします。主要施策補足説明資料の23ページ、2番の若者応援枠の概要についての中でですね、補助事業というのがございますけれども、こちらの具体的な事業内容は、どのようなものを想定されているのでしょうか。教えてください。はい、どうぞ。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの山口委員長の御質問にお答えを申し上げます。補助事業の具体的な部分でございますが、補足説明資料の23ページの2番、若者応援枠の概要についての2つ目ですね、補助事業というふうに記載をしているとこ

ろでございますけれども、基本的にはですね、こちらの記載の部分でございますが、若者、若者団体が自らですね、企画実践する事業で、次のいずれかに該当することとしまして、このアからエの部分については幅広くですね、若者が新しいことにチャレンジするといったものを支援してまいりたいというふうに考えてございますので、具体的にですね、この事業でなければならないとか、そういった部分について細かく定義は考えていないところでございます。一方で米印で記載をしてございますけれども、政治活動であるとか宗教活動また営利を主たる目的とする事業については、この性質はなじまないというふうに考えてございますので、補助対象外として整理をしているところでございます。以上でございます。

○山口委員長 はい。再質問させていただきます。特に具体的なイメージっていうのは持っていらっしゃるということでしょうか。はい、どうぞ。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの山口委員長の御質問にお答えを申し上げます。イメージといった部分でいけば、例えばですね、今、若者定住促進事業の中でも中標津高校の高校生に対するまちづくりの参画支援であるとか、そういったものも行っていくようなところでございますけれども、例えばこの高校生が主体となって、この教員等も補助を受けるためには補助対象になっていただきたいところでございますけれども、高校生が自らですね、地域のために何かできるんじゃないかということを考えていただいて、実践していただく授業とか、そういったものもぜひ実現できたらなというふうに考えているところでございまして、もちろんそれに限らずですね、40歳未満の方まで補助対象としてございますので、若者の創意工夫に基づくですね、取り組みを提案いただいて支援できればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

No.31 人材育成活動推進補助事業【松野委員】

○松野委員 はい。9番、松野美哉子でございます。施策No.31番の人材育成活動推進補助事業についてであります。この事業の中では、16歳対象、補助対象は16歳から40歳未満の者ということになっております。これは16歳ということと高校生からということに考えられているのではないかなと思うのですが、高校生年代っていうのかな、思うのですが、児童生徒、中学生とか小学生でもいろいろなアイデアを持っている、いろんな思いを持ってこの町の中で活動したいということを考えている子もいると思います。実はこの間、まちかどキャラバン、議会のほうでやったんですけども、その中でストリートボードのできる場所を希望する中学生が意見を述べていきました。そういう点からしても、この町の中で、若い人がこういうことをしていきたいんだという思いを持っている子もいると思います。で、なぜ小学生中学生でもいいんじゃないかっていうのを出したのは、支援者が19歳から40歳までつけるってことなので、子どもたちが全部をやるわけではなくていろいろ調整したりしてくれるのが大人がそばにいればできるのではないかなという思いがありました。他町ではね、中学生議会とかで、しっかり意見を出している中学生とかもいるので・・・

○山口委員長 松野委員、簡潔にお願いします。

○松野委員 高校生以上じゃなくても意見を出せる小中学生もいるのではないかなと思って、児童生徒の意見を聞くようにしてはいかがかなという思いを持っております。いかがでしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの松野委員の御質問にお答えを申し上げます。補助対象の年齢にですね、小学生中学生にあたる年代も含めてはどうかといった御質問御意見だというふうに考えているところでございますけれども、今回この事業の構築にあたりましてはですね、やはり若者の挑戦を支援するといったところで、若者自らが考えてですね、そして実践をするといった実行能力もある程度問われてくるというふうに考えているところでございます。こういった19歳未満の方々に構成される人であるとか団体の場合はですね、補助を受ける方として19歳以上の大人をつけてといったところでございますけれども、それはあくまでですね、補助者としてこの何ですかね、お金のある程度流れが出てきてしまいますので、それを責任持てる方をとといった形で設定をしているところでございます。やはり小中学生というところになりますと、どうしてもその支援者がある程度の運営に携わらなきゃいけないといった部分も出てくるかなというふうに考えてございます。若者、特に小中学生の意見を町の中に取り入れていくといった部分、この視点は非常に重要かと思っております。この事業の支援対象としましては、やはりこの自ら実践するというところに重きを置きたいというふうに考えてございますので、まずは16歳以上の若者を対象としてというふうに考えていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○松野委員 再質問です。この町の中で、その年代の学生が自分たちで計画してやっていくってことで、この町の中にいろんな思い出を作っていくんだと思うんですね。で、よくUIJターンとか、そういうのでも、行ってからの学生に帰って来てよじゃなくて、帰って来られるための、来ようと思うためのまちづくりをすることが大切だと思って、それが高校生からの3年間なのか、中学生からの6年間なのかで随分自分たちがこの町で活動したんだっていう思いが変わってくると思うんですね。そういうところも思いまして小学生はちょっと無理だとしても、中学生ぐらいから一緒に活動、中学生だけではなくてね、中高生とかっていう流れもできると思うので、そういうのを思って意見を出したんですけれども、どうお考えになりますか。

○企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの松野委員の御質問にお答えを申し上げます。御意見いただきありがとうございます。そうですね、いろいろこの若者の挑戦を応援するとか若者の愛着を深めていくといった話しを総合戦略推進委員会、策定委員会の中でもさせていただいている中ではですね、やはり若いうちから、小学校中学校のうちからですね、地域に愛着を持ってもらうような取り組みも重要であるといったお話しもいただいているところでございます。その中で今回は実践というところがやはりちょっとどうしてもございますので、16歳以上というところから始めてまいりたいと考えてございますけれども、様々な他の施策も含めてですね、中学生小学生の地域への愛着を深める取り組みというものをですね、この事業に限らずですね、いろんな取り組みが必要になってくるかなと考えてございますので、今回この事業の推進の中で見えてくる課題も含めてですね、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

No.31 人材育成活動推進補助事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口でございます。同じく31番の人材育成活動推進補助事業について質問をいたします。若者応援枠は16歳以上ということになっておりますが、対象年齢の若

者が多数在籍している高校や専門学校へのアプローチは考えていますか。

○**企画調整係長** はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えを申し上げます。江口副委員長御認識のとおりですね、高校専門学校、その学生に対するアプローチ、これは当然想定をしているところでございます。今後、この制度が明確になった、構築した際にはですね、制度の紹介とまた活用に向けてですね、情報提供また活用に向けて単純に使ってくださいというだけではなかなか難しい部分もあると思いますので、伴走的な支援も含めてですね、実施できたらというふうに考えてございます。以上でございます。

○**江口副委員長** 11番、江口でございます。考えて想定をされているということで、ぜひですね、例えば幾つかの例示などを含めながら、現地に出向いて高校や専門学校等で説明する機会なども設けたらいかがかなというふうに思うんですが、そういったことは考えられているでしょうか。

○**企画調整係長** はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えを申し上げます。実際に現地に出向いてといった部分でございますけれども、例えば現在ですね、中標津高校とまさに牧野委員の活動の一環としてですね、高校生の探究学習をですね、協力隊がサポートに入らせていただいて、高校生が地域の課題であるとか活性化を考える際にですね、地域の大人たちと高校をつなげる役割、これを協力隊が担っていくということを任務の一つにしているところでございます。この中でですね、高校とはですね、様々な若者の挑戦であるとか、また一度離れて戻ってくる愛着であるとかそういったものは意見交換を常にしているところでございますので、高校に限らず専門学校も含めてでございますけれども、こういった機会も使ってですね、制度の紹介と制度の活用に向けた具体的な話し等ができればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

No.33 関係人口創出事業【宗形委員】

○**宗形委員** 10番、宗形です。主要施策No.33番、関係人口創出事業ということで、補足説明資料の中にありますふるさと住民登録制度というところがあったんですけども、今年これやるにあたっての期待する効果というものを教えてもらってもいいでしょうか。

○**政策推進課主幹** 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。こちら令和8年度から北海道が国のモデル事業に応募して、北海道として北海道が主体となって道内の市町村と連携して、国が政策で進めているアプリを使ったふるさと住民登録制度というものでございます。こちらのほう、目的として関係人口の可視化ってところがまず一つの目的となっておりますので、中標津町でふるさと住民登録をしていただいて、どの程度、何人アプリで登録していただいているのかというのが人数的に定数的に把握ができるのかなと思っておりますので、あらゆるところにPRしながら登録していただく、さらにその人数を把握するっていうのがまず一つの目標かなと思っております。以上でございます。

○**宗形委員** はい、ありがとうございます。関係人口の可視化ということですが、中標

津町において関係していただいている人口というのは、多分何ていうんでしょうね。商工系だけでも1日6万人とも言われているっていう中標津町ですけども、その方みんなにちょっと登録いただいているっていうか、本州のほうも含めてっていうのは多分不可能かなと思うんですけども、アプリに登録することによって、その関係人口の可視化という割合だったり、何ていうんでしょうね、見えてどうなるっていう先っていうのは、見えてくるんでしょうか。事業の中から。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。関係人口、交流人口、あらゆる方向で中標津町に来ていただく関係が持っていていらっしゃると思っております。ですので、全てが把握できるのはなかなか難しいとは思いますが、実際にアプリで登録していただいて、直接的に町を応援していただくっていう意思を表示していただくというようなツールになるかなと思っておりますので、実際、国としてもまだ登録して、その先どういうものに結びつけられるのかわかるというのは、これから研究していくっていうことで、新たに導入して、どういうふうにつながっていくかわかるというのはこれからということですが、実際にアプリ上登録した人数ということで、全国的に数値として可視化していきたいというのが国の目的であるかなと思っております。以上でございます。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。先日、当文教厚生常任委員会で視察させていただいた上川町というところで未来型公民館というところを視察させていただきいただいたときに、感動人口1億人目指しますみたいな、地域おこし協力隊だったかな、係長の方がいたんですけども、例えばそういったところで中標津町もただ国の事業とか北海道の事業に北海道がやるから参加しますではなく、例えばそういったコンセプトだったり、中標津町に来たから関係してみたい、ふるさと納税応募してみたからというのでやる、何かそういうテーマとかを見つながらやると、そういうアプリとか登録してくれたり手法だったりっていうのは見つかるのかなというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

○政策推進課主幹 はい。政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの宗形委員の質問にお答えさせていただきます。上川町の副業人材6名をマッチングするふるさと住民登録制度導入、検討しているというのは情報として我々も研究していたところなんですけども、中標津町でどういうものが町独自としてのPRになるかわかるというのは、これから検討していかなければいけないと思っておりますが、登録していただくことによってこちら側からの情報が直接的に届くような仕組みになるかなと思っておりますので、今後、我々ふるさと納税担当しておりますので、ふるさと納税に向けても、直接的にPRできるような仕組みが構築できればかなと思っております。以上でございます。

No.33 関係人口創出事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口でございます。同じく33番、関係人口創出事業で、ふるさと住民登録制度についてなんですけども、ふるさと納税については担当部局なのでPRをしていくということで、今答弁をいただきました。趣旨の中にも自治体から魅力的な情報提供を受けることができるというふうにありますので、そこに合わせてですね、例えば移住のお試し暮ら

しですとか、そういった情報もせつかく登録していただいた方に経済効果や、さらに一步来ていただくような仕組みづくりも積極的にやっていただきたいと思うんですが、そういったところについても部局を超えて情報提供というのは考えられているのでしょうか。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えさせていただきます。関係人口は先ほどのとおり、あらゆる部局部門でたくさんあると思っておりますので、ふるさと納税だけではなくて、U I J ターンですとか定住、いろいろなところで関係人口・交流人口、そちらのほうにPRしていきたいと思っておりますし、さらに担い手の活動ですとかボランティアの活動ですとか、そういうところに関係を持って町外から来ていただくということもあろうかと思っておりますので、あらゆる事業に関係人口・交流人口を含めた人口を登録していただいて情報を提供していくというような形で進めていきたいと考えております。以上でございます。

No.33 関係人口創出事業【佐野委員】

○佐野委員 同じく主要施策の33番、関係人口創出事業についてということで、今のふるさと住民登録の関係だったんですけども、まずこれに係る経費ってというのは、ちょっと自分で見つけられなかったんですけど、かかるものなのでしょうか。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの佐野委員の御質問にお答えさせていただきます。実際、こちらが予算計上上、歳出は見込んでおりません。アプリのほうも国の開発のほうで現在進められておりますので、8年度予算の中では歳出は予定しておりません。以上でございます。

○佐野委員 質問させていただきます。まずその部分では納得いたしました。今回そのアプリ、国のほうのアプリを使用するというので、多分、お願いしての自由意思でアプリを入れるっていう形だとは思いますが、そのアプリの安全性、要はマイナンバーのときもそうでしたけれども、結局、相互関係の部分でずれてたりとかってというのが実際あった中で、今要は試験段階ではないけれども、やってみて、その中でアプリの機能改善を進めながらっていうような形の中で、心配事がある中で登録してくれる人がどれぐらいいるのかってのを、ちょっと不安なんですけど、その辺ってというのはどのように考えていますか。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの佐野委員の御質問にお答えさせていただきます。当然、アプリの安全性というのは確保、確認しながら進めていくことが条件になろうかと思いますが、国のほうでアプリの説明の中では登録の方法もいろいろ用意するというので、通常の住民とふるさと住民登録ですとか、マイナンバーを活用したプレミアムな特別的な住民登録ですとか、そういう形でいろいろな形での登録ができるようなアプリを想定しているということでもありますので、当然、我々も安全性を確認しながらですが、登録される方も御自身で安全性を確認しながら登録できるような仕組みになってくるのではないかと想定しております。以上でございます。

No.33 関係人口創出事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村康弘でございます。主要施策33番の関係人口創出事業、補足説明資料の26ページについて質問をいたします。北海道と協力して発信していくんだということで、自治体としては自治体の魅力の発信ということが非常に最終的に登録してもらうための大事なきっかけだというふうに思うんですけども、うちの町は特別観光地とか景勝地があるわけではなくて、その中で登録をしてもらうようなアピールをどう出していくのかっていうことは、かなり大切なことなんだろうと思います。私は北海道遺産になっている格子防風林、これが知床阿寒摩周、釧路湿原、今新たに野付風連の国立公園とか、そういうものちよūd真ん中あたりに空港もあって位置しているわけですけども、それが格子防風林でつながっているというところに着目すると、これは日本の中でここにしかない景観であり、野生動物の道路であり、そして安全保障地域でもあるみたいな、だから今回トレイルカメラを10台入れるんですけども、その映像なんかを流して、これだけの熊の目撃があるんだけど人間とトラブルを起こさない、そういう地域なんだ。他の野生動物もたくさん行ったり来たりしているんだみたいなことを視点の中に組み込んだ発信をしてみたらいかかかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの松村委員の御質問にお答えさせていただきます。町の魅力は先ほどおっしゃっていただいた格子状防風林以外にもたくさんあると思っております。地場産品も含めてあらゆるPRが必要かと思っておりますので、あらゆるところで中標津の魅力を発信して、中標津のふるさと住民登録につなげていけるようにPRしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○松村委員 はい。15番、松村でございます。おっしゃっていることはそれなりによく分かります。特に我が地域の食品に関しては誇れるものがたくさんあるだろうと思います。一方、住民登録をしてもらおうと思うと、ターゲットをどこに絞るか。日本国民1億何千万人みんなに等しくアピールするのか、特にこだわりを持っているこの部分の人たちについてはぜひとも中標津町を選んでいただきたいんだ。そういう戦略、日本国民の100分の1には必ずヒットするみたいな、そういう視点がぜひとも必要かと思っておりますので、それはそれで御検討いただきたいと思っております。以上です。

○政策推進課主幹 はい。政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの松村委員の御意見、御質問にお答えさせていただきます。専門的な知見、いろいろ学術的なものもいろいろあるかと思っております。そういった町の魅力を最大限に発信できるよう努力していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

No.47 防災減災対策等強化事業【山口委員長】

○山口委員長 では続きまして私からの質問になります。主要施策番号47番、防災減災対策等強化事業についてですけども、説明資料の2番、事業内容の(1)防災備蓄品整備・管理等についてなんですけれども、この防災の設備や整備と管理なんですけれども、これについては自前で行うことは難しいのでしょうか。これらについて外部委託をする理由を教えてください。

さい。

○**防災係長** 総務課防災係長の大家です。山口委員長の御質問にお答えします。備蓄品の管理委託についてですが、現在ですね、防災の業務について各学校や住民の方、またですね、国から要請される調査、アンケートなどですね、業務が増えていく一方でございまして、この防災備蓄品につきましても、社会情勢の変化や災害が起こるたびにですね、備蓄品の品目等も増えてきているところで、これをですね、職員だけの管理は大変難しくなっているところがあることから、令和8年度についてはですね、外部に委託して、備蓄品の管理を行おうと考えております。またですね、国のほうでですね、防災備蓄品の管理システムがあることから、こちらとも連携がですね、リアルタイムに行えるようになるものと考えておりまして、委託を考えているところでございます。御説明以上となります。

No.48 地域防災力向上事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。48番、地域防災力向上事業について質問させていただきます。この事業の中の耐震改修等補助事業170万6000円となっております。前年度から比べたら増額となっているんですけども、どの補助の増額を見込んでいるのか算出についての内訳を教えてください。

○**防災係長** 防災係長の大家です。平山委員の御質問にお答えします。令和7年度から増額になった内容につきましては、国、道の要綱の改定に伴い一部の補助額について増額となったものです。内容につきましては、耐震改修工事への補助について、最大70万円から71万3000円に増額となったものでございます。また、除却工事の補助額についても同じように70万円から71万3000円に増額になったものです。また、補強設計につきましても、1件10万円に増額されたものとなっております。御説明は以上となります。

No.48 地域防災力向上事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。同じく主要施策の48番、地域防災力向上事業で除却費用という今説明がありまして、それも増えたというお話しでございます。過去においてこの事業を使って除却した例というのはあったのか、今般見込んでいる部分においては何件ぐらいを想定しているか、まず荒っぽい質問ですけどお答えいただけますか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。松村委員の御質問にお答えいたします。この耐震化の除却については令和6年度から事業化されたものになります。令和6年度及び7年度については、令和6年度については1件もまだ申請がございません。令和7年度については現在進行中のを含めて1件ございまして、今手続を進めているところです。また令和8年度につきましては、予算の中では1件の除却を見込んでいるところでございます。御説明は以上となります。

○**松村委員** お話し承りました。私の知る限りにおいては、耐震設計に関わる場所、耐震診断に関わるこれらの手順を踏まないと、審査するために図面が必要でとか耐震基準に満たないという判定をもらうとか、その段階でかなりお金がかかってしまう。肝心の除却費用にお金がつくり出せないみたいな。町中をぐるっと見ると、もう本当に壊してもいいのにと

思う建物が散見できるのですけれども、これらを整理するために今の体制で、今の形でこの除却は進むものだとお考えになりますか。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。松村委員の御質問にお答えいたします。まずこの耐震化の事業につきまして、この事業の目的では、現在建っている住宅等に対しての補助になります。またですね、大前提として、この住宅に住むというところを前提としております。委員のおっしゃるとおり、町の中にはですね、もう既に取壊してもいいんじゃないかという建物も見られますが、まずはですね、その住宅、建物に住むということが前提となりますので、もう住めないような住宅に対しての事業ではないということを御理解いただきたいと思います。御説明以上となります。

No.49 水防計画改訂事業【高橋委員】

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。施策No.の49番、水防計画改訂事業について質問させていただきます。今回、全国的な水防計画に準じた計画を行う上で、何ていうんでしょう、こちらの土地地域は稲作地帯と違う酪農地帯の特性がありますので、全国的な水防計画に準じるんじゃないくて、酪農地帯を重視した、そのような計画にしていきたいと思うんです。詳しく言いますと、消防団と同様に水防団というのがあるんですけども、これは非常勤の特別職の地方公務員です。ところがこれは中標津町にないんですよ、水防団は。それでなぜかという、本州の稲作地帯の歴史というのは水田に水を引っ張るのは農業水利っていうんですけど、それから発展してきた長い歴史があって、そして、自分の畑なり水田を守るための水防団というのが長い歴史であるわけなんですけど、北海道にはこれがなかなかなくて、しかも釧路根室管内っていうのは水田がありませんので、こういう水防に対する意識がほとんどないわけじゃない、薄いような感じなんです。それで補足説明資料の34ページでしょうか。高度な専門性や技術を要するため外部業務の委託というふうに書かれているんです。これは水防計画に対する専門知識のことを言っていると思うんですけど、この農業水だとか自分の田んぼに水を引っ張るとか、そういういろいろな拘束のある本州方面の水防計画とは全く違うと私は思うので、この辺のすみ分けというか独自性っていうのは、やっぱり今回持って計画をされるのか、その辺をよろしくお願いします。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。高橋委員の御質問にお答えします。まず水防団に関してですが、当町には確かに水防団がございません。ただ水防団がない地域については、水防団の機能について消防団が行うというふうになっております。またですね、この水防計画、当町の水防計画におきましては、まず北海道の水防計画、これにですね、合わせて行おうと考えております。高橋委員のおっしゃるとおり、委託に対しましてもですね、委託業者とですね、密に連携をとって、この地域に必要な情報は適宜入れ込んでいきたいと考えております。御説明は以上となります。

No.50 固定資産税評価替え経費【長渕委員】

○**長渕委員** 4番、長渕です。主要施策No.50番、固定資産税評価替え経費についてお伺いします。家屋異動調査業務の詳細について、その手法について教えていただきたいと思います。

○資産税係長 税務課資産税係長の媚山です。ただいまの御質問につきまして御説明させていただきます。家屋異動調査委託業務は、令和9年度固定資産評価替えに向けて、航空写真により固定資産税の課税客体の正確かつ効率的な把握を行うとともに、現行の家屋課税台帳と現況の家屋、現行の土地課税台帳と現況の土地の特定照合調査を行うことを目的として実施しております。また、中標津市街地ほか5地点につきましては3年に1度、郊外も含めた中標津町全域については6年に1度、評価替え基準年度の前年度に航空写真を撮影しており、令和8年度につきましては中標津町全域を撮影する年にあたります。説明は以上です。

No.50 固定資産税評価替え経費【佐野委員】

○佐野委員 13番、佐野弥奈美です。同じく主要施策50番、固定資産税評価替え経費についてお伺いします。今、長渕委員のほうのあれで家屋異動調査のほうも分かりましたし、航空写真も全部ということで、今までのと比べて、例えば建物が増築されましたっていうのとかも全部分かってきますよね。実際ある図面と比べて、そういうのに対しては所有者に対して、あなたのうちこれだけ面積増えているんですから、税金これぐらいかかりますよっていう固定資産税が変わってくるっていう部分も出てくると思うんですけども、それはちゃんと所有者の方に御連絡して変更という形をとるんでしょうか。

○資産税係長 資産税係長の媚山です。ただいまの質問につきまして御説明させていただきます。一応、航空写真だけでの判定ですと、実際の場合、撮り方によって増築が本当に増築だったかどうかというのが分からないので、その抽出されたデータを一度担当の職員が現地を見て、実際増築されていた、壊されていたっていうのが確認できましたら、こちらからお電話したり、ハガキのほうで郵送したりとかしまして調査のほうをして、課税のほうをさせていただきます。説明は以上です。

【総務部】一般会計予算歳入

総務管理費寄附金【佐野委員】

○佐野委員 13番、佐野弥奈美でございます。歳入のほうの関係で予算書の32ページ、総務管理費の寄附金のところなんですけれども、ふるさと納税寄附額を4億円とした根拠はということで聞きたいんですが、高い目標を持つことは大変いいことですし、やることはいいとは思いますが、3億の目標も達成できてないのに4億とした根拠を教えてくださいと思います。

○政策推進課主幹 はい。政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。寄附単価、8年度の寄附単価は1万6000円を1件当たり見込んでおまして、寄附件数2万5000件を目標としまして、寄附額4億円を見込んだところでございます。委員おっしゃるとおり、目標的に高いのではないかとこのところではございますが、あらゆる手法を使いながら寄附を募集し、PRを進めていながら寄附増額に向けて努力してまいりますので、御理解をいただければと思います。以上でございます。

○佐野委員 いろいろな努力もなされていますし、ウイスキーのも長い目で見えていくと、何年

か後にはボトル化されてっていう部分も出てくると思いますし、横浜のほうにアンテナショップができたということで、その中でも要はふるさと納税につながるようなPRの協力をお願いしていったりとかっていうふうな考え方もあるのでしょうか。

○政策推進課主幹 はい。政策推進課佐藤でございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。横浜のアンテナショップでは中標津町のあらゆる商品を扱っていただいているということはお話しをお伺いしておりますので、今、そのスタッフとは導入を進めようとしております現地型のふるさと納税の仕組みを使いながら、店舗に訪れていただいた方へ、中標津の特産品を購入していただいたその費用を、ふるさと納税に結びつけるような仕組みをつなげますと送料がかからないですとか、その場で受け取れるですとか、いろいろなところでふるさと納税につながられることも想定して、今後、導入に向けて店舗と打合せ、進めていきたいと考えております。以上でございます。

○佐野委員 現地決済型を進めていければ、さらにプラスになる部分だと思います。見た感じもアンテナショップは立地場所もいいですし、観光客、全国の日本全国の観光客が訪れる場所でもあるので、併せて現地決済型だけではなくって、ふるさと納税のパンフレットなんかでも置いていただくような形で、今では気がつかないけど帰ってゆっくり見たら、こういうのがありましたってというようなことも、意外とその納税増につながっていくんではないかなと思うので、そういった部分は考えていないですか。

○政策推進課主幹 はい。政策推進課佐藤でございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。ふるさと納税のPRにつきましても、店舗で現在行っていたいておりますが、さらに寄附に結びつけられるようなパンフレットですとか、PRですとか、動画、写真、いろいろなものを御提供しながら、PRに御協力いただくことで検討しております。以上でございます。

総務管理費寄附金【武田委員】(関連)

○武田委員 1番、武田開人です。関連で質問させていただきます。今のふるさと納税の見込額4億円について、主要施策の補足説明資料のほうにもあったかなと思って確認したんですけども、補足説明資料の16ページまいりまして、令和8年度の目標値設定されているんですけども、2万5,000件と4億円と1番下にKPIが7億というのがあるんですけども、これ7億ってというのはどういった数字でしょうか。

○政策推進課主幹 はい。政策推進課佐藤でございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。予算歳入、予算額としては4億円を計上しているところでございますが、こちらKPIにつきましては、令和5年に行いましたプロポーザルで中間業者を選定したところでございます。そちらの提案でKPI、目標値を設定しておりまして、中間事業者と設定した目標値はあくまでも今年度7億円まで達成することを目標とするということで設定しておりますので、そちら今年度につきましては3億円のKPIで2億5,000万程度の現在の見込みでございますが、3億円達成しないところでございますが、KPIの下方修正は行っておりませんので、引き続きこちらの目標KPIの目標に向けて、寄附の募集をいろいろな施策を通しながら進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。以

上でございます。

○武田委員 では歳入の目標が4億円であって、寄附額の目標としては7億円が目標となるということですか。

○政策推進課主幹 はい。政策推進課主幹佐藤でございます。K P Iの設定として7億円、目標7億円と我々は考えておりますが、現状3億円到達していないところで、歳入計上を4億円と設定させていただきまして、あらゆる手法を次年度以降、現地型決済も含めまして、あらゆる事業者、新規事業者、返礼品の品ですとかも今後増やしていくような形で進めていきますので、K P Iの目標としては7億円として設定しているところでございます。以上でございます。

○武田委員 すみません、令和7年の実績が2億5,600万円予測のところ、寄附額が7億円ということによろしいですね。歳入ではなく寄附額が7億円、寄附額は4億円ではなく寄附額の目標は7億円によろしいですか。

○政策推進課主幹 はい。政策推進課佐藤でございます。寄附額のK P Iの目標値として7億円を設定しているところでございまして、歳入計上として4億円ということで、まず目標は歳入4億円を目指して、さらにその上7億円を最終的に目指すというところに目標として設定していきたいと考えております。以上でございます。

以下は質疑なし

- ・議案第14号 中標津町手数料条例の一部を改正する条例制定について

予算審査特別委員会質疑（3/9）議場

【経済部・農業委員会】 施政方針

農業・林業の振興について【長渕委員】

○長渕委員 4番、長渕豊です。施政方針の12ページになります。(1)と書いてあります産業の力みなぎるまちづくり、農業・林業の振興というところでありますけれども、農業・林業の振興には観光事業との連携、若者・Iターン者、女性を含む就農支援対策、外国人労働者の受け入れ体制の推進や就農定着支援策など、中標津町独自の施策が必要ではないでしょうかということであります。本町としてもう一步踏み込んだ施策を打ち出すお考えがありますかということを知りたいと思います。

○農務係長 はい。農林課農務係長の下柝棚でございます。ただいまの長渕委員の御質問につきましてお答えさせていただきます。農林業の振興におきましては、長渕委員の御指摘のとおり、若者やIターン、女性の就農支援、さらには外国人労働者の受け入れ体制や定着支援という部分を進めていくことは、担い手不足への対応として重要な課題であると受け止めているところでございます。本町独自の取り組みといたしましては、農業分野に限定しますと、Uターン、Iターンを含めた中標津町内での就業就農者の確保に向けた就農相談会への参加や、新規就農者の初期投資の負担を軽減するための補助金や無利子貸付け制度など、取り組みとして十分とは言われないものの、既に取り組んでいる取り組みもございます。本町独自の取り組みにつきましては、関係部局と連携しながら実情に即した独自の施策を積み上げながら、観光との連携、就農定着支援、外国人材の受け入れ体制や定着支援を一体的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○長渕委員 例えばですね、今現在、酪農だとかそういうのが物すごく進化しています。そんな中で搾乳ロボットだとか、TMRセンターというのが発達してまして、女性就農の支援ということでは、新規就農まで見える形での定着支援などというものを何か中標津町独自で打ち出せないのかなと思ひまして、そういう方策は考えはございませんでしょうか。

○農務係長 はい。農林課農務係長の下柝棚でございます。ただいまの長渕委員の御質問につきましてお答えさせていただきたいと思ひます。女性就農者を新規就農に向けて見える形で就農するという手立てと申しますか支援につきましては、今のところ男女問わず新規就農者の支援という形で取り組んでいるところでございますので、今後におきまして、実情に即して検討してまいりたいと思ひます。以上です。

畜産食品加工研修センターについて【長渕委員】

○長渕委員 4番、長渕豊です。12ページのことについてですけれども、農業振興策には欠かせない加工について、高度な加工技術を有している当町の加工センターの将来像について、製造量、販売の拡大を含め、道の駅的構想にも組み込んだり、量産できる第三セクターなどの検討というものはしていないでしょうか。

○経済部長 経済部長天野でございます。長渕委員の御質問にお答えしたいと思います。当センターは昭和62年建設で39年ほど経過しておりまして、老朽化ですとか狭隘化、そういう

課題がある一方でですね、委員からもありましたセンターの加工技術っていうのは本町の強みでもあるという認識でございます。センターの将来像としましては、加工機能を核とする取り組みの在り方ですとか製造量、あとは販路の拡充ですとか量産や運営の選択肢などですね、地域の実情や市場動向を十分踏まえつつ、柔軟に検討、整理していくというふうには考えているところでございます。また、御質問の中にありました道の駅的複合機能ですとか第三セクターの選択肢というのはですね、費用対効果とかりスク、そういった部分を丁寧に検証しなければ、安易に打ち出すことは非常に難しい問題でございますので、技術を核にした施設の再整備と運営体制の在り方、もしくはセンターの必要性ですとか、そういったところを整理しながら、今後、御提示できる時期が来ましたら、丁寧に御説明をしたいなというふうに考えているところでございますけれども、現時点では現状の体制で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

【経済部・農業委員会】一般会計予算歳出

No.34 企業誘致推進事業【阿部隆弘委員】

○阿部隆弘委員 6番、阿部隆弘でございます。主要施策番号34番、企業誘致推進事業について御質問いたします。テレワーク誘致事業が関係人口創出事業の二地域居住、交流人口創出に移行したことにより、予算がゼロとなっておりますが、具体的な取り組みの内容を御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○地域振興係長 地域振興係長をしております猿谷と申します。ただいまの阿部委員の御質問にお答えいたします。令和8年度の企業誘致推進事業の予算がゼロとなっている点につきましては、阿部委員おっしゃりますとおり、これまで本事業で実施しておりましたテレワーク誘致推進事業補助金を今年度から二地域居住、交流人口創出事業のところに移行したことが主な理由でございます。テレワーク誘致推進事業の中身については、基本的には変わらずこのまま実施してまいります。企業誘致の予算がゼロとなっております点でございますが、企業誘致そのものをやめるということでは決してなく、近年においても外食産業ですとか小売業を中心に、企業自らが中標津町の環境に魅力を感じ進出を決定される事例も多く見られておりますので、これまでどおり中標津町の魅力を広く発信し、町の存在を認識していただくことが企業誘致の第一歩と考えておりますので、企業誘致を行わないという趣旨ではなく、他の政策と連携の中で、実質的な誘致活動を継続していく方針でありますことを御理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○阿部隆弘委員 情報発信の関係について御質問いたします。今回のホームページのリニューアルに向けて、ここの企業誘致に対してもリニューアルしていくというような考えでよろしいでしょうか。

○地域振興係長 地域振興係長の猿谷です。ただいまの阿部委員の再質問にお答えいたします。本町の魅力発信につきましては、これまでも町のホームページ等を活用しまして、なるべく多く情報発信をするように努めてまいりましたが、正直なところ町のホームページですが、もともと町に関心のある方が見る傾向が強く、町外の方々への訴求力という点では限界があるものと感じております。また、SNSにつきましても情報発信力を高めるには更新頻度で

すとか内容の工夫が重要と考えておりますが、企業誘致、移住の施策の観点としては、十分に活用し切れていない面があると考えております。そのような中で、なかしべつ観光協会が積極的にSNSを活用し、頻繁に町の魅力の情報発信を行ってくださっており、大変、担当としては心強く感じているところでございます。今後は観光協会などと連携しながら、そちらのSNSのフォロワー数を増やすことで、町の情報発信力そのものを底上げしていくことが重要だと考えておまして、例えば現在会員となっております北海道移住促進協議会が主催する東京や札幌でのプロモーションイベントなど、そういった機会を活用してSNSのアカウントを知っていただく工夫ですとか、フォロー促進の仕掛けを検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

No.34 企業誘致推進事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。同じ主要施策No.34番の企業誘致推進事業ということで、私もゼロってということで、企業誘致積極的に中標津町やっていかないのかっていうような質問なんですけれども、情報発信をしていくという今の答弁でしたけれども、外の人にはなかなかホームページ見てくれないというふうに今おっしゃっていました。そこでやっぱり外の企業さんとか電話問合せとか、やっぱり問合せメインで町の状況どうなのかっていうようなお問合せ多いかなとは思いますが、それに対する例えば資料の送付だとか、その手前の資料の作成とか、中標津町が分かりやすく外の企業誘致していきたいっていう人たちに対して発信するってことは考えていますでしょうか。

○地域振興係長 地域振興係長をしております猿谷と申します。ただいまの宗形委員の御質問にお答えいたします。企業誘致の情報発信、町の情報でございますが、現在、テレワーク誘致推進事業を行っている際にもですね、町の町政要覧ですとか商工業の概要ですとか、農業振興についてという資料がありまして、そちらを使って中標津の情報のほうは企業さんのほうに理解していただいている状況でございます。今後ですね、企業誘致についてという形で新たな資料を作成するという事は検討してはおりませんが、既存の資料を活用しながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

No.36 外国人財誘致推進事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.36番の外国人財誘致推進事業について質問いたします。外国人財誘致推進事業ですが、事業評価の方法について、具体的な数値目標等あれば御説明願います。

○地域振興係長 地域振興係長の猿谷です。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。外国人財誘致推進事業の事業目標でございますが、まず事業創設時に成果目標を設定しておりましたが、こちらは留学生に対するビザの交付率の毎年10%向上という設定をしていたところでございます。また総合計画に基づきます令和5年度から令和7年度までの3年間の事業計画を定める実施計画においては、令和12年時点の在住外国人数を282人とする目標を内部で設定していたところでございます。現在、現時点でこの282人という目標は上回っております。そのためですね、今年度行いました基本計画後期基本計画の策定の際には、在住外国人数を成果目標、成果指標に新たに加えて、令和6年度末の中間実績が275人で

ありましたので、令和12年度末の在住外国人数の目標を500人に設定したところでございます。以上でございます。

○**武田委員** 再質問いたします。それを踏まえた上で令和8年度の目標について、再度御説明をお願いします。

○**地域振興係長** 地域振興係長の猿谷です。ただいまの武田委員の再質問にお答えいたします。令和8年度につきましては、事業目標というのは設定しておりませんで、こちらですね、継続的に行う事業となっておりますので、令和12年度時点で500人、大体ですね、こちらの500人の内訳でございますが、令和6年度の後期計画策定時点の就労のですね、外国人数が120名ほどいたんですが、そちらを3倍程度増やしていくことと、留学生は定員を目指すということを目標に設定しております。以上でございます。

○**武田委員** 再質問させていただきます。令和12年度時点で500人の外国人住民を見込む、目標とするということですが、それであれば今、留学生や学生がかなりの人数を占めている中で、定住就職につなげるような施策がさらに強化必要だと思うんですけども、そういったところ、今後の目標としてどういったふうに考えられていますか。

○**地域振興係長** 地域振興係長の猿谷です。ただいまの武田委員の再質問にお答えいたします。留学生の500名のうち、留学生の人数というのが、こちらですね、末時点の人数になりますので、留学生の半数がこちらの500人の実績に入るものと試算しておりまして、500名のうち留学生が占める人数というのが70人で計算しております。それ以外、定住永住者、こちらは90名程度で見込んでおりまして、他を就労外国人という形で見込んでいるんですが、就労の外国人が現時点で120名ぐらいでありますので、それを3倍に増やすというような目標を掲げているところでございます。以上でございます。

○**武田委員** 再質問させていただきます。就労の外国人を3倍に増やすために外国人財誘致推進事業として、中身は今学生の支援が主だと思うんですけども、就労の外国人を増やすために、どういった方法を考えられていますか。

○**地域振興係長** 地域振興係長の猿谷です。令和8年度に行う内容でございますが、予算の主要施策補足説明資料のほうにも記載しておりますが、主な事業内容といたしましては、留学生の支援の他に町内事業者を対象としました外国人材活用に関する調査、勉強会、相談会の開催、これと令和5年度から令和7年度までに行いました本事業で構築したチャンネルを活用した現地の関係機関の訪問を予定しているところでございます。以上でございます。

○**武田委員** 再質問させていただきます。令和12年のその目標に対して500人の内訳、学生や定住等もありますが、それに対して就業する外国人が3倍というのがかなり難しい目標だと思うんですけども、それに対してその予算の内訳としては留学生支援がほとんどの金額を占めるわけですけども、それについて今後そのバランスを変えていくようなこととかは考えていないのでしょうか。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

ます。確かに予算につきましては、現在の予算のうち留学生支援金が大部分を占め、御指摘のとおりだと思っております。反面、現在この中でお話しした調査というものがございまして、いかに外国の方がお受け入れしたいか、このような事業者の掘り起こし、このあたりを行うために調査を行ってまいります。来る外国人についてはこちらからも現地アプローチをかけて、当然掘り起こしをしますが、地元の事業者につきましても、そういう受け入れをしたい意欲の喚起であるとか、このあたりを図っていかなければならない、このように考えておりますので、勉強会、相談会というものを設定しているところでございまして、このあたりにつきましても、留学生支援金ほどの予算規模ではありませんが、この中で我々のほうからも事業者の皆様へプッシュ型で外国人を使っていたりするような取り組みを行い、来る方も増やす、それから受け入れするパイを増やす、こういう双方向に取り組みを重ねることによって、受け入れる外国人、今過大な数値を設定しているのではないかと、このような意見いただきましたけれども、達成に向けて鋭意取り組んでいきたいと思っております。以上です。

No.36 外国人財誘致推進事業【阿部隆弘委員】

○阿部隆弘委員 6番、阿部隆弘でございます。同じく外国人財誘致推進事業についてでございますが、現地関係機関訪問国1か国ということをご予定しております、これについては過年度実施国からの選定をということでございまして、その選定基準と申しますか、方法についてお考えをお示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○地域振興係長 地域振興係長の猿谷です。ただいまの阿部委員の御質問にお答えいたします。令和8年度に訪問する国でございますが、現時点では訪問する国は確定しておりませんが、この事業、3年間の事業の中で関係を築いてきた6か国の中から訪問先を検討してまいります。本事業でございますが、あくまでも留学生支援の位置づけであります。就労につなげていくことも見据えまして、岩谷学園とも相談しながら、これから選定してまいります。以上でございます。

No.36 外国人財誘致推進事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。同じく主要施策No.36番の外国人財誘致推進事業について質問させていただきます。主要施策説明資料の28ページの1番下ですね。現在月額5万5,000円ということで払ってございますけれど、新1年生に対して3万円に減額されています。今後なんですけれども、このまま額が少なくなっていくのか、それとも3万円で維持されるのか、方向性だけ教えていただいてもいいですか。

○地域振興係長 地域振興係長の猿谷です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えいたします。こちらのですね、支援金額3万円にした経緯でございますが、まず事業創設時の支援金額が5万5,000円という形で設定しております。こちらは月額を家賃相当額の3万円と生活支援額2万5,000円で合計5万5,000円に設定していたところでございまして、こちらの5万5,000円でございますが、まず事業創設時ということもありまして、国内外から注目を集めることで学校に倍率が生まれて、ビザの交付率の向上、それに伴いまして優秀な留学生を確保すること。また、外国人への不信感、不安感によるアルバイト雇用の確保の困難が見込まれたこ

とを考慮して、生活支援額2万5,000円を追加して5万5,000円という形で設定をしていたところでございます。今後の支援額につきましては、今年度学園に対し留学生の生活状況や支援金の用途、使い道について調査分析を行っております。その結果、この3年間で留学生のアルバイト活動でございますが定着化し、留学生には一定額が手元に残ることが判明しております。また、町中で外国人を多く見かけまして多く見かけることで町民の理解も進んだことで、事業創設時に想定しておりましたアルバイトの確保への不安ですとか、外国人へのハレーションに関する不安は解消されたものと考えまして、令和8年度入学生からは月額の算定根拠のうち、生活支援額2万5,000円というものを減額し、家賃相当額の3万円の支給とする考えでございます。今後につきましては、本事業また3年間はそのまま3万円という形で継続したい、その後につきましては、また要検討という形で考えております。以上でございます。

No.36 外国人財誘致推進事業【江口副委員長】

○江口副委員長 続きまして、11番、江口から質問をさせていただきます。同じく外国人財誘致推進事業の歳出説明の中で、日本語講座の開催についても言及されていたかと思いますが、現状、開催されているCIRが中心となって行っておりますが、先達てのSNS等を見ますと、申込み者がいなければ中止となりますというようなものがございました。その前に開催した分については、参加をした事業者、外国人従業員を連れて参加をした事業者から、とてもいい内容なのに参加者が自分たちしかいなかったというような声も聞かれたところであります。新年度、新たに日本語講座を開催していくに当たって、こうした参加者増に向けての取り組みという部分はどのように考えておられますか。

○地域振興係長 地域振興係長の猿谷でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えいたします。日本語クラブでございますが、江口副委員長おっしゃりますとおり、定期開催をしているものの、参加者数が少ないというような課題が残っております。こちらの件に関しまして、北海道日本語教育センターさんなども相談しているのでございますが、どこの自治体も同じような状況で、例えば北海道でございますと、外国人が居住している地域から、実際にそういったイベントを行う地域、地区までの移動手段が少ないという課題がございます。そこで実地開催、令和8年でございますが実地開催、定期開催を月1回程度とオンラインでの開催を検討したらどうかということでCIRと相談をしているところでございます。また、その他、釧路などで取り組みを行っている例でございますが、日本語教室と申しますか、例えばですけれども、しるべつのような文化会館の一室を定期的に借り上げ、例えば月1回、第何週の何曜日にはここで自習スペースを設けて、外国人がその自習スペースを訪れると。今、国際交流ボランティアも日本語教育にとっても興味を持っていらっしゃる方が多いので、そういった方に声かけをしながら、週のその日には外国人がここに集まる人もいるので、負担のない範囲でそこに来ていただいて、悩んでいるところは教えてあげるとか、日本語教育のみならず交流をするとか、そういった形で負担のない形で継続して取り組めるような取り組みも検討していこうと考えているところでございます。以上です。

○江口副委員長 はい。日本語の日本語クラブですか。開催については先ほど月1回程度ということでしたが、そうしますと、実地開催というのは年間で12回ぐらいを想定しているということではよろしいですか。

○地域振興係長 現時点では実地開催 11 回とオンラインでの開催も毎月行いたいと検討しているところでございます。

No.36 外国人財誘致推進事業【高橋委員】

○高橋委員 12 番、高橋善貞です。主要施策の 36 番、同じく外国人財誘致推進事業です。修学支援金を 5 万 5,000 円から 3 万円に減額した根拠はということで最初思っていたんですけど、先ほどの答弁でアルバイト活動で生活費を一定程度賄える形態が定着した。これは実態調査によるものだというふうにここに書いてあるんです。説明資料で。この実態調査には全てが 2 万 5,000 円、歳入が増えたとかじゃなくて幅があると思うんですけど、実態調査の結果の生活費の幅というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○地域振興係長 地域振興係長の猿谷と申します。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。アンケートを行っておりますが、こちらの内容が日本語学校 90 人と専門学校 25 人の 115 人全員が回答していただいております。アルバイト活動につきましては 98%、113 人が行っているという結果と、なお残りの 2 人もですね、前職を離職して休職中とのことでありまして、希望する全ての学生がアルバイト活動を行っているというような形で理解しているところでございます。収入につきましては、アルバイトの収入が平均して 9 万 9,000 円、町の支援金が 5 万 5,000 円、その他加えまして合計で 16 万 5,000 円という平均が出ております。支出に関しましては、支出の項目ごとに分類して調査しておりますが、大体借金、こちらはですね、入学金ですとか授業料とですとか渡航費用に使ったもの、こちらを調査の結果、留学生本人が支払いしているという実態が分かりまして、こちらが 5 万 2,000 円、家賃は定額 3 万円、自炊費用が 2 万 8,000 円と続いているところでございます。個別のですね、アンケートのデータというのは今手元にないので、そちらの幅については具体内容はお答えすることは現時点ではできませんが、戻りましたらアンケートの一人一人の回答状況というのはありますので、そちらはお示しできるかなと思います。以上でございます。

○高橋委員 12 番、高橋善貞です。実態調査とアンケート、性格がちょっと違うと思うんです。要するにアルバイトの収入は幾らですか、そして生活はできていますか、自分の母国に送金しなきゃいけない借金は幾らあるんですか、これ一步間違ったらプライバシーの侵害になるんじゃないかなと思うんですけど、この程度の実態調査はやってもいいって考えていますか。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。高橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。本調査につきましては、学園のほうの許可を得て、生徒の理解を得た上で行っているというふうに考えております。また、この調査につきましては、あくまでも個別の情報、個人にひもづく情報を一切出さないということも条件として行わせていただいているところでございます。また、この調査につきましては、決算審査特別委員会でも、そういう事業の実績について調査をしたらどうかという御提案もありましたので、させていただいている経緯もでございます。以上でございます。

○高橋委員 本年度から入学される 1 年生からの減額というふうにここに書かれていて、それで常識的に考えて、来日して初めての 1 年間で過ごす外国人ですよ。日本の生活に慣れていなくてアルバイト就労も初めてやる。そういう外国人に対して、最初の 1 年間というのは

なじむまでの時間とお金がかかると私は考えるんですけど、その辺は考慮されなかったんですか。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうから再々答弁をさせていただきます。この支援金につきましては、おっしゃるとおり、初めて日本に来日される方につきましては経費が余計にかかるものと考えております。つきましては、1番最初の支給額に対しまして10万円を加算して支給をするということにしております。これ今までも同じような形でさせていただいておりますが、そのような形で最初のステップを応援するという立付けの金額も含めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○**高橋委員** その10万円っていうのは今まであった制度ですよ。令和8年度に10万円の制度を作ったというふうに今お話しされたんですか。

○**経済振興課主幹** はい。ただいまの高橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。10万円の加算の事業につきましては、おっしゃるとおり、以前からの事業の継続という形になってございます。本調査によってもアルバイト雇用につきましては、企業によって様々な事業、お仕事があります。それを学園さんも入った中で、来日してすぐの子でもできるような仕事も探して、アルバイト活動ができるように支援をしております。その中でアルバイト生活につきましては、先ほど申し上げたようなアンケートの結果もいただいておりますので、対応できるものかと考えているところでございます。以上です。

○**高橋委員** 昨年、岩谷学園とモンゴル等、現地に出向いてトップセールスもやったんですけど、その誘致PRをしたときに、来年度の新生から支援金は2万5,000円に減額しますって言ってきたんですか。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。昨年度行ったモンゴル、それからベトナムで行ってきた事業におきまして、支援金額の詳細については何も説明をしている状況ではございません。これはあくまでもこの委員会、そして議会の議決を経てのものになりますので、支援があるということについては私どもから説明はしておりません。以上です。

○**高橋委員** 在学生だとか、いろいろな情報で、今スマホがあっという間に色々な情報が飛び交っている中で、中標津町については5万5,000円の支援金がありますってことは、もう既に皆さん御存じじゃないかと思うんです。学生もいろいろな現地の受け入れされる方も。それで今話した内容でいけば、この議会が終わって、この予算が可決するまでこれはお話しできないと、そういう整理なんですか。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうから高橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。そうですね。ただいまのお話しにありましたPR、学生さんへのPRにつきましては、留学生のまず基本的な営業活動は当然岩谷学園さんでも行っております。それがまず個々の学校であったりとか、現地のほうに営業をかけていただいているところですが、こちらにつきましても私どもからは、正式に支援金があるであるとか、そういうところにつきましては、お話しをしないようお願いをしています。これは当然この委員会、

議会、こちらのほうを尊重して、そういう形をさせていただきたいとお話しをしています。また、御懸念いただいたとおり、確かにこの5万5,000円中標津ありますよと、このようなお話しは当然出回っている、SNSで何なりでなっているのかなと思いますが、あくまでも誘致活動のときは、これについては次年度は未定ですと言っていたきたいと、このようにお伝えをしております。そのような中で誘致活動を続けております。以上です。

○高橋委員 言っていることはよく分かります。行政のほうから5万5,000円支援金を出しますって話しはしていないかもしれない。今言ったのは、いろんなスマホだとか何ていうんでしょう。この今の環境でいけば、インスタグラムだとかSNSで、中標津町が5万5,000円支援金があるっていうことを前提で、そういうつながり、発信しているんじゃないかと私は思うんです。行政が言わなくても、これは行政が言った言わないの話しじゃないんですよ。そういう情報がもう飛び交ってしまっている中で、今この3月定例会が終わった段階で、議決された段階で2万5,000円減額しますということの情報発信するっていうのは、どうもちょっと無理があるんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺はどういうふうに考えますか。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。ただいまの減額するというプレゼンテーション、PRはいかがなものかというお話しをいただきました。同じ答弁を若干繰り返すようで恐縮ではございますが、私どものほうから、それから学園を通じまして、来年度からの支援金については未定であると、このような形でお話しをさせていただいております。ですので5万5,000円を下げますと、このような周知にはつながらないものと考えております。以上です。

○高橋委員 12番、高橋善貞です。今まで質問した中で、初年度の1年目はお金がかかるでしょうと。日本に来日して1年間、何か違う方法があったんじゃないかと思うんですよね。2年目になったときに3万にするとか、最初の1年は5万5,000円のままで私はいいと思うんですよ。ただ今の2年生は既得権で5万5,000円だから削れないっていうそういう気持ちも分かるんです。どうしてもそこまで言うんだったら、一切この支援金、学生の支援金については別に交渉しているわけでもないし、毎年約束されたものではないと言うんだったら、2年生から削減してもいい話しになってきませんか。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうからただいまの高橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。2年生から削っていいのではないかという御意見、これにつきましては現在の1年生という理解、新2年生という理解でお答えをさせていただきます。現在入ってきている今の1年生、来年からの2年生につきましては、昨年、一昨年度の本事業の周知によって5万5,000円という金額を前提に募集をしております。彼らに対しては、おっしゃるように来年度から減らしますというこのようなお話しは一切しておりません。彼らは5万5,000円という収入を言葉が選ばずに言えば当てにして来ている、このような経緯があると思っております。ですから、今の1年生新2年生につきましては、これを年度途中から変えるということは不適切であるというふうに考えているところでございます。以上です。

○高橋委員 そういう話しをしているんじゃないんですよ。これから入ってくる1年生が2年

生になったときに3万円になるっていうことの方法もあったんじゃないですかって話しなんです。言っていること分かりますか。新入生はお金がかかるし、5万5,000円支給してもいいんじゃないか。でもその今年入ってきた1年生が2年生になるときに、2年生から3万円になりますという、そういうやり方もあったんじゃないかなと思うんですけど。その辺はいかがでしょう。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。適正な支援金額の設定のために、これまでの3年間の学園さんへのアンケートといいますか調査であるとか、それから今回のアンケート調査に基づきまして金額を設定させていただいております。ですので、この金額で学生につきましては、生活、就学環境整備が整うものと考えているところでございます。以上です。

No.36 外国人財誘致推進事業【武田委員】再

○**武田委員** 1番、武田開人です。すみません、先ほどいただいた答弁、ちょっと理解するのに時間かかってしまって、事業評価のところでもう一度質問させていただきたいのですが、令和12年度の在住外国人数を500人というふうに目標にするということで令和8年度、単年度の目標は設定しないということだったんですけども、今の新入生の支援金の制度も3年間継続するというので、大体3年間の継続事業なのかなと思うんですが、これ3年間継続した後の事業の評価については、どういったふうに評価するんですか。評価しないで12年度までこのまま続けるんでしょうか。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹伊藤でございます。武田委員の御質問にお答えをさせていただきます。本事業の支援金の評価ということにつきましては、前回の支援金につきましても3年間、計画を実施した上で本年度検証を行い、また新たに来年度から始めてまいります。ですので、この支援金の事業につきましては、また3年間実施した上で改めて再検討を行っていききたい、検証を行っていききたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○**武田委員** 再質問させていただきます。支援金だけの評価ではなく、外国人財誘致推進事業としての事業の評価であります12年度の500人、在住外国人が500人という目標に対して3年間、本当は単年で目標を何か中間目標等あったほうがいいと思うんですけども、そういったところを設定する予定はないということではよろしいですか。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうから、ただいまの武田委員の御質問にお答えをさせていただきます。担当係長から説明ありましたとおり、本事業につきましては後期計画に基づきまして、令和12年度までの中での評価がまず一つあるかと思っております。また、それ以外にも各事業につきましては、事務事業評価というものを例年行っております。それは前年度の行った事業、これに基づきまして毎年行政評価を行っておりますので、この中で見直しをした上で、修正できるところは修正すると、このような形で評価を毎年行っていくというふうに御理解いただければと思います。以上です。

No.40 空港利用促進対策事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.40番の空港利用促進対策事業について、令和8年度の要請予定の内容についてお願いいたします。

○空港対策係長 空港対策係長の猿谷です。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。要請予定の項目につきましては、これからですね、幹事会なり総会にかけて、各関係市町の声もいただきながら策定していきますので、まだ現段階では未定ではございますが、今まで同様にですね、こちらの路線維持、また接続しやすい路線ですとか、そういったところを要請させていただこうと、担当の案ではございますが、考えているところでございます。以上でございます。

No.125 地産地消推進事業【阿部隆弘委員】

○阿部隆弘委員 主要施策番号125番、地産地消推進事業について御質問いたします。予算ゼロとなっておりますが、具体的な実施内容の御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○農務係長 農林課農務係長をしております下柘棚でございます。ただいまの阿部委員の御質問につきまして、お答えさせていただきます。予算額ゼロとなっておりますのはですね、昨年度に地産地消推進協議会につきましては、一定程度の役割を果たしたということで、地産地消事業協議会としての事業は一旦中止といたしますか、せずにですね、ホームページでのPRですとか、あとは関係、他の地産地消に取り組んでいる事業団体に対して、必要に応じて取り組みに支援していくというような形に変更したものでございまして、本年度も同様に地産地消についてのPRと、あとは必要に応じた関係団体への支援ということで、予算額ゼロ円としたものでございます。以上です。

○阿部隆弘委員 情報発信につきましては、ホームページのリニューアルも含めて、今回リニューアルすると思っておりますので、それに合わせて変えていくというような考えはお持ちでしょうか。

○農務係長 農務係長の下柘棚でございます。阿部委員の御質問についてお答えさせていただきます。ホームページの内容についてはですね、今後の状況活動に応じてですね、内容も刷新していきながら進めていきたいと考えております。以上です。

No.130 野犬対策事業【佐野委員】

○佐野委員 13番、佐野弥奈美です。主要施策130番の野犬対策事業についてお伺いしたいと思います。事業内容の中で畜犬や野犬などの捕獲などというふうになっているんですが、今餌代ですとか移動する際の車のガソリン代だとか、物価高騰進んでいる中で、予算額が減少になった理由を教えてくださいと思います。

○自然環境係長 自然環境係島田です。ただいまの佐野委員の質問についてお答えさせていただきます。

だきます。予算が減少になった理由といたしましては、今年度、箱罾1個を購入していましたが、来年度については購入はいたしませんので、その分減少になったものとなっております。以上となります。

○佐野委員 13番、佐野弥奈美です。箱罾の購入を止めたっていうことは、捕獲する際にそれを利用しないで、人力って言い方おかしいんですけど、直接捕獲、野犬の捕獲にするっていうことの方でよろしいのでしょうか。

○自然環境係長 自然環境係長の島田です。ただいまの佐野委員の質問にお答えいたします。捕まえ方といたしましては、従来どおり今年度購入した箱罾4基体制によって捕獲のほうを進めてまいりたいと思います。また、より効果的な箱罾、寄附いただいたサークルトラップの設置方法について研究検討を進めて、効果的な捕獲について進めてまいりたいと思っております。以上です。

○佐野委員 はい。そういうことでしたら、それは分かりました。捕獲までがめちゃくちゃ時間かかるんですね。箱罾ってなかなかかからないし、ボスの野犬が捕まらない限りは、人的な形でも、以前うちの犬を使っての誘い出しをしてっていうのもやったことあるんですけど、幾らかは効果的でもなかなか捕まえられないっていう部分もあるので、そういった部分を考えて、必要になってくるのかなっていうのは思います。こういった畜犬、脱走した犬だと何かかっていうのは、要は捕獲をした段階で、すぐに保健所なりボランティアさんのところに預けるっていうような形で、町としてはしばらくの間の係留とかは考えていないんですか。

○自然環境係長 自然環境係長の島田です。ただいまの佐野委員の質問についてお答えいたします。町のほうでは我々町職員の手で飼養、飼うことができると判断した犬のみ我々のほうで新たな飼い主が見つかるまで面倒を見るという方針になっております。ちょっと犬がですね、例えば子犬であったり、少し専門的な知識などが必要となるという判断であった場合には、町内ボランティア団体さんの手を借りてそこに預けてもらって、こちらから餌、トイレシートなどの現物支給によって対応しているということになっております。以上です。

No.131 有害鳥獣駆除対策事業【阿部沙希委員】

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策No.131、有害鳥獣駆除対策事業について質問させていただきます。まずカラス対策について、令和8年度のカラス駆除計画数は600羽とされていますが、現場では乳牛への被害が依然として深刻です。一羽のカラスが3から5個の卵を産むので、2倍3倍4倍と増えていきます。今までの千羽ベースでやらないと、それでも増え続けていきますが、駆除数の抑制について今回の600羽という数値設定は、実際の被害状況や生息数調査に基づいた科学的に適正な目標数値でありますでしょうか。

○自然環境係長 はい。自然環境係長島田でございます。ただいまの阿部委員の質問にお答えいたします。カラスの駆除羽数につきましては、特に町内の羽数についての科学的な調査などは行っておりません。ただですね、今までの傾向からいまして、被害として令和元年度より減少傾向にあります。こちらのほうは600羽前後、駆除数を維持していけば、だんだん

と被害は減っていくという考えに基づいて、令和8年度は600羽を目標に設定しているというところでございます。以上です。

○阿部沙希委員 再質問させていただきます。600羽ベースでいくということだったのですが、農家の子牛家畜被害が増えています。カラスは子牛の目玉や舌をつついて食べます。子牛は死亡するか処分の対象になってしまいます。搾乳牛が寝ているときに血管が出ている乳房をついて、ミルクというよりは血を飲む様です。一度おいしい思いをしたカラスは何度追い払っても、人間がいなければ1時間以内で戻ってきます。人がいなければ何度でも来るので、最低でも従来どおり、やっぱり千羽ベースで駆除でいかないとカラスは増え続けていくので、従来の千羽ベースではできないでしょうか。

○自然環境係長 自然環境係長島田と申します。ただいまの質問にお答えいたします。カラスの駆除ですね、実際行っている有害駆除実施隊員の方は4名か5名ぐらいということになりますので、その方たちとちょっと相談をしつつ、またどれほど町の余力、お金、予算の問題等を考えまして、その方たちとも少し話しをしながら検討してまいりたいと思います。以上です。

No.131 有害鳥獣駆除対策事業【佐久間委員】

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。同じく主要施策の131番、有害鳥獣駆除対策事業について質問いたします。補足説明資料55ページの事業概要のほうに、ヒグマやカラスによる被害を防止するため鳥獣被害対策実施隊に依頼し事業を実施するとあります。この鳥獣被害対策実施隊の構成メンバーと申しますか、このメンバーの中に専門知識を有した人選で構成されたのか、また、その中に警察であるとか猟友会も構成メンバーに入っているのかお聞きします。

○自然環境係長 はい。自然環境係長島田でございます。ただいまの質問にお答えいたします。実施隊と申しますのは猟友会に所属していらっしゃるハンターの方の中で、町の有害鳥獣の駆除、エゾシカでありますとかヒグマ、カラスもこの中に入っておりますが、この中でこの駆除に協力していただけるということで、その意思を持たれた方に所属していただいて報償を支払い駆除を依頼しているということになります。以上になります。

○佐久間委員 猟友会の方もこの構成メンバーに入っているということで、その他に役場の担当の職員の方もいらっしゃるのかなと思います。いらっしゃいますか。構成メンバーに役場の担当の農林課の職員の方もいらっしゃいますか。

○自然環境係長 自然環境係長島田です。役場の職員は構成メンバーの中に入っておりませんが、エゾシカなどの駆除の際につきましては、実施隊員の方と緻密に連絡を取り合って問題点などについて話し合いをしまして対応しているということになっております。以上になります。

○佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子でございます。この対策実施隊というのが、主にこういった経験豊かな猟友会の皆さんが率先して、主体となって働いていただけるというこ

とですね。役場の農林課の職員の方も、もちろんそれに関わっていくと思いますが、こういった方々と役場の職員と、これはヒグマ対策やっぱり実践を伴うというか危険の伴う、そういう対策でございますので、専門知識、実践の猟友会の方と連携して協力して、対策会議であるとか研修についても、役場の職員の方も一緒になって定期的にこれは会議等、研修会は設けていかれるのでしょうか。

○**自然環境係長** はい、自然環境係島田です。ヒグマの訓練につきましては、春期管理捕獲事業を通じまして、一緒に安全対策などを考えつつ実施してまいっております。また、町内で発砲するような状況の訓練につきましては、発砲できそうな場所、例えば河川敷等で現地シミュレーションを実施したり、図上訓練等を行うことを4ないし5月までに警察の方ともできれば、同時に一緒に実施していきたいと考えております。以上となります。

No.131 有害鳥獣駆除対策事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。主要施策の131番、有害鳥獣駆除対策事業で、トレイルカメラを10台というふうに書かれています。主要施策説明書に。トレイルカメラというのは、よくテレビで最近野生動物なんかを映す、目の前を通り過ぎるときにスイッチが開いて、その状態が映せるカメラということでしょうか。

○**自然環境係長** 自然環境係長の島田です。ただいまの松村委員の質問にお答えいたします。委員のおっしゃるとおり、赤外線センサーによって動くものがあればその場でシャッターを切るというような仕組みになっております。動画も撮ることができますが、運用につきましては、より多くのデータを蓄積できる写真について運用していきたいと考えております。以上となります。

○**松村委員** はい。15番、松村でございます。今回提示された資料の55ページの1番下の段のほうに、年度別ヒグマ目撃情報等一覧というのがあります。令和5年、6年、7年、73件51件81件とあって、令和6年に1頭が駆除されています。その以前の状況はというと、平成22年23年24年に41件58件15件で各1頭ずつ捕獲されています。何が言いたいかというと、私は我が地域のありようを考えるに、軽井沢方式、分かりますでしょうか。軽井沢の街の中に熊が出てこないように熊を教育するという方法で、国内においても成果を上げているのですけれども、最近もカナダの例が随分テレビで放映されています。この何ていうかトレイルカメラの情報を単に専門家というか担当者だけの間だけ共有するのではなくて、町民地域住民全体に、この場所でこの映像が撮られましたみたいなことが公開されていって、住民自身もこのあたりは熊がいるから危ないと思うとかですね、それから熊自身を教育するための人里に出てこないための教育するための方法論についても検討すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○**自然環境係長** 自然環境係長島田です。トレイルカメラで捉えられたヒグマの情報につきましては、そうですね、通常の日撃情報とは別に町民の方に対して公開する、データを公開するというのも考えうる一つの方法でないかと思っておりますので検討いたします。また、ヒグマの教育に対してですけれども、恐らくやるとなれば箱罠に入ったヒグマに、山にその場で熊スプレーを噴射してここは危ないんだと教えて、また山に返すといったような形になるかなと

と思いますが、その際、運ぶ際の安全性、また放す際に放した人がヒグマに逆襲されるというようなことが、もしあればちょっと大変なことになりますので、ちょっと方法につきましてはいろいろ検討をしつつ、恐らくちょっと慎重に検討が必要かと思います。以上となります。

No.132 高品牛等確保奨励事業【栗栖委員】

○栗栖委員 3番、栗栖です。主要施策No.132、高品牛等確保奨励事業について質問させていただきます。予算額は減額となっておりますが、牛の品評会である共進会等で賞を取った方のみの事業なのでしょうか。

○畜産係長 農林課畜産係長の山下です。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えいたします。この事業の意欲的な家畜改良を推進するための各共進会への開催の協賛及び出品に対して報償金を支出するための経費でございますが、令和8年度予算で減額となっておりますけれども、こちら計根別農協管轄において、各地区で実施していた共進会が令和7年度から実施しないこととなりまして、総合共進会のみで開催となったため、新年度予算については、当該2地区分の報償金を減額したものとなっております。以上です。

No.134 バイオガス導入推進事業【高橋委員】

○高橋委員 12番、高橋善貞です。施策番号の134番、バイオガス導入推進事業なんですが、この13ページの施策の概要欄を見ますと、3つの協議会に負担金を払っています。一つの協議会の研修会に出席しています。それはそれでいいんでしょうけど、これがですね、主要施策の29ページの地球温暖化対策実行計画推進事業として扱うのはどうかなと思うんですが、これはやはり地球温暖化対策の一環として、今後のことも考えて掲載しなきゃいけないということなんでしょうか。

○農林課長 農林課長有賀です。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。地球温暖化対策実行計画推進事業というところで、それを一部抜き出しましてバイオガス導入推進事業の科目がありますので、こちらの高橋委員のおっしゃるとおり、地球温暖化対策実行計画推進事業のほうに同様に入っていると、最終的には同じものであるというのは間違いないんですけども、どちらに含めるといってもいいとは思いますが、バイオマス導入事業費として、このまま掲載させていただいております。予算をまとめるまとめないというのは、またちょっと別な話しになってきますけれども、ものの考え方としては、地球温暖化対策実行計画推進事業の中に入っているということでございます。以上です。

○高橋委員 予算が14万4,000円でそんな高額ではないので、余り細々と言いたくないんですけど、この事業を見るとまだその効果が表れる前であって、照明をLEDに変えましたとか、何か今でいう温暖化に向けて二酸化炭素の排出を抑えるような、何か車を入れたとか、何かそういう実績があって地球温暖化の計画推進事業に入れるっていうのは分かるんですけど、まだ負担金の協議会の会費を払っているだけで、どっかでやる研修会に参加するだけで、この温暖化に対して何かハード的にこういうことをやりましたっていう結果がないものは、別に入れなくてもいいんじゃないかなと思って質問したんですけどどうでしょう。

○総務部長 はい。総務部長の板橋でございます。予算説明資料主要施策の冊子作成、ある程度総務部のほうでコントロールした経緯もありますので、私のほうから御答弁申し上げますけれども、高橋委員おっしゃるとおり、負担金ベースの支払いの中で、地球温暖化対策の関連事業として計上するのがふさわしいかどうかという話しなんですけれども、最終的にはこのバイオガス事業については、最終的なプラントの建設までも含めた、その再生可能エネルギーの利活用というところであれば、最終的な目標自体は家畜ふん尿対策もありますけれども、地球温暖化対策に十分寄与する事業という位置づけでもありますので、内容的にはまだ負担金、各種協議会の負担金ベースの支払いでありますけれども、地球温暖化対策の関連事業としての位置づけを持っているというふうな中で計上させてもらったと、改めて再掲させてもらったというところでございます。

No.135 牛乳消費拡大推進事業【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。135番、牛乳消費拡大推進事業について質問させていただきます。今回新たに消費拡大事業として33万円、広告配信費として計上されていますが、具体的な内容について教えてください。

○畜産係長 農林課畜産係長の山下です。ただいまの平山委員の御質問にお答えさせていただきます。予算増額の理由ですけれども、牛乳消費拡大推進委員会の牛乳消費拡大応援キャンペーンですとか、各種イベントへの牛乳提供や物販などの既存事業に加えまして、新たにインスタグラムやフェイスブックへの広告配信を行いたいと考えております。具体的な訴求内容としては、中標津町、また乾杯条例、町内で生産する牛乳乳製品及び最寄りの中標津牛乳の取扱い店舗を紹介する形で、札幌圏、東京都、神奈川県に限定して広告配信を行い、中標津町及び中標津町で生産する牛乳乳製品を消費者が知る、また近くで買える、ネット購入ができるという動線を伝えられる構成を考えておりまして、これにかかる経費として33万円を見込んだところでございます。以上です。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。この広告を行う素材というのは、今まで行ったイベントの写真であったりとか、動画だったりっていうのを報告していくことになるのでしょうか。

○畜産係長 畜産係長の山下です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。宣材写真や動画につきましては、広告する写真というのが、中標津牛乳だけではなくて、中標津町で生産する牛乳乳製品を扱う事業者をお願いをして、それぞれの商品の写真だったりっていうのを御提供いただいて、それを使用したいと考えておりますので、新たに用意するものではなくて、既存の宣材写真を集めて、それを確保して出していきたいと思っております。以上です。

No.135 牛乳消費拡大推進事業【江口副委員長】

○江口副委員長 続いて私から同じ135番の牛乳消費拡大推進事業について、11番、江口で質問させていただきます。ただいまSNSの発信の内容としては、インスタやフェイスブックを通じてということでしたが、今、結構ですね、プラットフォームとして動画配信サイトで

ライブコマースという方式が非常に普及をしてきていて、数千円程度から1万円程度の食品だったり化粧品なんかも、ネットを通じて見ている人と双方向で会話をしながら、もうその場でどンドン売っていくみたいな形がすごく流行ってしまっていて、私も何度か購入したことがあるんですが、これの良いところは、実際にそれを何ていうのか、テレビショッピングのインターネット版のようなイメージなんですけど、こちら側からの質問だとか、それから声をすぐにコメントで拾ってもらって、その場で返信をもらえて、これだったら何か月ぐらいもつんですかとか、そういった細かいことも分かるんですね。こういったライブコマースという市場への参入も牛乳ってそんなに高くないので、町長がよくフェイスブックとかで何かと混ぜたらおいしいとか実験されていますけれど、あんなようなことをやりながら、中標津牛乳の良さとかをコマース化していくといいのではないかと。例えばそのために、今回ふるさと納税のPRで3名の新たに地域おこし協力隊が採用されますが、そういったところと牛乳製品の間口を広げるというところで連動しながら、コマースにちょっと参加してみようかみたいな手法も研究すべき価値があるのではないかと思うんですが、そういったことについてはいかがでしょうか。

○**畜産係長** 畜産係長の山下です。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えいたします。江口副委員長おっしゃるとおりですね、消費拡大事業については、PRっていうのがやはり効果的であるというのは、私も思っております。様々なPRの機会を拡充することで、中標津牛乳を選んでいただくきっかけづくりにつながればいいなと思っているんですけども、ライブコマースという媒体を私存じていなかったもので、これから勉強してですね、牛乳消費拡大推進委員会の中でもお話しを共有してですね、効果的なPRの手法につなげていければと検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

No.137 畜産食品加工研修センター事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。137番の畜産食品加工研修センター事業、主要施策の摘要欄を見ますと、生産体制強化、地域おこし協力隊1名と書いています。以前にもこの予算委員会で、この場面において、作って市場に出していく過程において、物語が必要ですよというふうにお話しをしたことがあります。特にふるさと納税の返礼品に関わる部分の生産力強化が求められると思うんですけども、どのぐらいのものを今般、加工研修センターとして生産して、そのうちどれぐらいのものをふるさと納税の返礼品として出していこうとするのか、その辺の計画があったらお聞かせいただけませんか。

○**製造主査** 畜産食品加工研修センター、製造係主査の谷口です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。現在の当センターの販売の割合としましては、ふるさと納税においては、おおよそ大体25%ぐらいの売上げを示しております。来年度は研修回数を少し減少させて、売上げ確保に少しウェイトを置くという方針になっておりまして、来年度の全ての売上げ収入としては1,974万8,000円を見込んでおりまして、そのうち495万円の売上げを見込んでおります。地域おこし協力隊も、一応、今年度から申し込みをかけているところがございますが、いまだちょっと残念ながら見つかってはいない状況なんではあります。来年度、新たに採用が決まりましたら、さらに生産体制を整えることができると思われまして、安定した目標どおりの数字が得られるかなと思います。以上です。

○松村委員 15番、松村でございます。現在の建物の中で生産力を少しずつ強化していくという、先ほどの答弁も踏まえてお聞きするんですけども、中標津のふるさと納税返礼品の中で、他の海のある自治体と違う部分で作り上げて提供していくものに、それほど幅があるわけではありません。前から主張していますけれども、その中で中標津のゴータチーズというのは、これは十分にブランドになるものであろうと考えています。そのブランド力を発信するというのは、やっぱりこの加工研修センターではなかろうかと思うのです。それゆえに、そこから出していく製品にどんなメッセージを据えていくか。私はゴータチーズが洋風料理のベースになるような出汁チーズであるとも申し上げますけれども、様々な部分で、この加工研修センターから発信する、その地域の乳製品の物語、メッセージ、そういうものを発信する主体なんだという自覚を持って、今後も仕事に臨んでほしいと思うんですがいかがでしょうか。

○製造主査 畜産食品加工研修センター製造係主査の谷口です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。確かに当センターではほぼ製造のほうに力を置いていまして、また、それもお肉のほうは1人、乳のほうは1人、事務1人っていう計3人体制でやっている都合上、なかなかそういったPRのほうに手が回っていないというのが正直なところではございます。先ほども申しましたが、現在地域おこし協力隊の募集を今しておりますので、新しく地域おこし協力隊の採用が叶いました暁には、そのような開拓的な仕事に手を広げていくことができるかと考えておりますので、そのように対応していきたいと考えております。以上です。

No.155 空き地空き店舗等活用事業【栗栖委員】

○栗栖委員 3番、栗栖陽介です。主要施策No.155番、空き地空き店舗等活用事業について質問させていただきます。この事業は毎年、平均約4件の申請となっております。前年度の不用額を見ても約51%が未執行となっております。支援の金額だけを見ても、物価高騰の時代に合った金額ではないように思います。創業コストが上がっている以上、この事業の見直しが必要と思われます。そこで例えばですけど、商業地域、今現在上限50万、商業地域以外は25万、例えばこれを上限を100万円にするとか商業地域以外を50万に上げるとか、もしくは2年目以降ですね、雇用創出や売上げ要件達成で追加で30万円を支援するなど、創業後の廃業率を把握し、1年目以降のフォローアップ制度や成果連動型補助制度等の導入検討や研究をすることによって、ばらまき防止にもなると思いますし、新規創業者への投資になり税収として返ってくると思います。その辺の検討をそろそろすべきかと思いますが、どうでしょうか。

○商工労働係長 はい。商工労働係長沖田と申します。今、ただいまのですね、栗栖委員の御質問にお答えいたします。はい、空き地空き店舗等活用事業補助金の見直しについてという御質問であったかと思ひまして、以前のですね、決算審査等でもですね、お話しさせていただいておりますけれども、こちらについてはおっしゃるとおり、平成18年ですか、この前の制度を含めると、の補助制度になっておりますので、とても古い補助金というところがございます。具体については早急にですね、見直しを行っていきたくてございませう。そして、この制度ですけれども、もともと中小企業振興審議会で議論されて作られた補助金ということもございませうので、こちらの審議会とですね、議論を重ねていき、見直しを行っていきたくてございませう。現状としましては、審議会の会長へですね、見直

しについてちょっと検討させていただきたいという旨話しをしております、来年度、令和8年度ですね、議論をいろいろと進めていきたいと考えております。以上です。また、すみません、栗栖委員からいただいた様々な御意見についてはですね、審議会の中ですね、いろいろと議論していきたいと考えております。以上です。

No.155 空き地空き店舗等活用事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。同じく155番、空き地空き店舗等活用事業で、基本的には店舗の空き店舗の中心市街地における積極活用というのが事業の眼目なんでございますけれども、今日の新聞にも根室十勝沖の地震の可能性などが指摘されています。マグニチュード9が来ると言っています。その中で、市街地の中にもしこの建物が崩れば人的被害も出るだろうと思うような建物が散見されているんです。これに対してこれを除却するための手当というのはどこか言って、この空き地空き店舗等活用事業とか、あとは地域防災向上事業とか、そこあたりを引き合いに出して検討しませんかとか申し上げようがないのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○**商工労働係長** はい。商工労働係長沖田でございます。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。はい。まずこちらの空き地空き店舗等活用事業補助金というところでございますけれども、こちらの補助金については企業支援という側面もございますので、単に空き店舗の利活用のみというところではございません。また、空き店舗の活用という側面で見ますと、もちろんこちらの商工の担当としまして、新しい方に使っていただくということもそうなんですが、松村委員おっしゃったとおり防災の側面であったりですね、あと都市計画の側面であったりですね、様々な部署が関係してくると考えてございますので、ちょっと私のほうからですね、すぐに何か対応策というところは申し上げられないんですけども、そちらとですね、様々な議論が必要かと思っております。また、こちらですね、補助金見直すというところで先ほど御答弁させていただきましたけれども、その中でですね、いろいろな商業地域についてインセンティブを持たせたほうがいいのかどうかだとかいうところも含めてですね、中小企業振興審議会で議論していきたいと考えております。以上です。

No.158 UIJ ターン応援プロジェクト【武田委員】

○**武田委員** 1番、武田開人です。主要施策No.158番、UIJターン応援プロジェクトについて、令和8年度の数値目標と総務部の主要施策No.22番若者定住促進事業、この中でもUIJターンについて言及されていますが、その事業とのすみ分けについて、御説明をお願いします。

○**商工労働係長** はい。商工労働係長沖田でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。まず令和8年度の数値目標というところでございますけれども、こちら令和8年度の数値目標というところはですね、設定しておりませんで、総合計画後期基本計画ですね、の関係で目標値として令和12年度に奨学金返還支援事業の利用人数52人というところで設定しているところでございます。また、では令和8年度はどうしていくのかというところでございますけれども、そちらについては今予算の中ですね、5人分というところで奨学金の返還支援ですね、設定させていただいておりますので、この5人というところをですね、

目標に頑張っていきたいと考えております。また、主要施策 22 番、総務部とのすみ分けでございすけども、私は経済振興課の商工労働係というところで経済畑の所管というところでございまして、つきましては町内事業者の人手不足というようところが主となってございまして、この奨学金返還支援事業についてもですね、認定事業者になっていただくだとかっていうところですね、いろいろ要件ございまして、企業さんですね、こちらタグを組んでいくというようところが大きいすみ分けかなと考えております。以上です。

○武田委員 再質問させていただきます。令和 12 年度の奨学金の返済の援助の利用が 52 人目標で、令和 8 年度が 5 人の目標ということで、この目標が達成が難しかった場合、例えば令和 8 年度の目標に若干届かなかった場合は、それ以降で奨学金の援助について増額していくのか、それとも事業自体を見直していくのかといったところ御説明をお願いします。

○商工労働係長 はい。商工労働係長沖田でございます。ただいまの武田委員の再質問にお答えさせていただきます。はい。事業見直しについてでございますけども、ちょっと先ほど他の主要施策でもお話しがございましたけども、毎年事務事業評価というところで事業についてはですね、見直しといいますか検証を行っているというところでございます。そしてこの事業についてはですね、町外の方にですね、広く知っていただくことが目標達成の近道だろうというところを考えておまして、今ですね、インスタグラム広告等ですね、いろいろとちょっとチャレンジしているというところでございます、そのあたりも踏まえてですね、様々な方法をですね、まずは検証していきたいというところと考えております。ですので、増額というところでございますけども、今現時点ですね、上限が月 3 万円というところで、他の市町村と比べてもですね、かなり何でしょう、大きいといえますか頑張っているほうの市町村でございますので、この金額を増額というところよりも、認定事業所の範囲がですね、今町内本店というところでございますので、このあたりをどう考えていくのかだとかというところで、様々なところはですね、検証検討の必要があるだろうと考えております。以上です。

○武田委員 再質問させていただきます。今の増額というところは金額的にも他の市町村より大きいというところで不要かと思うんですけれども、令和 8 年度とか 5 人目標ということで、例えばそれを人数増やしていったときの原資として、例えばその総務部さんの主要施策 22 番で重なってるような対象者になると思うので、例えば総務部さんの事業からそっちの規模を減らして経済部のほうの事業に移していくとか、そういったところで予算規模が大きくなればもうちょっと効果を令和 12 年の 52 人に向けてもっと加速するのになというような、そういったイメージ等あるんでしょうか。

○商工労働係長 はい、商工労働係長沖田でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。総務部との予算のやりとりという御質問だったかと思うんですけども、基本的にはそれぞれの事業というようなところでは考えておりますので、逆に言いますと総務部のほうを減らさなければ、こちらを増やせないという議論ではないとは思っておりますので、もちろんそれぞれの事業の効果検証であったり費用対効果であったりですね、いろいろ検証していった中の予算というところになるかとは思っておりますので、すみません、予算のやりとりというところにはならないかなというところと考えております。以上です。

No.162 観光施設整備改修事業【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。162番、観光施設整備改修事業について質問させていただきます。補足説明資料の60ページですね、観光施設整備改修事業の2番に開陽台展望館トイレ改修工事という名目が載っています。現在、和式便器を含め洋式便器、ウォシュレットつきに改修するということですが、この洋式便器のみへの改修のみなのか、これまでも閉館後に展望館のトイレを使用させてほしいという御意見等も多々あったと思いますが、このトイレを改修を機に、閉館後もトイレ利用できるようになる改修が行われるのか教えてください。

○観光振興係長 はい。観光振興係長をしております篠永と申します。ただいまの平山委員の御質問にお答えをさせていただきます。今回の展望館トイレの改修は、一部残っている和式便器と、あと平成7年に開館してからずっと使い続けている古い洋式便器を新しいものに変えるという改修でございますが、かねてより要望として声が上がっていたキャンプ場の利用した方とかが夜間トイレを使えるように、展望館に入れるようにできないんだろうかっていう御意見もいただいておりますけれども、今回の改修に限らずも、そもそも展望館の構造的に部分的に開けて使えるようにするということが難しい状況になっておりますので、トイレの改修を行ったとしても、引き続き夜間の利用というのは難しいので、駐車場トイレの利用をお願いするという形になります。以上です。

No.162 観光施設整備改修事業【松野委員】

○松野委員 9番、松野美哉子でございます。同じく162番の3番のミルクロード秀逸な道看板の設置という工事なんですけれども、これは地域の観光振興とそれから集客誘客に寄与するということになってるんですけれども、予算が77万5,000円ということで、どのようなものを何台、大体どの辺に長い道路の中のか曲がり角とか、そういうところに予定するとか何かそういうのがあれば教えてください。

○観光振興係長 はい。観光振興係長をしております篠永と申します。ただいまの松野委員の質問にお答えをさせていただきます。秀逸な道の看板の設置についてなんですけれども、まずこれはシーニックバイウェイ北海道で認定されている秀逸な道としてのルートをお知らせするものになります。中標津町独自ではなく、今現在は秀逸な道は15区間あるんですけれども、その15区間にそれぞれ設置をされているものについて、中標津町は町道のミルクロードが認定されているんですけれども、その案内看板を今回予算要求して設置をしたいというふうに考えているものでございます。まず、どこに設置をするかというところなんですけれども、ミルクロードの看板がある駐車帯がございますよね。あそこに1基設置をする予定しております。どのようなものというところなんですけれども、先ほどもお伝えしたとおり、シーニックバイウェイ北海道のほうで認定している秀逸な道をお知らせするものですので、15区間で統一したデザインというか、ルートによって少しデザインが変わるところはあるんですけれども、統一したデザイン、統一感を持たせたデザインというふうになっております。周辺の景観との調和というものに配慮しましてアースカラーを基調としたものというふうになっております。設置の場所については以上でございます。

No.162 観光施設整備改修事業【江口副委員長】

○江口副委員長 続いて、11番江口です。同じく観光施設整備改修事業について、先ほどの平山委員の質問と趣旨は同じなんですが、これ数年前にも、ぜひ夜間はキャンプ客のためにトイレだけは開放してほしいというような要望があった際には、展望館の中にはカフェもありますし、夜間の侵入等があってはならないということで当時は認められず、それ以降、駐車場のトイレまでですね、女性はもう致し方ないので、特に夜間、丸太の階段を降りていくことが非常に私も経験しましたが怖い思いをしました。それと男性は逆に下まで行く人がほとんどおらず、その辺で用を足す人が多いというような状況ではないかというふうに思っているんですけども、そうしたことで、例えばその人間のおいというかですね、野生動物を引き寄せることになってしまったりという危険性が、今後上がってくるのではないかということ考えたときに、カフェに通じるあそこの夜間の施錠というか、もうちょっとこう補強することによって、トイレを開放することができないか考える余地というのは、今年度では難しいのかもしれませんが、そういった協議を観光協会等と開始するということはできないのでしょうか。

○観光振興係長 はい。観光振興係長をしております篠永と申します。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えをさせていただきます。確かに人間のおいがついてしまうところというのは御意見として承知いたしました。展望館のトイレの利用について、やはりテナントさんが慎重な意見を示しているところがありますので、こちらとしても検討するにあたっては、施錠だけではなく、例えば店舗スペースもとても見やすい覗き込めるようなドアになっていたりですとか、施錠以外の部分でも対策っていうのを検討をした上で、お話しをしなければいけない部分かなというふうに思っております。様々な状況の確認、情報収集した上で、慎重にちょっと検討は進める必要があるかなというふうに思っておりますので、まずはちょっと研究のほうを進めさせていただきます。

No.185 緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業【山口委員長】

○山口委員長 7番、山口雄彦でございます。主要施策番号185番、緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業について質問いたします。説明資料の3番目、スケジュールの中でサービスの向上の欄のですね、令和6年度からSNS等の充実と情報発信の強化という言葉が3年間続いているわけですけども、令和8年度について、過去の6年度、7年度とどのような違うものにしていくのか、どのような充実強化をするのかを教えてくださいのと、またこれによってどのくらい利用者数の増加を目標としているか教えてください。

○観光振興係長 はい。観光振興係長をしております篠永と申します。ただいまの山口委員長の御質問にお答えをさせていただきます。キャンプ場の管理運営ですとか、あと利用促進事業につきましては、施設を所管する建設水道部管理課が主体となって実施をしております。観光振興係としましては、町を訪れる観光客に向けた観光情報の発信、観光施設のお知らせという形、役割の中で町ホームページやあとなかしべつ観光協会ホームページも通じて、施設の紹介を行っているところでございます。それぞれの役割分担の中で連携しながら情報発信を行っておりますが、来年度事業の具体的な内容につきましては、管理課の事業となりますのでお答えしかねますが、所管から求めがあれば、引き続き様々な協力はしていきたいと

考えております。以上でございます。

No.185 緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業【佐野委員】（関連）

- 佐野委員 今、SNSのほうで観光協会と中標津町のリニューアルしたホームページのほうに載せていくということだったんですけど、まだ確定ではないけれども、今回の管理運営をしていかれるところでも、ちょっと決定ではないですって言いながらも載せていただいているところもあるんです。そういったところが例えば決まりました、決定しましたって言った管理者の方がアップしていくことに対してのチェックっていうのも、町のほうできちんと管理をして、広く広めていただくっていうようなことは可能なんではないでしょうか。
- 観光振興係長 はい。観光振興係長をしております篠永でございます。ただいまの佐野委員の御質問にお答えをさせていただきます。指定管理者のほうで発信する情報の確認についても、所管する管理課のほうで行うものと思っておりますが、どのような情報が発信されるのかということにつきましては、観光振興係としても確認をして、合わせて引き続き観光協会と連携した情報発信のほう努めてまいりたいと思います。以上でございます。

【経済部・農業委員会】 町営牧場特別会計予算

一般会計繰入金【阿部沙希委員】

- 阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。町営牧場特別会計予算の予算ページ202にあたります一般会計繰入金減少について、令和6年度は約1,860万円、令和7年度は約1,200万円、そして令和8年度は約796万円と一般会計繰入金を年々減らしていることについての努力を高く評価いたします。このペースで繰入金をなくすことを目指しているのでしょうか。
- 牧場事業主査 中標津町営牧場牧場事業主査の小倉です。阿部委員の質問に対してお答えさせていただきます。一般会計繰入分につきましては、長期の借入金の償還金の元金や利子の他、赤字の補填分という形の中で、毎年もし赤字の分が出た場合には、一般会計のほうから繰入れさせていただいている状況でしたが、6年以降、放牧料の増額等含めまして、できるだけ令和10年までの間の中で、できるだけ一般会計のほうからお金を借りないような形の中で、事業のほう運営も含めて行っていきたいと考えております。以上でございます。
- 阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。本牧場の預託手数料につきましてお伺いしたいんですけど、1頭1日当たり、令和7年度で442円から令和8年度は495円との記載で、僅かですが単価は上がったことは評価いたします。しかしながら、農協が約750円や民間600円から700円の相場と比較して安価です。牧草地がフル稼働で余裕がない状態であるならば安価に利用できる特定の農家のみが町費、一般会計の恩恵を受けていることになりますので、公平性の観点から問題はないでしょうか。収支を改善し一般会計の依存をなくすための手数料の見直しは検討するべきではないでしょうか。
- 牧場事業主査 はい。町営牧場牧場事業主査の小倉でございます。阿部委員の質問に対しましてお答えいたします。放牧料ほか含めまして、他の手数料等の見直しにつきましては、令和10年度の牧場の放牧料の見直し等も含めて5年に1度の見直しも含めて考えてござい

すので、他の部分も含めて協議しながら、牧場運営委員会等とも協議しながら、今後の部分につきましては進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。再質問させていただきます。本牧場を利用できない他の多くの酪農家は、自力であるいは農協の高い手数料を払って牛を育てていると思います。もし手数料を農協並みに引き上げれば、一般会計からの補填が不要になるだけではなく、逆に町に利益をもたらすことができるのではないかと考えます。その稼いだ利益を特定の農家だけでなく、町内全ての酪農家を対象とした資材高騰対策や乳牛導入支援の財源、もしくは町の福祉の財源に充てるほうが、中標津の基幹産業である酪農全体を支えることや、町の福祉の向上につながらないでしょうか。料金改定、収支をプラスにする計画を立てるお考えはありませんか。

○農林課長 はい。農林課長有賀です。阿部沙希委員の御質問にお答えします。料金見直しは先ほど係長のほうからもお伝えしたとおり、令和6年度に料金改定を行いまして、次は令和10年度を検証の年度と設定しております。それまでの期間、牧場会計が健全に運営できるような料金改定ということで、令和6年度に設定しましたけれども、次令和10年度にですね、改めて検証する際、一般会計からの繰入れを全てこの料金で賄うといったところまで盛り込むのか、それとも一般会計の繰入れにつきましては、ある一定のルールに基づいて、やはり数百万ないし数千万もらうよというようなことにするのか、改めてその場で検証する必要があると思います。ただ、現段階で令和10年度までは、近々に料金値上げをするというようなことは考えてございません。というのもですね、令和6年度の際に皆様方に10年度まではこれでやるよというお約束をしていますので、物価高騰等ございますけれども、今まだ間に合っている状況でございますし、令和10年度に今お伝えしたようなことで検証しますけれども、牧場会計がある程度料金が値上げしてもうかったというようなことになると、それを他の事業にですね、展開してくというのは、ちょっと今現段階では考えにくいのかなと考えておりますので、改めて令和10年度に検証したいと思います。以上です。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外
- ・議案第15号 中標津町産業振興条例の一部を改正する条例制定について
- ・議案第16号 中標津町畜産食品加工研修センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- ・議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中標津町労働会館）

予算審査特別委員会質疑（3/9）議場

【建設水道部】一般会計予算歳出

No.18 未利用財産利活用推進事業【高橋委員】

○高橋委員 はい。12番、高橋善貞です。主要施策のNo.18、未利用財産利活用推進事業について質問させていただきます。岩谷学園のIT専門学校へ無償貸付している町有地が1万2,474㎡あるんです。そのうち校舎敷地として4,795㎡、全部使っていないんですが駐車場として2,127㎡、小数点以下の端数もあるんですけど、合計4,623.7㎡、これ以外は使用されていないので雑草が生えています。この使っていない7,850.7㎡は利活用の計画がないのなら近隣の民間分譲地と同様の価格で売却すべきじゃないかなと思うんです。7,850㎡を坪に直しますと2,378坪なんです。近隣で最近、分譲価格は坪10万なんですよ。だと2,378坪ですから2億3,780万円になるんです。これについて町有地を貸す側の責任としてどう思いますか。

○管財係長 建設課管財係長の中川です。ただいまの高橋委員の御質問に御答弁いたします。今お話があった7,850㎡、約2,000坪の土地ですけれども、そういった無償で貸している部分ってということで、私も今年度ちょっと異動してきまして、鋭意取り組んでおります。具体的には町有財産の売払いをしたりですとか、全く費用をもらってないようなところについては改めて貸して費用をもらっているような形で、今後も時々その場所にもよると思うんですけども、それぞれの事情ですとかをいろいろ考慮しまして、適切に判断して売りましたり貸したりとかしてですね、こういった財産は売払い代金の他に未利用地の草刈り、今のお話もありましたけども、あとはそういった管理経費の削減ですとか税収入、そういった形とあと売払いされた土地で建物が建設されれば経済効果もありますので、繰り返しになるんですけども、今後も未利用財産の売払いや貸付につきましては、その場所その場所において適切に判断してやっていきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。以上です。

○高橋委員 12番、高橋善貞です。答弁になっていないような気がするんですけど。土地利用計画と整備する年次計画が示されていない、公表されていない以上は、もうこの土地は使わないというふうに判断すればいいと思うんですよね。そして土地に対してもっともっと情報提供すべきだと思うんです。先ほど言った2億3,700万。売れば収入となって入ってくるし、それ以降も固定資産税として入ってきます。このままだと夏まつりの花火の観覧会場だけで年に1回使うようなこの空き地を、やはり処分すべきだと思うんですけどいかがでしょうか。

○建設課長 建設課長の不藤でございます。この岩谷学園さんの土地につきましては、過去に経済部のほうで無償貸付ということで議会の議決のほういただいて現在に至っているような状況でございます。ただし、今現在高橋委員のおっしゃいますとおり使われてない土地が実際あることも承知しておりますが、建設業協会ですとか、そちらの現場見学会とかで、その土地を一部使わせていただいたりとかってということも、実際やっております。ただ経常的に使われていない事実は事実としてありますので、こちらにつきましては、今後の使われ方も含めまして、経済部のほうとちょっとお話をし、どうなんですかというような協議が必要かなと考えておりますので御理解願いたいと思います。

○高橋委員 12番、高橋善貞です。夏まつりの花火の観覧場所と大して変わらない内容だと思うんですけど、そこにずっと継続して使っているとかっていうなら分かるけど、要するにこれを貸しているのは町なんですよ。無償で決めたのも町。議会で決めたのはこれから先、年次計画を立てて、いろいろな研修棟とかを建てるといふ、そういう計画、A4の紙1枚で書いた絵を見せてもらって、それで1万2,000㎡、無償で貸付ていいんじゃないですかっというので、私たちは議決したわけですよ。ですからこれがもしも将来的にも守られない、町民にも説明できないんだったら、やはり売るべきだと思います。

○建設課長 ただいま高橋委員の御質問にお答えさせていただきます。先ほども申し上げましたけれども、過去に無償貸付されるときに、A4で将来の利用計画の絵があったと思うんですけども、建物としては現在建てられている校舎の部分で完結はしているのかなと思っております。あとは授業で使うということだったかと思うんですけども、そちらのほうの使用状況ですとかその辺ですね、何も建っていないけれども使う予定があるのかその辺ですね、ちょっと協議させていただきまして、今後に向けて協議を進めていきたいと思っております。

No.20 中標津経済センター外壁改修事業【阿部隆弘委員】

○阿部隆弘委員 6番、阿部隆弘です。主要施策番号20番、中標津経済センター外壁改修事業について御質問をいたします。雨漏り対策のための外壁改修というふうに聞いておりますが、屋根の改修については必要性はないのでしょうか。

○管財係長 建設課管財係長中川でございます。ただいまの阿部委員の御質問に答弁いたします。現状外壁の修理だけで用が足りるということで、屋根の部分までは今のところ考えていない状況でございます。以上です。

○阿部隆弘委員 再質問させていただきます。それについては経済センターを運営しております商工会も含めて確認しているということでしょうか。

○管財係長 はい。建設課管財課長中川です。ただいまの阿部委員の御質問にお答えいたします。そのような状況でございます。以上です。

No.166 道路維持補修事業・No.181 街路維持補修事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。主要施策の166、道路維持補修事業と関連して、181、街路維持補修事業、これらについてお聞きします。前年よりは相当増えてはいます。昨年6月だったでしょうか、9月だったでしょうか。そのときにも5,000万ほど補正を起こして道路の傷みをパッチングとか修理をされていますけれども、今般の道路の舗装道路の傷み具合というのは、例年の状況を大きく踏み外すような、ものすごくたくさん穴が開いている状況であります。特によく見ると道路の中央寄りよりは、路肩に近いところのものすごく亀裂が入って、それでアスファルトが浮き上がって大きな穴が開いてというようなところがいたるところで見られるわけです。何でこんなふうになったのかなというふうにと考えると、昨年12月の中旬頃に降ったものすごく湿った雪、それが20センチ以上積もったわけですけども、

あの処理をちゃんと我々はどういうふうになるかを予測しないでできなかったのではないかと。雪が車道にずっとはみ出した状態で、今期排雪事業というのをやっていないんですけれども、雨水の特に2月の15日過ぎてから雪が解けて雨水になって、ところがそれを飲み込むグレーチングの排水溝は完全に埋まっている。常時そこに水がたまっていて、それが夕方急激に凍る。それを繰り返した結果、今まで例がないような穴の開き具合になったのではないかと思います。つまり、これから新年度になって道路の補修が必要なのですけれども、その費用として、現状、今見えている部分におけるその必要性、補正の必要性を今の段階で感じていますかということと、それから今度は新年度のほうの雪の話なんですけど、いわゆる従来の排雪とは違う新しい視点でグレーチングを露出させるような、雨水を飲み込むような対応措置が必要なのではないかと。今年2月の12日、夕方粉雪降りましたよね。凍った雪、ものすごく滑るようになって、たくさんの方が転んでいました。翌13日から道路維持係の方々、歩道のロータリーの機械をですね、下のほうを削るような努力をされて、随分道路は改善されたと思っています。しかしながら、今般の経験に照らし合わせた新しい除排雪と道路補修の予防のやり方というか、対応の仕方っていうのを考えられるんじゃないかと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○**管理係長** 管理課管理係長の石塚です。ただいまの松村委員の御質問に回答いたします。まず1点目の補正の必要性を感じているかという部分でございますが、こちらですね、昨年の12月の大雪ですとか、今年1月から2月にかけての降雪後の雨ですとか、気象条件によってグレーチングの柵と言われる部分ですね、こちらに関しても基本的に降った後に除雪対応の中で柵とかを開ける対応はしておりまして、なるべく排水に影響が出ないような形で作業はしてございますけれども、どうしても排雪、まず新雪除雪をする形で雪が残ってしまう部分がございますので、それに関しては都度パトロールを含め都度対応しているような状況でございます。それによって若干残ってしまった雪ですとか排水の部分ですとか、そういうことによって、今般、結構ニュース等でございますけれども、中標津町においても、いわゆるポットホールという凍結融解を繰り返して道路の舗装剥がれてしまって穴が開いてしまうような状況結構発生しているところがございますけれども、そちらに関しましても都度直営ですとか、業者さんのほうにお願いして、都度箇所確認しつつ対応しているような状況でございますので、例年どおり補正ですね、昨年度令和7年度はパッチング工事ということで9月補正させていただきましたけれども、基本的には今年ですね、パッチング工事というのを金額を増額させて予算要求させていただいておりまして、そちらで対応させていただこうかなと。補正を必要としないように対応させていただこうかなと考えているところでございます。以上です。

○**江口副委員長** 松村委員、今新年度予算についての質疑ですので、補正については控えていただければと思います。

○**松村委員** はい。では質問を取消します。

No.166 道路維持補修事業・No.181 街路維持補修事業【長渕委員】(関連)

○**長渕委員** 4番、長渕豊です。毎年、今道路の補修などが厳しい状況になっている中、予算確保に向けて町税では非常に厳しいというような状況、また国の交付金や地方債、また防災、

強靱化、関連補助などの組み合わせを駆使していると思いますけれども、予想を上回るこういう補修が発生していることから、どのように計画しているのでしょうか。お尋ねします。

○**管理係長** はい。管理課管理係長の石塚でございます。ただいまの長渕委員の御質問にお答えさせていただきます。新年度予算ではですね、令和7年度まで緊急自然災害の起債がございまして、そちらですね、国のほうで令和8年度からの延長も発表されておりますので、そちらを活用しまして有利な起債でございますので、今回オーバーレイですとかパッチングの工事を増額させて要望させていただいて計画的にちょっと補修のほうを進めさせていただこうと考えているところでございます。以上です。

No.179 都市総合計画推進事業【高橋委員】

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。施策番号の179番、都市総合計画推進事業の交通量調査について質問をさせていただきます。補足説明資料の64ページになるかと思いますが、10年ぶりでやっと交通量調査が可能になりました。それでその交通量調査の結果データです。これをですね、行政内で情報共有を図っていただきたいということなんです。先ほどから松村委員からも言われたとおり、道路の補修計画にもこれは交通量で使えますし、もっともっと利活用、庁舎内でもっと行政内で利活用すべきだと思っていました。それと同じようにですね、こういうデータはもうオープンにして情報提供して、民間事業者にも活用できるように積極的に公表して行ってほしいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**都市計画景観係長** はい。都市計画景観係長の工藤です。ただいまの高橋委員の御質問にお答えさせていただきます。ただいま高橋委員からおっしゃっていただきましたとおり、この道路交通量調査、ちょっと10年以上期間が空いてしまった形にはなりますが、来年度実施させていただきたいということで計上させていただいております。こちらですね、御指摘いただきましたとおり、この交通量調査の結果というのは庁舎内いろいろな部署で共有をして、そして民間事業者さんへも情報共有する中で、最大限効果を発揮していきたいというふうに考えてございます。御指摘のとおりこの結果の共有、最大限の活用ということで努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

No.186 都市公園安全・安心対策事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。186番、都市公園安全・安心対策事業について質問させていただきます。末広公園の遊具の改修ということなんですけれども、この遊具については既にもう決定しているのでしょうか。

○**管理係長** 管理課管理係長の石塚でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えさせていただきます。末広公園の遊具が決定しているかどうかというところで御質問でしたけれども、今回対象となる遊具ですね、大型複合遊具、その他幼児用複合遊具安全柵、2連ブランコ安全柵、3連鉄棒の4遊具の更新を予定してございまして、令和5年度的设计におきまして基本的にはもともとありました設計の中で3案に絞り込みまして、その中で関係機関と協議して選定してございます。以上でございます。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。以前、議会運営委員会にてミルク Café まちかどキャラバンという広聴活動を行った際に、小学校高学年だったり中高生の方が遊び場がないということで、公園等にですね、ストリートコートをつくってほしいという、ゴール一つでボールを持って行けばバスケットボールの対戦ができるというストリートコートをつくってほしいんだという声も挙がっていました。末広公園には場所的なのものはあると思います。そういったことを組み込むことはできないでしょうか。

○管理係長 はい。管理課管理係長の石塚でございます。ただいまの平山委員の再質問にお答えさせていただきます。今公園の事業で行っている都市公園安全・安心対策事業につきましては、基本的に同等遊具、同等規模の遊具の更新が基本となっておりますので、この事業の中ではそのようなことはちょっと難しいかなと考えているんですけれども、そのような要望があるところにはございますので、その他、更新可能な事業等がございましたら、そのほう今後でもですね、検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

No.186 都市公園安全・安心対策事業【松野委員】

○松野委員 9番、松野美哉子でございます。同じく186番の内容についてなんですけれども、とりあえず平山委員のおっしゃったように遊具は決まっているのでしょうかというところも1つあったんですが、予算説明資料の主要施策のところに公園遊具設置括弧末広公園、他って書いてあるんですよね。この他の意味をちょっと教えていただきたいんですけれども。他の公園もという意味なのか遊具の他に何かという意味なのか。ちょっととりかねたので教えてください。

○管理係長 はい。管理課管理係長の石塚でございます。ただいまの松野委員の御質問に回答させていただきます。こちら主要施策の摘要欄に載せているものにはございましては、末広公園の遊具の更新ですね、載せている形なんですけれども、こちらに関しましては、今先ほど御説明したとおりいろんな遊具含めて末広公園を実施するということで書いてあるものがございます、その他に関しましては、次年度以降予定しております遊具の更新に関しまして、他の公園の資材実勢価格調査を予定してございますので、その他というところで載せていただいたところでございます。以上です。

【建設水道部】 水道事業会計予算

メーター取替工事費等について【武田委員】

○武田委員 はい。1番、武田開人です。予算書の23ページ、右上のほうで工事請負費のメーター取替工事費とその下、スマートメーターの設置工事及び27ページのほうでメーターの購入費計上されています。これらについて、令和8年度でスマートメーターへの取替が13個予定されているということでしたが、スマートメーターの本体の単価と交換工事の単価、それとスマートメーター以外の旧来のメーターの単価とそれの取替工事の単価というのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○水道係長 はい。上下水道課水道係長の中谷でございます。ただいまの武田委員の質問にお

答えいたします。スマートメーターの設置工事費の単価につきましては、今、まだ業者などは特にまだ決定はしておりません。その中でメーター費の単価は8,000円ということで計上しております。またスマートメーターの設置費につきましても、1台あたり9,000円で計上しております。また従来のメーター器なんですけれども、こちらのほうがまだ単価のほうが設定されておりません。それで昨年度の単価をもとに計上しております。昨年度のメーターなんですけれども口径によって金額が違うのですが、メーター工事費だったのですが、メーターのメーター取扱工事、メーター器や口径によって単価が違いますけれども、主にメーター器20ミリが主になっておりますがメーター器の単価は令和7年度で1万6,600円となっております。以上になります。

○武田委員 再質問させていただきます。スマートメーターが本体8,000円の取替工事が9,000円、旧来のメーターが口径によりますが20ミリで本体が1万6,600円ということで、取替工事について、今までのメーターの取替工事の単価ってというのはありますでしょうか。

○水道係長 上下水道課水道係長の中谷でございます。武田委員の質問にお答えいたします。工事費の単価でございますが、20ミリで約大体3万円を計上しております。また13ミリでは2万9,000円を計上しております。以上となります。

○武田委員 このスマートメーターの取替について、補足説明資料の93ページのほうで令和10年までに町内の1万3,000個のメーターをスマートメーターに置き換えるというような工程示されていますが、今の単価でいうと、スマートメーターが本体と工事で1万7,000円、旧来のメーターは大体4万6,000円程度とかなり金額に差があるんですが、これは何かもっとスマートメーターへの取替をもっと前倒しですることはできないのでしょうか。

○業務係長 上下水道課業務係長の松崎と申します。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。まずスマートメーターの型式なんですけれども、従来のメーターに送信機のようなものをくっつけるタイプと、あとメーターそのもの、受信機そのものが送信の機能もついているものだったり様々な型式がございます。今、我々のほうで予算計上している8,000円、9,000円のものってというのが、メーターに送信機を改めてつけるものになるので、別途、購入費と設置費用を計上しているものとなります。以上です。

【建設水道部】 下水道事業会計予算

広告料について【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。各会計予算書の80ページ、下水道事業の支出、12番の広告料についてなんですけれども、広告料として33万5,000円を計上されていますが、これの広告効果の検証というのはどのように考えられていますでしょうか。

○業務係長 上下水道課業務係長の松崎と申します。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。まず、今回広告料なんですけれども、マンホールカードというものを作成し配布しようと考えております。マンホールカードの作成費用だったりというところを広告料として計上しております。こちら初めてやる事業となりますので、これから配布をしていき、ど

のような効果があるのか、どのような方が取りに来られているのかといったところを検証しながら進めていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

○武田委員 再質問させていただきます。マンホールカードっていうのを作成する目的というのは何なんですか。

○業務係長 上下水道課業務係長の松崎と申します。ただいまの武田委員の再質問にお答えいたします。マンホールカードの配布する理由、作成の理由なんですけれども、下水道、当然重要なライフラインの1つとなっておりますが、水道と比較すると物理的に見えにくいですね、下水道の整備についても終わったものだったりとかあって当たり前のものといった印象を持たれておまして、下水道に対する意識や恩恵というのが希薄になっているというふうに、この間の下水道使用料の改定を行った際にも感じたところでありました。これから下水道使用料の改定であったり、今後の維持管理、修繕更新を進めていくにあたって、町民の皆様、使用者の皆様の理解があってはじめて成り立つものとなりますので、下水道事業に対する理解醸成を図ることを目的としております。以上です。

広告料について【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。同じく予算80ページ、広告費のところについて質問させていただきたいと思います。マンホールカードっていうのは、やっぱり中高年の方を中心に人気が高いもので交流人口の活性化というものに期待ができるものと思いますが、本町にはポケモンマンホール、ポケふた等もございます。こちらのポケモンのポケふたのカードっていうのは作成できないのでしょうか。

○業務係長 上下水道課業務係長の松崎と申します。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。ポケふたのポケモンマンホールなんですけれども、私のほうもカード化したいと思っておりましたが、こちら著作権が株式会社ポケモンが有しているものとなりまして、二次使用自体が禁止されているものとなります。なので、全国的にもカード化している事例はない、許可されていないものとなります。以上です。

○平山委員 先ほどマンホールカードを作成の理由として、理解の醸成を図るためというふうにおっしゃっていましたが、交流人口の活性化についても行っていきたいという効果もあるという話をしていたと思うんですが、この今カード、ポケふたについてはカード化ができないということで、2026年の1月30日以降にポケふたのデジタルスタンプラリーというのが始まります。これは課が違いますと言われればそうなのかもしれないですが、マンホールを通じて関係人口っていう、そういうデジタルスタンプラリーでも足を運ぶ人がいる。ポケふたからマンホールカードもあるよ、マンホールカード集めていた中標津町ってこんなところだよって足を止めて宿泊してもらえようなつながりっていうのを他の課でもあるかもしれないですけど、連携して行っていくという考えはないのでしょうか。

○上下水道課長 上下水道課長の表です。ただいまの平山委員の御質問でございますが、ポケモンのマンホールでございますが、今、総合体育館でございますが、今回マンホールカードをつくるにあたり、中標津町では3種類の実はマンホールの蓋が皆さん御存じかと思います

けでございませう。今回、公共下水道用のマンホールの蓋のカードを作るんですが、やはり実物を設置することになるので、できれば今考えているのは、これから施設管理者と協議はしますが、総合体育館、ポケモンのマンホールの近くですとか、そういうことも検討してやっていきたいと思っていますし、先ほどの関係人口の関係でいうと、別海町の例でいうと、約5,300枚程度、今出ているそうなんです、そのうち町外の方が取りに来たのが5,068枚ということで、ほぼ町外の方に限られて、町内の方は少ない状況となっているので、関係人口並びに、その際にできればこれから政策推進課とも協議をした中で、ふるさと納税等のPRですとか、そういうことも含めて一緒にできたらというふうには考えているところでございませう。以上です。

以下は質疑なし

- ・ 一般会計予算歳出以外
- ・ 簡易水道事業会計予算
- ・ 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について（都市公園及び条例管理公園）
- ・ 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中標津町緑ヶ丘森林公園キャンプ場）

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【町立病院】 町立中標津病院事業会計予算

施設老朽化改修事業【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。251番、施設老朽化改修事業について質問させていただきます。院内Wi-Fi拡張工事ということで、外来病棟のWi-Fiの拡張を行うというふうに説明があったのですが、具体的にどの範囲まで利用できるのか教えてください。

○管理係長 管理課管理係長の二本柳です。ただいまの平山委員の御質問にお答えします。まず、現在の当院のWi-Fiの状況について説明させていただきます。当院のWi-Fi環境につきましては、まず令和元年度に導入しておりますが、当時は主に業務利用を目的とした整備として導入しており、ナースステーションや外来診察室、事務室、医局などを中心に整備している状況でございます。ですので現状、患者が利用できる環境としましては、現在のところ病棟のフリースペースであるデイルームというところと、透析室の2か所に限られている状況となっております。しかしながら、近年は入院患者や外来患者からWi-Fi環境拡張を求める声が増えてきていることから、今回の工事では病棟の病室エリア、外来待合廊下、総合待合ホールなど、患者様が普段出入りするところを中心にWi-Fi利用を可能な範囲を広げる予定としております。以上です。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【町民生活部】一般会計予算歳出

No.13 防犯活動推進事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。主要施策番号13番、防犯活動推進事業の中で摘要欄の下の方に、安全で住みよいまちづくり推進協議会が開催となっています。前回からの行きがかり上、これを新たに開催するということは人選のほうについてはどのような方法を用いて、この開催のめどがついてきたのでしょうか。お願いします。

○交通町民相談係長 生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの松村委員の質問に御回答いたします。安全で住みよいまちづくり協議会の開催についてでございますけれども、令和8年度開催をする方向で予算等を計上しているところでございます。委員につきましては、安全で住みよいまちづくり協議会の規則におきまして定めがございますけれども、協議会の規則におきまして、委員につきましては活動団体の代表者、知識及び経験を有する方、また警察署の職員、そして町の職員から委嘱をするものとして定められているところでございます。町内の活動団体ということで、中標津町防犯協会ですとか様々な団体ございますけれども、そういった団体の代表の方等に委嘱をさせていただく方向で現在考えているところでございます。以上です。

No.15 照明灯LED化整備事業【阿部隆弘委員】

○阿部隆弘委員 主要施策番号15番、照明灯LED化整備事業について御質問いたします。その中でその他約5灯とありますけれども、どのような照明で、約ということは他にも追加があるということでしょうか。それについて御質問いたします。よろしくお願いします。

○交通町民相談係長 生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの阿部委員の御質問に御回答いたします。令和8年度照明灯LED化整備事業につきましてですけれども、今御質問いただきましたとおり、約5灯というふうな形で記載をさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、主に令和6年度より3ヵ年計画で工事を実施しておりますけれども、6年度から7年度にかけて市街地の防犯灯のLED化について整備をしてきたところでございます。令和8年度につきましては約20灯、内訳としては自立型のものが15灯、その他が約5灯というふうになっておりますけれども、主に郊外に設置をされておりますポール型の自立型の街灯をLED化するものとなっております。約5灯としておりますのは、こちらの灯数は机上の地図等から算定をしているものでございますけれども、現地調査等によりまして地図になかったものがある場合等がございますので、約5灯というふうな形で表現をしているところでございます。以上です。

○阿部隆弘委員 再質問させていただきます。例えばその現地調査によって、例えば何灯が増えたというところであれば、ほくでん等の電気料も発生してくるかと思うんですけども、その辺の確認も同時に行っていくということでもよろしいでしょうか。

○交通町民相談係長 はい。生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの御質問に御回答いたします。御指摘いただいたとおりでございます。現地調査等を行いまして、ほくでんの契約等も合わせて見直していくというふうな、確認していくというふうな形になっております。以上です。

No.39 生活バス等運行事業【松村委員】

○松村委員 10番、松村康弘です。主要施策No.39番、生活バス等運行事業でございます。これについて過日、2月19日の文教厚生常任委員会で、この定例会に提案する事件としての説明を受けました。令和7年10月1日より町内路線バス再編実証運行を開始しており、実証運行中に寄せられた意見等を踏まえ一部修正を行い、令和8年4月1日より本格運行を開始するというので、今回の実証運行に関する主な御意見、いただいた御意見が表になっておりまして、1から11までございます。その中で6番の土日運行便の復活というそういう意見が出ております。他の1から11までの部分については対応いたしますという回答なんです。土日祝日便の復活に関してだけは、今後の検討事項として整理するというふうにお話しを受けました。基本的に土日祝日、学校も病院も休みなわけですから、これらの運行をするにあたっての赤字を少しでも解消するためにやむを得ないのかなと思ってお話しを伺っておりました。しかしながら、ここに復活とあるように、多くのこのバスを利用している町民から買物に行くための、特に土日祝日は大きなスーパーとかで様々な催物が開かれるわけですが、そういうところに行きたいのに行けないというですね、声をたくさん1人ならず2人、3人と聞かされました。1番最後はですね、この2月の8日に行いましたまちかどキャラバンを東武でやったんですけれども、そのときにお呼びいただいた80代の女性から、どうしてもこのことについては議会に頑張ってもらって修正をいただかないとなりません。私たちの楽しい生活だった部分が、今こうやってここへ来るのに、祝日大変な思いをして来るんですというふうに言われました。この辺についてなぜ、本音のところ赤字解消のためなのか、それとも運転手さんが足りないのか、該当するバスが手配できない、車検に対応できない、どういう理由なのか再度お聞かせいただきたいのです。

○生活課長 生活課長の田中でございます。御答弁申し上げます。ただいまの松村委員から御指摘ありました一覧表でございますが、こちらはちょっと今手元にはございません。委員会の資料というふうに認識しておりますが、土日の運行につきましては、これまでも何度も委員会のほうでも御指摘も受けまして、そのように回答させていただいているところですが、実態のところということで繰り返しになりますが、やはり現状のリソースの中では車両、それから運転手、こういったところで平日の月曜日から金曜日までの運行に集中を注力したということが御説明申し上げた部分でございます。委員会の中でも部長のほうからもお話しありましたけれども、我々としても決して土日を軽視したり、走りたくないということではなくて、理想を言えば本当に365日毎日走るのが理想なのかもしれません。しかしながら、そこにはやはり運行経費のこともありますけれども、車両がない、運転手が不足している中で、どのように今の現状のリソースの中で全体の最適化をしていくのかという議論を、これまでも法定協議会の中で幾度もさせていただきました。残念ながら土日の運行はちょっと厳しいというような協議の経過の中からお示したものでございます。委員会の中から先ほど委員のほうから町民の声もあったというふうなお話しありましたが、我々としてもですね、100%未来を土日は運転しないと申し上げているわけではございませんで、その可

能性については、今後、まさしく4月1日、来月から再編本格運行されますが、変更をですね、半年ごとに変更すると短いスパンで町民の混乱を招くという意味では、恐らく今回の再編、本格運行は数年継続されるものかなというふうには認識しております。しかし、その中で運行便数今13便走っております。1便あたりですね。こういった便が例えば多いのではないか、もう少し間引いてスリム化して土日に向けられないか、いろんな議論が今後出てくるかなというふうに思っておりますが、現状としてはですね、そういった本格運行に向けて進めておりますので、月曜日から金曜日の平日運行、この形をとらせていただきつつ、今後将来に向けての土日運行についても引き続きですね、その辺りはおさえておきたいかなというふうには思っております。以上でございます。

○**松村委員** はい。15番、松村でございます。今の御答弁、相当部分理解はいたします。新年度に向けて予算を伴う話しでございますから、その予算措置がされていない段階で、今この問題を4月1日から運行できるようにならないかというのは酷な話しだとは十分承知しております。しかしながら、片方で中標津町自治基本条例には、今まで行われてきたことを行政側が変えようとするときには、町民の意見を聞かねばならないという項目があります。この場面、まさしくそれに合致していると思っております。バスを利用する人は決して町民の中で多くはありません。しかしながら、バスを利用する人たちの中からこのようにたくさん声が出てくるということは、今までないことなのです。それはこのバス路線が、今の運用が町民にバスを利用する人たちに高く評価されていて、それゆえに土日祝日もあったらいい、そういう希望がこうやって出てくるんだと思います。土日祝日ですから学校も病院もないわけでありまして、昼間のお店が開く10時ぐらいから夕方までの何便かでもこれを実現していく。このようなことをぜひとも法定協議会でも議論していただきまして、極端なこと言いますと、例えば南線は阿寒バスでございますけれども、その部分を土日祝日だけを町有バスを何便かでも投入するとか、柔軟な考え方っていうのはいろいろあると思うんです。ぜひ町民の切なる願いを勘案していただきたいと思うところですがいかがでしょうか。

○**生活課長** 生活課長の田中でございます。御答弁申し上げます。松村委員の御意見、御指摘、重く受け止めまして将来的な課題とさせていただきますと思います。ただ一方で、土日運行、これが本当に叶うのであればいいんですけれども、やはり平日運行これだけ便増えて助かったというような御意見も一方であったり、土日やはり乗車人数がこれまで既存の路線では人数がなかったというようないろんな背景もありますので、法定協議会、もちろん町民の方、いろんな方々が構成されておりますので、引き続き法定協議会を開いてまいりますので、その中で話題にしていきたいと思っておりますし、どういったこの回答になるか、答えになるかというのは分かりませんが、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

No.43 全町内会連合会活動推進事業【阿部隆弘委員】

○**阿部隆弘委員** 主要施策番号43番、全町内会連合会活動推進事業について御質問いたします。前年と同額の予算となっておりますけれども、町内会の加入促進や活性化の取り組みの内容について、詳しく御説明願いたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○**交通町民相談係長** 生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの阿部委員の御質問に御

回答いたします。全町内会連合会活動推進事業についてでございますけれども、予算額につきましては、御指摘のとおり前年同額となっているところでございます。今現在の取り組み、検討状況についてでございますけれども、令和7年度よりですね、町内会活動推進に向けた現状の分析あるいは今後の方向性の検討を推進するという部分もございまして、生活課内ですね、新たに職員が配置をされておまして、全町内会連合会の役員の方々と複数回既に協議を重ねているところでございます。予算額については前年同額と令和8年度となっておりますけれども、今現在の検討といった部分ですけれども、例えば町内会の加入に関わる手続きが現在紙ベースで行われておりますけれども、こういったものを例えばオンラインでも可能とするといった、いわゆる町内会のデジタル化と言われている部分でございまして、そういった利便性向上に向けた取り組み、そういった部分での検討を現在進めているところでございます。以上です。

○阿部隆弘委員 再質問させていただきます。職員配置をしていただきまして、デジタル化や取り組みについても、職員が専門的にそこに携わっていただけるというような状況なんですか。そこだけ確認したいと思います。

○交通町民相談係長 生活課交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの阿部委員の御質問に御回答いたします。ただいま阿部委員の御質問のとおりですね、配置されている職員につきましては、役職名としては団体連携調整官という役職となっておりまして、関係機関、全町内会連合会といった団体との調整、連携といった部分で配置されているものでございます。以上です。

No.54 社会福祉協議会補助事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.54、社会福祉協議会補助事業について、前年度から約300万円ほど予算が増えていますが、その積算根拠と内訳について説明をお願いします。

○社会福祉係長 福祉課社会福祉係長の篠永です。ただいまの委員の御質問に回答させていただきます。こちらの社会福祉協議会補助事業につきましては、人件費、事務費、ボランティア活動費について、要綱に則り補助しているものでありまして、人件費につきましてはその97%を補助しております。こちらの社会福祉協議会の職員の人件費につきましては、町職員の人件費と同じものを使用しておりますので、こちらが増額となれば社会福祉協議会さんの職員の人件費も上がるということになりますので、そのため人件費が増となっております。以上でございます。

No.64 介護人材確保育成支援事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.64番、介護人材確保育成支援事業について、この事業と主要施策65番の外国人介護人材確保補助事業について、これらの2つを分けて事業化している理由は何でしょうか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの武田委員の御質問に御答弁

いたします。基本的にはですね、介護人材確保育成支援事業ということで、介護人材のほうに確保ですとか育成だとか、そういったところでのこちら事業になっていまして、65の介護人材確保事業につきましては、介護人材を確保するための介護サービス事業所に対する支援という形になっていきますので、そういったところで区分されているということでございます。

○武田委員 再質問させていただきます。今の御答弁を聞いても、ちょっと違いが分からなかったんですけども、どちらの事業も介護人材を確保するための事業という認識でよろしいですか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの質問にお答えいたします。大きな目的としては人材確保というところでは間違いありませんけれども、あくまでも65のほうにつきましては、介護サービス事業所に対する支援っていうところを含んでおりますので、そういった違いがあると考えております。

No.64 介護人材確保育成支援事業【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。同じく64番、介護人材確保育成支援事業について質問させていただきます。事業の中でも介護人材確保育成支援事業補助金ということで、介護資格取得・更新に必要な経費の費用が減額になっています。恐らく令和7年度の利用人数の影響が大きいのかなと推察しますが、今年度の人数、内訳というのはどういったふうに見積りを立ててこうなったのか教えてください。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの平山委員の御質問にお答えします。予算積算段階でですね、各介護事業所のほうに需要量調査を行いまして、その結果をもとに予算計上をしているものでございます。以上です。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。各種研修試験等、令和7年度であれば人数等主要施策に掲載していたと思うんですが、令和8年度では、この試験に何名とかっていう割り振りは、積算の見積り教えていただけますでしょうか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。積算の内訳としましては、介護福祉士が9名、介護支援専門員の実務研修が4名、介護支援専門員の更新研修前期が2名、介護支援専門員更新研修後期が2名、主任介護支援専門員更新研修が1名、初任者研修4名というふうになってございます。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。要望に応じて前年度と違った資格や研修もあるということで、見積もっていただけている、寄り添っていただけているんだなというふうに理解しました。ただ減額じゃないということで、この減額、利用がない初任者研修についてが今入ってなかったのかなと思ったんですが、すみません、聞き逃したらすみません。入っていましたでしょうか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの質問にお答えします。初任者研修につきましては4人ですね。

No.64 介護人材確保育成支援事業【山口委員長】

○山口委員長 7番、山口雄彦です。同じく主要施策No.64について質問させていただきます。補足説明資料の35ページ、(2)の事業内容の3行目なんですけれども、自治体紹介事業に参加して、在校生に向け卒業後に中標津町内の介護事業所へ就業を呼びかけるものということでもありますけれども、この中標津町への就業を呼びかけるだけでは、たくさんの自治体がある中で、なかなか中標津町を選んでいただくのは難しいかと思います。ですので、バスやホテルを用意しまして、就業体験ツアーを企画して、そのほうで募集をして、中標津町に来ていただけるような施策とかを考えてみてはいかがでしょうか。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの山口委員長の御質問にお答えします。こちらの自治体紹介事業なんですけれども、北海道介護福祉学校と包括連携協定を締結してる市町村が集まりまして、複数町村さんがいる中で卒業後の就職先として選んでもらえるよう、生徒に対して自治体のPRを行うものでございます。当然中標津町の優位性ですとか、そういったところもPRはしていかないといけないんですけれども、今年度予算計上しております修学資金の貸付ですとか、そういったところを取りあえずまずですね、そちらのほうをPRして募集状況を確認しながら、今委員長の御提案あったことについては、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

No.65 外国人介護人材確保補助事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。主要施策No.65番、外国人介護人材確保補助事業ということで、昨年よりも予算が上がっているんですけれども、今年度の受け入れ事業者数と来る外国人の人数について教えてください。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えいたします。外国人の部分なんですけれども、今年度ですね、受け入れになりました外国人につきましては、今段階ではあるんですけれども5名というふうになっております。令和8年度につきましては、受け入れが8名、令和7年度まで受け入れて2年目以降になる方が12名というふうになってございます。以上です。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。すみません、事業者数を教えてください。

○介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの質問にお答えいたします。事業者数につきましては、令和7年度については、まだ事業を運営している中ですので、まだ申請がされていない部分もありますので、現時点では2事業所からの申請をいただいております。令和8年度につきましては需要量調査を行いまして、予定ではあるんですけれども4事業所が予定されているところです。以上です。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。昨年に続き数字的に2倍、4事業所を予定しているということなんですけれども、介護人材今少ないと言われている中で全体34事業所ですか、ある中でいまだ4事業所しか手を挙げていないということなんですけれども、やっぱり外国人使える使えない事業所はあるかなとは思っているんですけれども、やっぱりそうい

ったところを増やすことによって、事業者が人が増えることによって楽になってくるかなとは思いますが、その辺りの広報だったり受け入れ体制の充実といった意味で手を挙げやすくなるようなね、事業所が手を挙げやすく挑戦しやすくなるような仕組みづくりってというのはされているのでしょうか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの御質問にお答えいたします。各介護事業所、介護サービス事業所に対して、外国人支援受け入れのセミナーというのをですね、町が主体ではないんですけれども、共催という形で令和7年度に実施をさせていただきます。

No.66 介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業【長渕委員】

○**長渕委員** 4番、長渕豊です。主要施策No.66番、介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業について質問させていただきます。今、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金ということで対応できていますけれども、この交付金がどうなるか分からない中で、この事業が継続して実施する見込みというのが、もしあるのなら教えていただきたいと思います。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの御質問にお答えいたします。本事業につきましては、介護・障がい、臨時交付金を活用しての事業になりますので、基本的には臨時交付金と併せた実施になると考えております。

No.69 シルバースポーツセンターLED照明整備事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。69番、シルバースポーツセンターLED照明整備事業について質問させていただきます。令和4年の決算審査時にシルバースポーツセンターにて、球技を含め多様なスポーツに対応できるよう改修されることを期待しましたと報告をしましたが、現在においても改修はされていないところでありますが、今回の照明だけでもですね、ボール利用ができる仕様の照明に整備することで今後一気に改修っていうか、利用できる幅が広がってくるのではないかなというふうに思うんですが、照明の仕様というのはどうなっているのでしょうか。教えてください。

○**社会福祉係長** 福祉課社会福祉係長の篠永です。ただいまの委員の御質問に回答させていただきます。シルバースポーツセンターのLED化につきましては、2027年夏の蛍光灯の製造禁止と2021年になるんですが、水銀灯の製造中止及び輸出入の禁止に基づくものでございまして、現時点で競技場内に24灯ある水銀灯ですが、そちらももう既に町内あるいは町外も含めて在庫がないということで、今後も事業継続していく上で、LED化というものは必ず必要になるものですので、その関係でのLED化となりますが、ボールの使用につきましては、電球だけではなく防球ネット等、また人工芝と称しておりますカーペットにつきましても設置等が必要となりますので、そちらにつきましても、今後、検討していきたいと思っておりますが、現在、施設の利用自体は主に管理を委託しておりますゲートボール協会さんだけではなく、介護保険事業でコンディショニングの会やあとモルックを町内会の老人クラブ等で使用されているということもありますので、利活用については今後も広がっていくのかなと思っておりますが、どんな方法で町民の方に広く使っていただいて、高齢者の健康増進

に努められるかを考えていきたいと思っております。以上です。

○平山委員 5番、平山光生です。大変申し訳ございません。ボール仕様にはなっていないという返答でよろしかったでしょうか。

○社会福祉係長 福祉課社会福祉係長の篠永です。ただいまの委員の質問に回答させていただきます。電球自体は通常のLEDとなっております、例えばボールがぶつかっても大丈夫のように金属の網とかそういうものがあればボールに耐えられるかなとは思いますが、そもそも防球ネットがないので、電球自体をそのような形にするというのは考えてはおりません。以上です。

No.70 老人福祉居宅介護事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。主要施策70番、老人福祉居宅介護事業、1,210万7,000円の予算が計上されていますけれども、補助対象事業として訪問介護とか居宅介護、介護支援実施主体として社会福祉協議会というふうに摘要欄に記載しています。この居宅介護福祉事業というのが、いわゆる訪問介護、居宅介護の部分で民間の事業者から従業員がいなくなって、サービスが提供できなくなった時期があったんですけども、これを今現在、社会福祉協議会に依頼してほぼ町民の要望は満たせるレベルにシステムとして組織として運用されるようになったのでしょうか。

○福祉課長 はい。福祉課長の榊田です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。この老人福祉居宅介護事業、社会福祉協議会で事業を令和7年10月から実施しておりますが、いわゆる訪問介護支援ヘルパー事業でございますけれども、令和7年度中9月末をもって、1訪問介護事業所の閉所に伴いまして、こちらのいわゆる人員、また利用されている方々30名いらっしゃるわけですが、この受け入れ体制を整える中でも、また人員体制も事業のですね、継承を行った上で、令和7年10月から実施しております。8年度も引き続き同様に体制を整えた上でヘルパー支援を行うわけですが、現在この閉所に伴った1事業所の部分に関しましてはですね、皆さん受け入れ体制は受け入れているという状況でございます。

No.75 高齢者保健・介護予防推進事業【松村委員】

○松村委員 主要施策番号75番、高齢者保健・介護予防推進事業でフレイル予防に係る取り組みというふうに摘要欄に記載しています。これがどのように実施されて、どのように継続性を持っているのか、御説明をいただきたいと思えます。

○健康推進係長 健康推進課健康推進係長の田中と申します。ただいまの質問にお答えいたします。フレイル予防の内容といった部分でございますが、この事業は個別に支援をするハイリスクアプローチと集団に対して支援を行うオペレーションアプローチの2種類がございます。まずハイリスクアプローチとしましては、2年以上健診の受診がなく医療の受診もない、健康状態不明者である75歳以上80歳未満の方のお宅を訪問して、状態の確認ですとか支援が必要な方に対しては必要な支援サービスへとつなげるといった対策を行っておりますので、

切れ目のない支援につなげていきたいと考えております。また、ポピュレーションアプローチにつきましては、介護保険課で行っております介護予防事業のいきいき教室を活用しまして、フレイル予防について普及啓発、健康教育を行うとともに、また希望のある老人クラブやサロン、ともぞう倶楽部といった通いの場においても、フレイル予防のための健康教育・健康相談を実施していく予定でございます。いきいき教室では参加者に対して質問票だとかフィジカルチェックにより一人一人のフレイル状態の把握を行って、フレイルが心配な高齢者に対しては個別の事業を紹介していくというふうに支援を継続を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○**松村委員** 15番、松村でございます。お年寄りに対する努力というのは多といたします。実際に訪問してみて、そのような高齢者の皆さん、フレイルに関わる指導をするわけでしょうけれども、自発的にその後、自ら運動をするというような、そういう傾向についてはどのように評価されていますか。

○**健康推進係長** 健康推進係長の田中と申します。ただいまの質問にお答えいたします。支援をする中でですね、訪問をする中で、やはり健診を受けていない、医療も受けていないという方を、やはりその方御自身の考えもいろいろありまして健診は受けたくないという方も多くいらっしゃいますし、ただ関わりの中で健診を受けてみるわというふうに健診につながった方もいらっしゃいます。また、状況によっては認知症の症状などがあって、なかなか御自分では医療だとか支援につながりにくかった方が、支援をすることで介護保険課のほうにつながることができたりだとか、そういったサービスにつないだ方もいらっしゃいます。

No.76 子どものための教育・保育事業【佐久間委員】

○**佐久間委員** 8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策76番、子どものための教育・保育事業についての、こども誰でも通園制度について質問いたします。補足説明資料37ページの2の新規開設予定の小規模事業所のこの施設の詳細が載ってなくて、小規模事業所の名称であるとか、また職員体制であるとか職員の人数であるとか、そういう施設の詳細について説明をお願いいたします。

○**保育給付係長** 子育て支援課保育給付係長の石井です。ただいまの佐久間委員の質問に答弁申し上げます。御質問のありました、こども誰でも通園制度の新規開設の事業所につきましては、1月にですね、公募を行った上で、現在1名の事業者、この小規模保育事業所と併設したですね、誰でも通園制度の実施するというので、事業計画を上げていただいた事業所がございます。現在認可申請を受理しております、審査をしているところですので、具体的な名称はこの場で控えさせていただきますけれども、町内の既存のですね、賃借している建物を活用してですね、実施するというので伺っております、職員体制につきましても、今回こども誰でも通園制度3名ということの定員で実施しております、併せて小規模保育事業所も12名ということの併設になっております。この利用定員に対して必要な職員数というのは保育士の資格を持っている方で最低4名の配置基準が必要でございますが、現在提出をいただいている認可申請の内容を見ますと、4人の配置が任用がもうめどが立っているということは確認しております、そちらの有資格者っていうことも確認しておりますので、この点については問題ないと考えております。回答については以上とさせていただきます。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。この新規開設予定、誰でも通園制度の場所というのは既存の小規模事業所の中で併設して、ここに米印で同一施設で実施するということがいいんですね。はい、今の説明で理解いたしました。あとこの利用定員3名ということで、この内訳ですね、0歳児1人、1歳児1人、2歳児1人、各1人としたこの基準というのはどういうところでしょうか。

○保育給付係長 はい。保育給付係長の石井です。こちらの利用定員3人というものは、この新規事業者の職員数を確保している人数からですね、可能な受け入れ人数ということで申し出がありまして決定しているところでございます。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。はい。先ほどの説明では1名の方が通園誰でも制度の事業に関わるという説明がありました。この方が主にこちらの事業に関わって、施設の中で対応していくということなんですね。事業所。

○子育て支援課長 子育て支援課長の吉田です。ただいまの佐久間委員の質問にお答えいたします。こども誰でも通園制度と小規模保育事業は同一の施設の保育室も同じ場所で行います。在園児合同実施というふうには書いてはいるんですけど、同時に行うんですけど、同時に行うことで、こども誰でも通園制度、本来、例えば3名のお子さんを受け入れるのであれば、保育士2名が必要なんですけど、小規模保育事業と同時に行うことで1名の保育士で可能とされております。ですので、小規模保育事業の保育士と誰でも通園制度の保育士が一体的にみんなで見えていくようなイメージになります。3名増えますけど12名と3名、15名を両方の事業所の保育士が全体で見えていくようなイメージになっています。以上です。

○佐久間委員 先ほどの説明、私がちょっと理解しがたかったので申し訳ありません。今の課長の説明で分かりました。何が言いたいのかといいますと、これから始まる事業でこども誰でも通園制度を利用できるということで、この利用の申し込みというのは事前の登録制なんですか。

○保育給付係長 保育給付係長の石井です。ただいまの質問に答弁申し上げます。こども誰でも通園制度を利用する場合には、事前に保護者の方に利用するお子さんの利用登録というものを事前にさせていただきまして、登録をされた後に利用申し込みをしていただくわけなんですけど、こちらについては全国で利用されている国が提供しているインターネット上のシステムがございまして、こちらに事業所のほうからですね、利用の空き状況なども公開しておりますので、この空き状況を見ながら保護者が申し込みを前日までにしていくという形で利用していただくという流れを考えております。以上です。

No.76 子どものための教育・保育事業【松野委員】

○松野委員 9番、松野美哉子でございます。同じくこどものための教育とこども誰でも通園制度の内容なんですけれども、障がいのある子どもはどこの園でも、もしくは保護者の希望する園で通園できるのかということの一つ、まずは聞いておきたいと思います。

○子育て支援課長 子育て支援課長の吉田です。ただいまの松野委員の御質問にお答えいたし

ます。誰でも通園制度に対して障がい児のお子さんの受け入れが可能かということでしょうか。はい。一応先ほど係長から説明ありましたとおり、事前に登録していただいて利用する場合、施設の空き状況を見て申し込んでもらうんですけど、特別支援、障がいのお子さんにつきましても、今現段階では事業者と協議しております、受け入れる段階で調整はしております。ただ障がいの程度とか、その辺についてはどこまで受け入れできるかは協議が必要になってくるかなと思いますけれど、今の段階では障がいがあるから受け入れできないとか、そういうふうな判断では動いておりませんので、受け入れしていく方向で考えているのかなとは考えております。以上です。

○**松野委員** はい、松野でございます。もう一つはですね、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する目的ということになってるんですけども、今働いてる保護者の方々はですね、もしくは女性の方はですね、夜の時間帯も働いている方もいらっしゃると思うんですね。それでこれでいうと多分、定時の時間が決められていると思うんですけども、夜の時間帯の扱いについてはどう考えられますか。

○**子育て支援課長** 子育て支援課長の吉田です。ただいまの松野委員の質問にお答えいたします。このこども誰でも通園制度につきましては、多様なライフスタイルというところは保護者の方が働いてなくても、お子さんを預けられるというところでいきますと、保育園とは違って誰でもいつでも預けられるというような制度になっております。ただ、制度自体はそうになっておりますけれど、事業所は小規模保育事業所と一体の受け入れになりますので、どうしても夜間の受け入れは今の段階では保育士の確保等も難しいことから、日中の受け入れに限定させていただいて、あと月1人10時間という定めがございます。ですので、基本的には子どもの成長を促すための受け入れ施設となりますので、保護者が一時的に預けたい、働いているから預けたいというのは保育になりますので、若干その部分では意味合いが違ってくる子どもを成長するための施設になりますので、今ある施設の中で受け入れられる時間、月10時間を受け入れていきたいというふうに考えております。以上です。

No.76 子どものための教育・保育事業【宗形委員】

○**宗形委員** 10番、宗形一輝です。同じく主要施策No.76番の子どものための教育・保育事業ということで、同じくこども誰でも通園制度の料金体系について教えてください。

○**保育給付係長** はい。保育給付係長の石井です。ただいまの宗形委員の質問に答弁申し上げます。誰でも通園制度の利用料につきましては、国のほうから標準的な料金ということで、1時間300円というものが示されておりますので、この料金で設定するというように考えております。以上です。

○**宗形委員** では、今松野委員からの時間の話しありましたがけれども、小規模事業を同じくやる場所では、平日8時から18時とかの間で保育すると書いてあるんですけども、その横の補足説明資料の横の表のほうでは、こども誰でも通園制度のほうは8時から13時、1時までということで時間が少なくなっています。この理由は何ですか。

○**保育給付係長** 保育給付係長の石井です。ただいまの質問に答弁申し上げます。今回事業を

実施する新規開設の事業所の保育士の確保の観点からですね、誰でも通園制度を朝から夕方までっていうところの人員を確保するのは難しいものですから、利用時間が月 10 時間というところの時間数も少ないものですから、午前中から 1 時までの 4 時間の範囲ということで、まず設定をしたところでございます。以上です。

○宗形委員 10 番、宗形一輝です。はい、人員のためということで理解いたしました。最後に確認だったんですけども、受け入れ年齢ということでその下に米印で保育所等に在籍していない児童というふうな記載があります。これは町の保育所とか泉保育園とか、所属していない子どもという意味でしょうか。それとも何ていうんでしょうね。民間のほうの保育施設に入っている子は、使えるのかってというような、使える範囲と使えない範囲がこども誰でも通園制度の使える範囲がちょっと分からないものですから教えていただきたいと思います。

○保育給付係長 保育給付係長の石井です。ただいまの御質問に答弁申し上げます。こちらの保育所等に在籍していない児童ということの制限でございますが、具体的には公立の町立保育園であったり、私立の泉保育園の他に認可をしている小規模保育事業所、かぼのさんであったりくりとといった事業所に在籍しているお子さんについては利用はできませんが、認可外の保育所に在籍している方については、これ国の制度上なんですけども、ルールなんですけども、認可外の利用児童については誰でも通園制度は利用できるということになっております。以上です。

No.80 子ども・子育て支援事業【松野委員】

○松野委員 9 番、松野美哉子でございます。主要施策の 80 番、子ども・子育て支援事業のいろいろ相談とかに乗ってくださるという内容だと思うんですけども、町民生活部とか保健センターとかが担当になると思うのですが、そうすると就業時間があって、その時間外の相談などがあった場合はどういう対応をする予定でいらっしゃいますか。

○子育て支援課長 子育て支援課長の吉田です。ただいまの松野委員の質問にお答えいたします。相談業務は保健センターと子育て支援課の職員が連携して、この家庭センターを設置して相談業務をメインに行っていきますが、業務の中では夜に相談を行う等は今でも行っておりますし、それが保健センターと連携する場合も今後あるかと思っております。それは役場の職員が行っていくことになっておりますので、夜の勤務になれば時間外の勤務をして行う形になるかと思っております。以上です。

No.84 町立保育園 ICT 環境整備事業【江口副委員長】

○江口副委員長 11 番、江口智子です。主要施策番号 84 番の町立保育園 ICT 環境整備事業について質問をいたします。まずですね、事業の効果、2 のところの (1) 園児の写真を撮影して保護者に送ることで、保護者の安心感を提供するというこの事業の意義自体は理解をしますが、学校の現場では、今、教員が児童の写真を撮影するということに対してスマホを使えなく、私物は使えないとか、授業中の写真を撮る場合にも貸与されているタブレットを使用する、また学校のブログなどにも児童のプライバシーに配慮するという相当神経を使った対応をしている中で、幼稚園でこのようなサービスを提供するという部分で、小学校に

入ったらちょっと逆の対応になってしまうというようなことで、保護者の疑念というかですね、不満を抱かないように、そういった部分についても丁寧に説明した上で提供すべきかと思いますが、まずこの写真を撮影するものは先生たちのスマホを使うのか、それともこのICTの環境整備で購入したデバイスを使うのか。さらに保護者に対するその説明の在り方についてなど教えていただきたいと思います。

○**管理係長** 町立中標津保育園管理係長の村上です。ただいまの江口副委員長の質問に対して回答させていただきます。写真の撮影に対しましては、各クラス1台タブレットのほうを配りまして、それで写真を撮ってアプリを通して保護者に送信、配信するという形をとっております。保護者に対しての説明だったんですけども、今、ちょっと問題になっているネットでの勝手に載せたりとかといった問題がございますけれども、その点に関しましては丁寧に説明いたしまして、事業を行っていきたいと思っております。以上です。

No.86 児童デイサービスセンター運営管理事業【佐久間委員】

○**佐久間委員** 8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策86番、児童デイサービスセンター運営管理事業について質問をいたします。このたび、来年度心理士1名増となり、採用予定になりますが、この新規で採用予定の心理士の方は北海道委託事業のスクールカウンセラー派遣事業のほうにも派遣されるということでございますが、この心理士の方の勤務体制について説明願います。

○**児童デイサービスセンター主査** 児童デイサービスセンターの高田と申します。御質問にお答えいたします。スクールカウンセラー業務については、令和8年の8月頃からの開始を予定しています。4月から7月までの期間については準備期間というふうに位置づけておりまして、新たに採用する新職員がセンター業務ですとか地域の支援体制を理解しながら、利用児童や相談内容の整理ですとか、学校との連携体制の確認などを進める予定としています。当センターではこれまでも発達相談や療育支援を通して、町内の学校と継続的には連携をしております、各学校との連携体制は一定程度確保されているかなというふうに思います。そのためですね、今回のスクールカウンセラーの業務は新たに一からというよりは、これまでの連携を基盤として学校支援を充実させていくという形になるかと思っています。以上です。

○**佐久間委員** 8番、佐久間ふみ子でございます。ただいまの事業の連携もして、学校との連携も相談業務もしているということでございました。そういったことで、心理士の方が学校、スクールカウンセラー派遣事業の業務のほうに行かれるということで、児童デイサービスのほうの運営とか事業とか、そういった相談業務に影響というか支障といいますのはないのでしょうか。

○**児童デイサービスセンター主査** はい。児童デイサービスセンター高田です。新しく心理士が1名増になる予定ですので、その辺りの業務の振り分けですとか調整して進めてまいりたいと思っておりますし、他にも当センター、作業療法士ですとか言語聴覚士、保育士がおりますので、他のスタッフとも合わせて、全体の業務のバランスを見ながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。支障は特にないということで答弁でございましたけれども、聞くところによりますと、高田先生が答弁されてですね、いますけれども、近年、特に発達支援事業において相談業務が増えて、今50名の利用人数もいるということで、本当にそういう仕事に多忙を極めてるといいますか、そういうのもちょっと聞くこともあるんですけど、そういったところで言いにくいかもしれないんですけど、せつかくとかうようやく心理士の方が1名増となって、これだけの児童相談業務を分担して、本当に事業を円滑にいくためには、専任でそのまま児童デイサービスの業務に専念していただくということにはできないのか。はい。

○町民生活部長 町民生活部長石垣でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきますと思います。児童デイサービスセンターの役割については、ただいま佐久間議員が御指摘のとおりと思っております。これまでも相談業務、心理士1人とあと作業療法士、言語聴覚士で担ってきたわけですが、おっしゃるとおり近年、だんだんと相談業務が増えてまいりまして、今のままでは手が回らないといったことの判断のもとから、心理士1名の増員ということで、令和6年度から人員増に向けて取り組んでまいったところでございますけれども、たまたま今回採用するということになりましたことから、相談業務を充実させていけるかなというふうに思っております。こちらのスクールカウンセラーの事業が児童デイサービスセンターで行うことになった経緯についてでございますけれども、こちらについては現行のスクールカウンセラーの方が、今年度末をもちまして退任をされるというところでございまして、全道的に見ましてもスクールカウンセラー業務を担える心理士というのは非常に少ないものでございます。管内においては心理士が配置されているのは当町のみというような状況でございますので、この資源を活用して学校の相談業務にあたりたいという教育委員会からの意向もございまして、今回、心理士の増員に併せてそちらのほうの、余力があるわけではございませんけれども、町の子どものために何がよいかという判断のもと、お引受けをさせていただいたというような経緯になってございますので、御理解をいただければというふうに思います。以上になります。

No.86 児童デイサービスセンター運営管理事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。同じく86の児童デイサービスセンターの運営管理事業についてお聞きします。過去の厚生常任委員会が町民から承りました請願の中にこのテーマがございまして、それを調査した結果、この過重労働に関わる人数の増加ということが必要であるという部分の採択をいたしたところでございまして、その当時の御答弁、この心理士というのは非常に有資格者が少なく、採用に努力するんですけども、時間がかかるだろうというお話しがございました。今回それが実現したことについては、非常に慶賀であると思うんですけども、この方について、採用の新卒なのか、それともどっかの事業所にいらした方に来ていただいたのか、その辺のことについてももしお聞かせいただければ幸いですけれども。

○町民生活部長 臨床心理士の採用にあたりましては、令和7年の3月より大学回りを進めさせていただきまして、各養成校を回らせていただいております。その中でいろいろなお話しをいただいて、先ほどの松村委員のほうからお話しもありましたように、なかなか有資格者が少ないという状況の中で募集をしてまいりました。このたびの採用につきましては、社

会人経験の方で30代の方、女性、この方を採用するというので、4月1日からの勤務を予定しているところがございます。以上になります。

No.86 児童デイサービスセンター運営管理事業【阿部沙希委員】(関連)

○阿部沙希委員 関連して主要施策No.86、児童デイサービスセンター運営管理事業に関して、心理士のスクールカウンセラーについてお伺いいたします。まず確認ですが、令和8年度予算、予算説明資料の8ページに記載のある心理士1名の増員についてです。この心理士は教育委員会の主要施策No.208、児童生徒の安全・安心サポート事業において、スクールカウンセラーとして学校へ派遣される児童デイサービスセンターで採用予定の心理士と同一人物であるという理解でよろしいでしょうか。

○児童デイサービスセンター主査 児童デイサービスセンターの高田です。同一人物で間違いございません。以上です。

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。同一人物ということで再質問させていただきます。令和6年度決算ではスクールカウンセラー活用事業として55万5,520円を計上し公認心理士を学校へ派遣しています。一方で令和8年度予算では約50万2,000円の減額となっています。これは令和8年4月から児童デイサービスセンターで採用予定の心理士がスクールカウンセラーとして学校へ派遣されることにより、従来のスクールカウンセラー活用事業の経費を減額したものと理解してよろしいでしょうか。

○町民生活部長 そちらの予算につきましては教育委員会所管になりますので、この後、御質問いただければと思います。以上になります。

No.89 保健福祉職養成修学資金貸付事業【阿部沙希委員】

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策No.89、保健福祉職養成修学資金貸付事業の保育士等の確保について質問させていただきます。現在、保育士不足が深刻化する中、人材バンクの機能のほうはどうなっているのでしょうか。また、貸付枠の大幅な拡大や月額単価を引き上げるお考えはありませんか。

○保育給付係長 子育て支援課保育給付係長の石井です。ただいまの質問に答弁申し上げます。まず保育士人材バンクを活用した保育士人材の確保ということで、令和7年度からこの事業を実施しております。現時点での登録者につきましては2名の登録がございます、内訳としては保育士の資格を持つ有資格者が1名、また無資格の方も1名ということとなっております。いずれにしても今現在、認定こども園であったりというところで就労をしているというところ、人材の確保には一定の効果があったと考えております。また、貸付事業の単価の見直しでございますけれども、12月の議会において、この保健福祉職養成修学資金の貸付条例、新たに制定いただきまして、保育士以外の資格につきましても拡充したところがございます。この中で保育士につきましては従来の月額5万円というところで増額はしておりません。今後金額の見直しというところは考えておりませんが、今回、この条例に伴いまして貸付期間を従来の2年間の縛りから養成機関の就業年数まで、最長大学の場合ですと4年

間貸付が受けられるということで、総額、大学の場合ですと従来の2年間から4年に倍増しているというところでの貸付の増額ということにはつながっておりますので、これ以上の見直しということは考えていない状況でございます。以上です。

○阿部沙希委員 人材バンクと貸付単価のほうは理解いたしました。再質問いたします。2番、阿部沙希です。こちらの事業は主に保健福祉職の資格を取るための修学支援と認識しておりますが、まずは資格を取ろう、町に戻って働こうという若者の心をつかむことや、夢を応援する姿勢が何より大切だと考えますが、専門職を目指す若者の人数とこの貸付額は若者が望むものと合致している内容になっているのかを教えてください。

○町民生活部長 町民生活部長石垣でございます。ただいまの若者が希望する金額と合致しているかという御質問に対して御答弁申し上げます。調べたわけではございませんので、合致しているかどうかというのは判断基準を持ち合わせてはございませんけれども、全道の状況を調べた中でいきますと、おおむね保育士については5万円というところの市町村が多ございました。保健師につきましても10万円というところが多ございましたので、そちらを採用しているというような状況でございます。先ほど係長のほうからの答弁もございましたとおり、今のところの改正を考えてはございませんけれども、今後の社会情勢ですとか物価の上昇等につきまして、この金額では不足するというようなことが見込まれる場合については、検討を重ねたいなというふうに思っているところでございますので、御理解いただければと思います。以上になります。

○阿部沙希委員 はい。2番、阿部沙希です。はい、理解いたしました。保育士等の枠で見ますと備考欄には新規が2名、継続が4名分とあります。もし若者が目指して望むものと合致しているのであれば、この数字はもっとぐんと伸びてくるはずなんですけれど、保健福祉職を目指そうと夢を持って町を出て町に帰ってくるっていうこの若者支援に対して、もっと対価があってもいいんじゃないかなと考えるんですけど、この保育士不足の中、この保育士等を目指す本事業を利用したいと思う若者支援については、お考えありますでしょうか。

○子育て支援課長 ただいまの阿部委員の御質問にお答えいたします。保育士等の予算につきましては、新規分2名と継続4名となっておりますが、毎年新規2名分というところで予算としては確保しておりますが、応募があった際には昨年もそうでしたけど、4名の応募があったことから2名分補正させていただいて4名の貸付をさせていただいたところです。保育士については不足しているっていう状況が続いていることから、今後も不足している状況と申し込み状況が合致すれば、申し込みがあれば補正して対応していければなというふうには考えております。当初予算では2名ということですけど状況によって対応していきたいというふうに考えております。以上です。

No.89 保健福祉職養成修学資金貸付事業【高橋委員】(関連)

○高橋委員 補足説明資料の48ページに主要施策番号で89番と102番と一緒にしているんですけど、質問したいのは、今中標津町に住民としている岩谷学園の日本語学校の生徒、それとそれが卒業していくときになると思います。それとIT専門学校で今勉強している外国人の生徒たち、この方たちにはこの制度っていうのは適用されるんですか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。貸付対象としましては、将来中標津町内で保健福祉職として勤務をしようとするものとしてございますので、日本人外国人関わらずに保健福祉職として勤務しようとする意思がありましたら、貸付は可能となっております。以上です。

○**高橋委員** 副委員長、すみません、もう1回確認させてください。今中標津町にいる来日してきている住民として扱っている外国人、岩谷学園とあとIT専門学校あるんですけど、その学生たちはこの制度に該当するんですね。するということでもいいんですね。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。岩谷学園の生徒ですとかIT専門学校につきましては、保健福祉職の資格を取得する目的として在学しているわけではございませんので、その生徒が将来、保健福祉職を目的として進学、また専門学校等に進学された場合は対象になります。今いる生徒は日本語学校ですとか、介護福祉士の勉強をしているわけではございませんので、そちらについては対象にはなりません。以上です。

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。どうもちょっと答弁が分からないんですけど、例えば来年の春、岩谷学園日本語学校を優秀な成績で卒業して、日本語の検定も上位のものをもって合格している。その方が中標津町に戻ってきたい。しかも福祉関係の仕事を学校に行行って戻ってきて介護福祉士になりたいというような方は、適用になるんですか。

○**町民生活部長** 町民生活部長石垣です。ただいまの質問に御答弁申し上げます。適用になります。この貸付事業につきましては国籍ですとか居住地をうたってはございませんので、どこに住んでいても国籍も問いませんので対象となります。以上になります。

No.91 地域保健指導推進事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村康弘でございます。主要施策No.91番、地域保健指導推進事業、その摘要欄の中になかなか健康なかしべつ、括弧して健康づくり推進計画推進事業とありまして、健康ポイントを提供している事業なんですけど、これの最近の状況、利用者数とか協賛してくれる企業とか、そういう部分について粗々の説明をいただきたいのです。

○**健康推進係長** 健康推進係長の田中と申します。最近の状況でございます。まず令和6年度実績でのポイント応募者数は549名となっているのと、今年度の1月末時点での応募者数につきましては315名の応募となっております。協賛していただいているところにつきましては、今年度から明治安田生命保険相互会社様からも協賛をいただいております。それ以外にも住友生命さんですとか中標津町商工会様、計根別農協、中標津農協、スポーツ振興財団様からも御協賛をいただいております。以上でございます。

○**松村委員** 15番、松村でございます。この制度というか事業に応募する町民の数が減ってきているというところなんですけれども、私自身も毎日プールに通いまして、最初の頃これに応募して万歩計のついてる腕時計をいただきました。1回いただくと、次はもういただけないかなというか、同じことでまた申請をしても仕方ないかなということで、そうするとこの事業というのは主に体育館とかプールとか、そういう施設を使って施設の利用回数に応じて

ポイントを申請するわけですから、おおよそ決まった人たちが、それも1回もらうと次遠慮しようとなるとだんだん減ってくるということになるんじゃないかと思うわけです。それで何が言いたいかというと、今これから運動習慣化促進事業というのが出てまいりますけれども、いわゆる高齢者の皆さんに自宅にいて、もしくは自宅に近いところで運動してもらえる。今国内ではスマホの普及によってスマホ自身が万歩計の替わりをして、それを情報発信できるような、そういつてそれをスーパーマーケットとか出て買物の点数としてポイントに当たるといふ、こういうのがですね、すごく普及していて、お年寄りにも評判よろしゅうございます。そこへ今お話しを伺うと企業の参加については増えているということなので、そういう意味ではこの事業を拡大してそこにつなげていく研究というのが必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○健康推進課長 健康推進課長の坂井です。ただいまの松村委員の質問に御答弁いたします。まず、なかなか健康なかしべつポイント事業の応募状況につきましてですけれども、今ちょっと減っているというお話しでしたけれども逆でして、実は増えている状況になります。令和3年の実績ですと345名、令和4年の実績ですと456名、令和5年実績ですと532名、令和6年実績ですと549名という形で若干伸びている状況でございます。うちのほうでもですね、なかなか健康なかしべつ、ポイントの部分でアプリ等の検討をちょっとしていたところですが、応募している方の年齢が60代70代という方が結構多くて、その方のちょっとスマホの関係ですとか使い方だとか、そういったことをちょっと検討した結果、取りあえず紙で皆さん出していただいているっていうことが多かったんで、今の状況をそのままちょっと続けているという状況でございます。以上です。

No.91 地域保健指導推進事業【松野委員】(関連)

○松野委員 9番、松野でございます。関連で今のポイント事業なんですけれども、令和6年で549名ということでした。健診を受けたときにポイントがまず健診を受けましたよということでポイントがつくと思うんです。その他に運動活動、施設とかで運動するとポイントつけていくという、それは昔はそこで判を押してもらうとか以前はね、だったんですけれども、今は個人で確認しながら自分でこう書いていくっていうことになっていきますよね。そこで多分、そのところで面倒くさくて出さないっていう人も私の知り合いの中にも結構いるんですよね。事業のポイントの確認をして出さないっていう。もったいないですよね。健診を受けている人はそれなりに人数いらっしゃると思うんですけれども、そこら辺と結びつけるっていうところをしっかりとっていったらいいのではないかなと思うことと、提出の仕方、さっきスマホとかでね、提出するとか何かそういうことも考えていったらっていうのもあると思うんですけれども、何ていうのかな、そのポイント取るという、取っていただくっていうことを目的にするのではなくて、最終目的はやっぱり運動していただくっていうところにつなげていくことだと思うので、そういうところをもうちょっとしっかりと把握して、体育館とかいろんな施設を利用している方の人数と合致してるのかどうかとか、参加するしないは各個人の認識だと思うんですけれども、それでもそれを利用している方がどれだけいるかと、健康事業とかと結びついてくる場所だと思うんですよね。だからそういうところを・・・

○江口副委員長 松野委員、質問内容を簡明に願います。

○松野委員 はい。すみません。体育館利用などの施設利用者の人数などを確認して、もっとそちらへアピールしていく方法などを考えてはいかがかと思いますが、いかがです

か。

○**健康推進課長** はい。健康推進課長の坂井と申します。ただいまの御質問にお答えいたします。今おっしゃったとおり健診受ければポイントつく、体育館ですとかそういったところを利用すればポイントつく、その他に自分で運動習慣の目標を立てて、それでもポイントつきますし、御自分で御自宅で運動するっていうことについてもポイントをつけるっていう事業になってございます。ですので、体育館に行ったイコール運動しているのではなくて、一定数御自宅で運動しているっていう方もいらっしゃいますので、それにもポイントを付与するといった取り組みをしておりますので、そういった方々も、結局ポイントつけば御自宅で運動するといった習慣が身につくということも含めまして、そういうポイントのつけ方をしているところでございまして、御理解願いたいと思います。以上です。

○**松野委員** 松野でございます。そういうふうにして確認しながら活動している人もいらっしゃると思うんですね。それで550名弱の提出しかないということになるんですね。もっと増やす施策を考えていくことをしてはいかかかなというところなんですけれども。

○**健康推進課長** はい。今の御意見を賜りまして、これから周知含めて皆さん運動習慣つけられるように検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

No.96 予防接種等事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。主要施策No.の96番、予防接種等事業の中に、高齢者に対して高用量インフルエンザという、今まで聞いたことのない言葉が入っています。この高用量インフルエンザというのはどのようなものなのか。これを高齢者に接種をさせようとする場面における料金とかそれに対する補助とか、そういう部分について説明をいただきたいのです。

○**管理係長** 健康推進課管理係長の宮崎です。ただいまの御質問にお答えいたします。高用量インフルエンザワクチンにつきましては、現在65歳以上の高齢者を対象といたしまして、予防接種を行っております標準量のインフルエンザワクチンに対しまして、各株のHAと呼ばれる成分が4倍含まれているものとなります。標準量に対しまして、より高い予防効果などが期待されているものであります。それで金額といたしましては、まだワクチンのほうが発売になっていないものでして、具体的な金額がまだちょっと確定はしていないんですけれども、約1回9,000円ほどとなっております。自己負担額といたしましては、9,000円中、現在の標準量と同じように4割の自己負担という形となっております。以上です。

○**松村委員** はい。説明を聞いておおむね納得いたしました。まだ発売されていない新しいワクチンで予防効果が高いということなので、これが手に入るようになったら積極的に町民あたり特に高齢者あてに広報をして、今でもインフルエンザにかかって云々中標津保健所の範囲内でそういう話を頻繁に聞きますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○**管理係長** はい。健康推進課管理係長宮崎です。そうですね、今標準量のワクチンが65歳以

上で今度から高用量に関しましては75歳以上が定期接種の対象となっておりますので、また10月から接種開始になりますので、その前に広報紙やホームページなどを活用して周知を行っていきたいと思っております。以上です。

No.98 運動習慣化促進事業【武田委員】

○武田委員 1番、武田開人です。主要施策No.98番、運動習慣化促進事業について、この事業の事業評価の方法として、その数値目標について、今設定してるものがあればお答えをお願いします。

○介護支援係長 介護保険課介護支援係長下柘棚です。ただいまの御質問について御説明申し上げます。数値目標としましては、現在ですね、2025年の町民アンケートによるスポーツに取り組んでいる町民の割合というのが39.5%というのが現状です。これをこの事業を行うことで町民のスポーツに取り組んでいる割合を50%、ここを目指したいという数値を今数値としては出しています。以上となります。

○武田委員 再質問させていただきます。50%というのは、いつを目標に達成する数値になりますか。50%の目標がいつの時点での目標になるのか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。まだこの事業が今年度取り組むにあたって、まだ開始していない事業ですので、ちょっといつを目標に50%っていうのはまだ決めていない状況です。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。39.5%という数値が2025年の町民アンケートで出ていますが、次回の町民アンケートのタイミングっていうのはいつなのか、今把握していませんでしょうか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。ただいまの質問について御説明します。町民アンケートは毎年行っていますので、この事業が開始したときにまた検討したいと考えております。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。今、町民の運動している割合を50%まで引き上げるということでしたが、それに対するこの事業を通しての何ですかね、実施の計画というか具体的にどれぐらいの規模でこういったものをしていくのか、ちょっとこの補足説明資料の中では分からなかったんですけども、具体的にこういった規模を想定されているのか御説明をお願いします。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。ただいまの質問について御説明申し上げます。スポーツ基本法の理念として、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現とされています。スポーツ基本法第4条には、地方公共団体は基本理念に則りスポーツに関する施策に関し国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するとされています。8年度に関しては、地域おこし協力隊を配置し、運動・スポーツ習慣化促進事業の実行委員会

の設立に向けた準備を行います。また、運動スポーツ習慣化促進事業の取組内容、実施機関の検討、介護予防事業の拡大として、シルバーリハビリ体操指導士養成に向けた体制の構築、現在行っている中標津町機能訓練事業の拡大、また、企業訪問により肩こりや腰痛など職業病予防の調査やコンディショニングの啓蒙活動、町民の運動機会の確保や運動に対する興味関心が持てるよう、シルバースポーツセンターでなかなかコンディショニング交流会を定期的に開催したいと計画しております。説明は以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。その頻度ですね、取り組みの頻度について具体的にどの程度想定されているのか、お答え願います。

○介護支援係長 介護支援係長下柵棚です。地域おこし協力隊配置後にですね、今年度中に運動・スポーツ習慣化促進事業の実行委員会設立に向けた準備を行っていくんですけども、これに関しては早急に対応したいと考えています。その他、現在行っている機能訓練事業に関しては、現在、理学療法士の須藤一人で対応していますが、地域おこし協力隊、トレーナーを採用しますので月100人の利用者のところを月150人を目指して対応したいと考えております。また、企業訪問による肩こり腰痛などの職業病の予防の調査は今年度中に開始予定でございます。あとは町民の運動機会の確保、運動に対する興味関心が持てるようにということで、なかなかコンディショニング交流会に関しては、シルバースポーツセンターで4月から11月まで、ちょっと冬場は寒くてちょっと使える状況ではないと思いますので、4月から11月まで毎月1回開催予定としています。以上でございます。

○武田委員 事業内容のところについて、また質問させていただきたいのですが、先ほど御答弁にもありました運動・スポーツ習慣化促進事業というのは、この運動習慣化促進事業とはどういうふうな違いがあるのでしょうか。

○介護支援係長 はい。介護支援係長下柵棚です。ただいまの質問に御説明申し上げます。運動・スポーツ習慣化事業はスポーツ庁で行っている事業で、地域の実情に応じて地方公共団体が実施するスポーツを通じた健康推進に資する取り組みを支援する補助事業であります。中標津町でも体制整備を進めるために行政や地域、関係団体が一体となり、効率的、効果的に取り組みを実施することができる連携協働体制の整備を行うことができる実行委員会の設置を行っていく予定となっております。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。この運動・スポーツ習慣化促進事業には、この実行委員会の設置というのが必要になってくるのでしょうか。その際の実行委員会の構成員の大体想定しているところというのを伺いたいのと、すみません、合わせてですけれども、事業内容の1番が実行委員会の設置の準備と町内運動施設の利用者増に向けた関係部署協働体制の構築というふうになっているんですけども、地域おこし協力隊の方が例えば4月1日から赴任できたとして、いきなり外から来た地域おこし協力隊の方がこの実行委員会の設置の準備と関係部署協働体制の構築というのは果たしてできるものなのでしょうか。

○介護支援係長 はい。介護支援係長下柵棚です。当然地域おこし協力隊の方1人でやることではないですので、うちの理学療法士の須藤を中心に地域おこし協力隊と介護支援課で協力してやっていきたいと考えております。実行委員会に関してですけれども、介護保険課もそ

うですし、現在中標津町で健康ですとかスポーツっていう部分に関しては、例えば我々介護保険課で介護予防事業を行っていたり、保健センターで生活習慣病予防ですとか健康増進を行っています。また、体育館ですとか教育委員会のほうで運動教室など各分野でいろいろな運動健康という部分に取り組んでいるところでございます。こういった各セクションごとでやっていることを、実行委員会でメンバーに入っていて、横のつながりですとかそういうつながりが持てるようにということで、実行委員会のメンバーは検討中でございます。以上でございます。

No.98 運動習慣化促進事業【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。同じく98番、運動習慣化促進事業について質問させていただきます。先ほど武田委員の質問に対する答弁で、1人で実施するわけではないということで地域おこし協力隊員が前提といいますか、予算が組まれていますか、地域おこし協力隊員の方が着任するめどというのは、もう既に立っているのでしょうか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。地域おこし協力隊の面接は既に終わっております。予算の確定後にですね、内定通知を出す予定となっております。以上でございます。

○平山委員 5番、平山光生です。それでは4月の着任、予算が終わってからということで何月着任を予定されていますか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。ただいまの質問について御説明申し上げます。4月1日より着任という予定となっております。以上でございます。

No.98 運動習慣化促進事業【松野委員】

○松野委員 はい。同じく運動習慣化促進事業について伺います。今の平山委員の質問にトレーナーはもう面接は終わっているということだったんですけども、そのトレーナーに入る方は、資格などはどんなものをお持ちなんですか。

○介護支援係長 介護支援係長下柘棚です。ただいまの質問について御説明申し上げます。トレーナーの方の資格に関してですけれども、ちょっと結構たくさんあるんですけど、いいでしょうか。はい。大きいものでいきますと、日本ストレッチング協会認定ストレッチングトレーナーパートナー、日本スポーツ協会公認スポーツコーチングリーダー、R-o-d-y認定コンディショニングコーチ、JCCAベーシックインストラクター、NPO法人日本トレーニング指導者協会認定認定トレーニング指導者が大きい資格かと思えます。以上でございます。

○松野委員 9番、松野です。再質問いたします。この事業のですね、中で、対象者が町内に住所を有する者、町内で働く者及び町内で学ぶ者、介助や支援を必要とする方などのような項目があると思うんですけども、そうするともう学ぶ者っていうと、もう小・中学生から、それから介護を受ける方っていうと高齢者までっていう大きな範囲であって、ほとんど全町民が対象であるというふうに捉えられるんですけども、そのような考え方でよろしいでし

ようか。

○**介護支援係長** 介護支援係長下柘柵です。その考えで間違いありません。以上です。

○**松野委員** 松野です。再質問いたします。それでトレーナーが配置されることによって、町内の運動施設での利用者増に向けた関係部署との体系、先ほどまでいろいろ説明いただいたんですけども、事業実施場所としてシルバースポーツセンター、体育館、総合福祉センターなど、などというような書き方になっているんですけども、町内の運動施設であるかと思いますが、そうすると市街地、町の中にある施設が多いかと思いますが、そうすると計根別とか開陽、武佐、西竹、俣落などの通ってくるのに時間や交通のものを使わなければいけないような方々に対しての対応について、下のほうにちょっと書いてあったんですが、その方が回って歩くってということですか。指導して歩くという考え方でいいでしょうか。

○**介護支援係長** 介護支援係長下柘柵です。ただいまの御質問について御説明申し上げます。現在、まだどういうふうに地方っていうか、当然出向いて行って訪問してやるってことは当然考えていますし、先ほどもちょっと話しに出ていたシルバーリハビリ体操指導士の育成、これは地域で運動指導できる高齢者を育てる育成方法になります。なかなか出向いて行ってというのは回数が限られていますので、そういった方を養成して、各町内会ですとかサロンですとか、老人クラブで体操していただくってことを検討していますので、最初は当然、理学療法士、トレーナーが出向いて行く場面はありますけれども、理想としてはシルバーリハビリ体操指導士を増やして行って、各老人クラブとかの団体に運動を継続してやっていけるようにというのが事業の一つであります。以上でございます。

○**松野委員** 9番、松野でございます。再質問いたします。シルバーリハビリ体操指導士というのは、何か大きな資格などに結びついたような内容があるんでしょうか。もしくはこの町独自で施行されるような資格になるんでしょうか。

○**介護支援係長** 介護支援係長下柘柵です。すみません、ちょっと私のほうでそこまで詳しく分からないんですけども、予定としてはうちの理学療法士の須藤がこの指導士を希望する方を募って、指導方法を指導していくってことで話しは聞いています。以上でございます。

No.98 運動習慣化促進事業【江口副委員長】

○**江口副委員長** 11番江口、同じく運動習慣化促進事業について質問をいたします。先ほどの答弁の中で地域おこし協力隊は4月1日から着任予定であるということでありました。事業内容を見ますと結構大変かなというふうに思っておりましたが、そこに先ほど機能回復訓練も利用者を150人に拡充していくというお話がありました。この地域おこし協力隊が例えば年度の途中でやめてしまったですとか、それから3年いてくれたその先に同じような力のある方が配置されると継続は可能かなというふうに思うんですが、そこら辺の途中で欠けてしまった場合にどうするのか。それから長期的にはこれを3年間やっていくわけですけども、そうした最終的に目指しているところ、ビジョンとかを教えてくださいたいと思います。ビジョンというのはですね、例えば3年任期を終えたその方に、このまま例えば残っ

ていただいて、同じように事業を継続していく方向を目指すとか、そういうような意味合いで。

○**介護保険課長** 介護保険課長の田中です。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えします。まだ、実際には地域おこし協力隊の御本人に会っていませんので明確なことは言えませんが、私どもの考えとしては、3年の任期終わったら引き続き町に残ってこの事業に協力していただきたいとは思っております。あと先ほどの途中でやめたりした場合のことについてですが、当然この事業は町としてやっていかななくてはならないと思っておりますので、補充とかどのように対応するかというのは、そのとき考えていきたいと思っております。以上です。

No.98 運動習慣化促進事業【松野委員】(再)

○**松野委員** はい。先ほどトレーナーの面接はもう終わったということだったんですが、すみません、ちょっとさっきのところで聞き忘れたというかなんですけれども、その方の運動指導経験はどのくらいあるのかなっていうのをちょっと確認したかったんですけど。年齢でもいいです。大体。運動指導士って人の体に効果を与えていくには、ある程度の運動指導経験がなければかなわないと思うんですけれども、そこでちょっとどのくらいの経験なのかなっていうのを確認したかったんですけど。

○**介護保険課長** はい。介護保険課長の田中です。今回着任します地域おこし協力隊の方は、現在トレーナー養成の学校に席を置いています現役の学生であります。今年の春卒業予定です。ただ面接等で確認したところ、当然トレーナーの資格を取る上で実習がありますので、そちらでスポーツ指導の実習、本人は具体的にはサッカーのほうの指導をしてきたと言っておりますので、当然、学生さんですけれども、先ほど言ったように各種様々な資格を取得していますので、実習等の経験も積んでおりますので、あとはうちの須藤と一緒に行ければ、十分能力はある方だと思っております。以上です。

No.100 母子健康診査・相談等事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。施策番号100番、母子健康診査・相談等事業というところで、摘要欄に産婦健康診査、産後ケア事業の括弧の中に宿泊型という記述がございます。これはあとこの事業全体の流れを説明していただきたいのと、宿泊型に対象とする場所はどこなのかをお話し聞かせていただきたいと思っております。

○**母子健康係長** 母子健康係長の西山です。ただいまの松村委員の質問に対してお答えいたします。産後ケア事業につきましては、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行って、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的としています。対象としましては、中標津町民で産後1年未満の母子の方が対象となっております。利用の流れについては利用される方からの御希望を伺って、宿泊施設というのは町立中標津病院、あと釧路市のイコロ助産院ほうに宿泊型の委託をしておりますので、そちらのほうを希望施設に利用していただく形となっております。以上です。

No.103 環境保全推進事業【松村委員】

○松村委員 15番、松村でございます。主要施策の103番で環境保全推進事業、昨年9月に一般質問をいたしまして、西別川に係る水質保全に係る講演をお聞きしました。農業高校の先生もされていた佐々木先生でいらっしゃいますけど、その先生をお招きして標津町と共催で中標津で勉強会講演会をしたらどうですかという提案に対して、経済部長にしているんですけども、この部分で聞くとすれば、環境保全推進事業の中の話なので、標津町とのお話しは進んでいるのでしょうかという質問になります。いかがでしょうか。

○生活課長 はい。生活課長の田中でございます。御答弁申し上げます。今松村委員おっしゃられたとおり、経済部のほうで対応を検討していた案件かと思ひまして、環境保全推進事業ということで生活課のほうに、今お話しありましたけれども、標津町との協議等を含めて経済部のほうになっていると認識しております。以上でございます。

○松村委員 はい。現状ではそうすると経済部と町民生活部の間では、これに関しての議論というのはないというふうに理解してよろしいですね。

○生活課長 生活課長田中でございます。御答弁申し上げます。お見込みのとおりでございます。

No.104 地球温暖化対策実行計画推進事業【長渕委員】

○長渕委員 4番、長渕豊です。主要施策No.104番、地球温暖化対策実行計画推進事業について伺います。2年間の調査ですけれども町内事業者の実績や、また牛のげっぷというのもカウントするのでしょうか。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。御答弁申し上げます。地球温暖化対策の実行計画推進事業ということで、令和8年度予算要求をしておるところでございます。こちらについてはですね、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき努力義務とされているもの、また、中標津町、令和5年の3月にゼロカーボン宣言を行っていることなどから、あと議会の御質問などを踏まえ、今年度から始めるものでございます。内容につきましてはですね、今年度に関しては二酸化炭素の排出量の算定ですとか、地域再エネ、この地域のポテンシャルの調査を行うものとなってございまして、具体的な議論につきましては、審議会を開催して行うものを予定をしておりますことから、その中で様々な議論がされていくものと考えておりますので、その中で議論になっていくものというふうに考えてございます。

○生活課長 生活課長の田中でございます。補足で御答弁申し上げたいと思います。牛のこの酪農地域の酪農乳牛のげっぷの話がありまして、非常に鋭い視点かなと思っております。実は内部でもそのようなげっぷをすることの影響で二酸化炭素排出しているんじゃないかというのは、これは事実かと思ひますので、ただそれを今係長答弁あったとおり、これから具体的に対象ですとかいろんな調査をしていくという中で、まだそこをしっかりとやっていくんだという方針は示されておられませんけれども、今後、審議会等々でこの話題をちょっと検討していきたいと思っております。以上です。

No.104 地球温暖化対策実行計画推進事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。同じく104番、地球温暖化対策実行計画推進事業ということで、例えば役場とかもそうですけれどもLED化されていて、今年度で役場は完了するというようなお話を昨日聞いたところですけども、町有施設等々あるかなと思うんですけど、そのLED化、あとどれくらい残っているのか教えてください。

○生活課長 生活課長の田中でございます。御答弁申し上げます。LED化とひと括りにできない部分がございます。照明、街路灯ですとか防犯灯の関係、こちらのほうは、おおむね終わっているといいますか、8年度でおおむね完了するかなというふうには見込んでおりますが、やはり役場全体で見ますと、庁舎ですとか管理建物、外局含めて相当な建物、外灯があると思います。やはり優先順位つけながら徐々にやっているのかなというふうには思っておりますが、我々、地球温暖化のほうの担当でございますが、施設全ての把握はちょっと今持ち合わせておりませんが、町有会館ですとか少しずつ計画的にLED化していきたいと思っております。全体の率というのはいちよつと把握しておりませんが、役場庁舎ですとか利用頻度含めて、ある程度優先順位をつけながら進んでいるのかなというふうには認識しております。以上です。

○宗形委員 はい。全体を把握していないということです。では町民生活部で把握されている部分は、あとどれくらい残っているんですか。

○生活課長 生活課長の田中でございます。役場全体の話しを今させていただきましたけれども、町民生活部としてもですね、各部局ではある程度把握しているとは思いますが、生活課としては全ての施設は同じように把握しておりません。以上です。

○総務部長 はい。総務部長の板橋でございます。町有施設全体っていうことで若干補足させていただきたいと思っておりますけれども、今回の8年度の予算で例えばシルバースポーツセンターですとか開陽台展望館ですか。あちらのほうのLED化進めるんですけども、まだLED化できていない施設といたしましては、例えば給食センターがまだ終わっておりません。また、計根別の畜産食品加工研修センターも終わってございません。あと公園系は全て未着手という状況。あとまた生活課長からもありましたけれども町有会館ですね、こちら未着手となっておりますが、一般的に多くの町民が利用する施設については、8年度の工事でおおむね完成はするんじゃないかなと思っておりますけれども、令和9年の蛍光灯の製造中止も踏まえてですね、今後必要に応じて追加しながらですね、整備進めていきたいというふうに思っております。

○宗形委員 はい。優先順位を含めながらというさっき課長の話しもありました。これLED化実際のところ、あと何年かかったら全体が替わるかっていう想定はされてますでしょうか。

○総務部長 はい。総務部長の板橋でございます。具体的に最終目標年度としては定めておりませんが、背景といたしましては先ほど申し上げたとおり、令和9年で蛍光灯のランプが製造中止になるという部分と、また2050年ですか、地球温暖化対策計画の中で、温室効

果排出ガスの削減の目標もありますので、そういう国の施策ですとか、またLEDの在庫ですとか蛍光管の在庫状況ですとか見据えながら、順次整備していくものというふうに考えておるところでございます。

No.105 ごみ減量・リサイクル促進事業【佐久間委員】

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策105番、ごみ減量・リサイクル促進事業の生ごみ水分減量の取り組みの検討について質問いたします。町の資料によりますと、燃やせるごみの7割は生ごみと言われており、その80%は水分で町全体の生ごみから考えると毎日約9トンの水と一緒に焼却していることになるということで、1家族1回分の食事で発生する生ごみを捨てるときに大きじ3杯、約45ccの水分、水切りができれば年間559トンの減量化ができて、それに伴いごみ焼却経費は約4,000万円の削減につながるということです。生ごみの堆肥化であるとかコンポスト化の推進とともに、家庭での生ごみ処理機、コンポスト容器の購入費用の助成など、生ごみ減量に向けた取り組みを進めるお考えはあるかお聞きします。

○環境衛生係長 はい。環境衛生係長の石崎です。御答弁申し上げます。ただいま佐久間委員から御質問のあった事項でございますけれども、町としましては、ごみ処理にかかる経費というのは、毎年とても大きな金額がかかっておるところでございまして、委員がおっしゃったとおり、その中で生ごみの占める割合というのは非常に大きなものでございます。その量を減らしていくということは、町としてもとても大きな課題だと思っております。令和8年度の予算につきましては、今委員からお話しのあった生ごみ処理機の助成とかそういった項目については、特に記載は予定はないところでございますけれども、ごみ処理の問題というのはこれからも常に続いていくものだと思っておりますので、委員からの御指摘も踏まえ、引き続き検討してまいりたいというふうには考えてございます。以上でございます。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外
- ・国民健康保険事業特別会計予算
- ・後期高齢者医療特別会計予算
- ・介護保険事業特別会計予算
- ・議案第13号 町有バスの運行等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・議案第17号～議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について（地域会館等として利用されている16施設一括質疑）
- ・議案第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中標津町総合福祉センター）

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【教育委員会】 施政方針

スポーツの推進について【平山委員】

○平山委員 5番、平山光生です。施政方針のほうの20ページ、(2)の中段、スポーツの推進につきましては総合体育館330°アリーナや運動公園の有効活用を図り、合宿誘致や各種大会の開催を通じた交流人口の拡大を図るといったところについて、質問させていただきます。これまでもラグビー部であったりとか野球だったりというふうにスポーツの振興されていたと思いますが、さらに交流人口を図るために推進していくということで、こういったスポーツを想定していて、こういった手法で誘致活動を行うのか教えてください。

○社会教育課長 社会教育課長の七條でございます。スポーツ合宿誘致推進事業につきましては、本町と連携協定を締結しております日本体育大学のラグビー部合宿を柱としておりまして、他の競技につきましても大学から希望があれば、受け入れ可能なものについては対応していきたいと考えております。また、それ以外の合宿受け入れにつきましては、特にこれといった種目には限定はしておりませんが、現在の施設環境で希望があれば、受け入れにつきましては最大限対応していきたいと考えております。近年ではですね、数年前に実業団の女子駅伝が合宿を当町で行っていただいた他、ここ2年間、東海大付属札幌高等学校のサッカー部が合宿を行っているという実績もございますので、競技について限定はしておりませんが、そういう申し出があって、うちの施設で受け入れ可能なものについては積極的に受け入れていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。スポーツ、とりあえず制限することなく受け入れ可能なところは受け入れていくということですが、例えばこの大会に関してで言いましたら、以前町長がおっしゃったように、近隣町に宿泊しながら大会の日に参加するということが可能になってくると思うんですけども、合宿ってなるとやはり近隣に宿泊ができて、みんなで御飯が食べれてっていう環境が必要になってくるかなと思います。中標津の最近泊まる場所は増えてきていますけれども、例えば飲食業連合会だったり旅館組合だったりとかっていう、そういったところと連携をとる体制っていうのはできているんでしょうか。

○社会教育課長 社会教育課長の七條でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。今の段階で旅館組合さんとか飲食業連合会さんとかと連携がとれているかといいますと、そこまでの体制は整っておりませんが、昨年、一部サッカーの関係で、そのチームの関係者が来町されまして、うちの町を視察に訪れていただいたんですけども、その際にホテルとか動線ですね、競技場までの動線とか、そういったものも確認いただいた中で、宿泊につきましても旅館組合さんにそのときお話ししたときにはですね、前もって早い段階で言っていただければ対応もいただけるというお話しもいただいておりますので、その辺具体的なものはまだ定まっておりますが、今後その辺、体制を整えていきたいと思っております。以上です。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。今合宿については、今後相談されるということで、次大会についてなんですけれども、大会先として選ばれるときには、私なんかは、お弁当の手配とかをしてくれるところだったりとか、遠くから来るのでごみを下げてくれるところっていうのを優先的に探したりとかっていうのもあったりすると思うんですが、そういったところをスポーツ振興財団と連携とりながら、こういったことできる、できない、そうすると選ばれる場所になってくるのかなと思うんですが、そういったことを検討することは考えられますか。

○社会教育課長 はい。社会教育課長の七條でございます。ただいまのお話しでございますけれども、そういった体制ができればより良いのかなと私も思いますので、その辺今後ですね、財団さんとも協議をさせていただきたいと思います。以上です。

【教育委員会】 教育行政方針

適切な居場所づくりについて【佐久間委員】

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。教育行政方針の3ページ、適切な居場所づくりを進めるとともに、未然防止、早期発見及び重篤化の防止など、そして組織的な対応につなげていきますという記載内容に沿って質問をさせていただきます。適切な居場所づくりを推進するにあたり、どのような環境設定や支援体制が子どもたちにとって最も効果的だと考えておられるでしょうか。また、その実現に向けて具体的にどのような工夫や取り組みを進めていくお考えかお聞かせください。

○学校教育課長 はい。学校教育課長の下村でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。まず、ここで表現しました適切な場所というところでございますけれども、単に物理的な場所を提供することにとどまらず、子どもたち一人ひとりが安心して過ごせる心理的な環境も含めたものと考えているところでございます。具体的にはまず第1に学校内における多様な居場所づくりがあると考えております。学校は子どもたちにとって最も身近な生活の場でありますので、まず全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、多様性を尊重する学級経営や教育活動を大切にして取り組んでいるところでございます。実際に個々の状況に応じて学校生活に不安や困難を抱える児童生徒に対し、保健室や空き教室等を活用した別室登校や放課後登校、オンライン学習といった教室以外での学習支援や相談の機会を設けているところでございます。また、心のケアを図る居場所として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制も整えているところでございます。学校以外の専門的な支援の場としては、教育相談センターがでございます。学校での教育活動だけでは対応が難しい児童生徒の受皿として、教育相談センターに適応指導教室を設けているところでございます。この教育相談センターでは個々の状況に応じた学習支援や体験活動等を通して、安心して他者と関われる場を提供することで、子どもたちの自信を取り戻し、社会参加への意欲を育むことを目指しているところでございます。また、あわせて保護者への相談支援も実施し、家庭との連携も図っているところでございます。さらには関係機関との連携による総合的な支援体制といったことも考えられます。子どもたちが抱える課題や不安は多岐にわたることが多く、1つの機関だけで解決できるものではございませんので、学校や教育相談センターに加え、子育て支援課、児童相談所、福祉機関など多様な機関との緊密な連携

により、情報共有や合同ケース会議等を通じて、より重層的な支援体制を整えているところでございます。これらの取り組みを通じまして、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、子どもたちが抱える不安や悩み事を早期にキャッチし、いじめや不登校の未然防止、早期発見、重篤化の防止へとつながる組織的な対応を意識し、支援体制の充実を図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。はい。適切な居場所というところでは、心理的に学校に多様な居場所ということで、保健室等の登校とかがあるということで理解いたしました。今、御答弁のほうにも教育相談センターのことに触れておりましたが、教育相談センターは学習支援、相談支援の拠点として位置づけられていますが、不登校児童生徒の安心安全な居場所としても、そういう機能はしているかなど。その機能を充実させて施設のネット環境の整備であるとか、あと個々の個人のニーズに応じた支援の拡充の必要性が求められていると考えます。この教育相談センターのそういった環境の整備について、お考えを伺います。

○学校教育課長 はい。学校教育課長の下村でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。教育相談センターの環境整備という点でございますけれども、今年度、令和7年度につきましてはインターネット環境を整えてございますので、そういった面では活動の幅が広がったのかなというように感じているところでございます。また施設面についてもですね、できる範囲にはなってきましたけれども、極力、子どもたちが安心して通えるような環境になるように、環境整備には努めているところでございます。以上です。

部活動の地域展開について【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口智子でございます。教育行政方針の6ページ目、部活動の地域展開について質問いたします。部活動地域移行が現在進められている段階であります。その先駆的な部活として合唱部が先達ってもこの議場において素晴らしい合唱聞かせてくれましたが、この合唱部、今顧問にあたっているのが学校の教員であります。この教員の方が退職されたときには、お話しした際には、私ももうそんなに長くできないんですというお話しをされておりました。これは地域移行をした部活の指導者づくりという部分に関しては、町の考えとして、あくまでもその団体に任せるのか、それともやはりこの指導者の力量によって部活のできというか実力は大変変わってきますので、そういった部分は町としても教育委員会も関わって後継者づくり等、情報共有等をしながら進めていく考えであるのか、そこについて伺います。

○管理課長 管理課長の桐島です。ただいまの御質問にお答えいたします。部活動の指導にあたる教員は、生徒への教育的配慮や競技の専門性等を持ち、安全性や公平性の観点を持って指導しており、地域移行にあたっては、そのような指導者の専門性や資質の向上など、指導の質を保障する必要がある一方、指導者の確保が課題となります。とりわけ地方においては、都市部と比べると十分な指導者を確保することが難しいことから、地域の多様な人材の発掘、活用が重要であり、関係団体と連携を図りながら、幅広く地域人材を活用した指導体制を目指すところです。また、指導を希望する教職員には兼職兼業を認め、地域クラブ活動の指導に従事できるようにし、北海道が運用するサポーターバンク等を活用しながら、指導者確保

の取り組みを進めていきたいと考えております。以上になります。

○江口副委員長 はい。団体と連携を図りながらという部分で、その関わりについて理解をいたしました。今の答弁の中で兼職兼業を認めるということでしたが、これについては、もう現在も既に認められているのか、これからであれば、いつからであるかについて伺います。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。現在もその制度はございますが、現在のところ今のところは部活動として、合唱については地域での少年団活動と同様の活動の扱いとなっておりますので、そのような形にはなっておりません。以上になります。

○江口副委員長 はい。まずこの指導者づくりについての質問は終わります。もう1点なんですけれども、合唱に限らず、今後地域移行を進めていく中で、チームスポーツなどはやはり人数が足りないといくつかの学校が合同で取り組むようなケースがますます出てくるのではないかというふうに推測をいたします。例えば町内で言えば、どうしても大きな学校が練習、または市街地で練習ということになった際、計根別から通ってくる子どもたちが、合唱の子たちに聞いてもですね、親が酪農なので帰りは何とか迎えは間に合うんだけれども、送りが難しいんだというような声から、例えば子どもたちの学園のスクールバスを利用するだとか、あとは公共交通にちょっとお安く利用できる券を発行してあげるとか、例えばそういった配慮も今後必要になってくるのではないかと思うんですが、そこら辺についての考え方は何かございますでしょうか。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。地域クラブ活動への参加機会は公平性が確保されるべきものと考えておりますが、練習場所については、学校運営に支障がない限り学校施設を利用することが望ましいと考えております。また、地域クラブ活動の実施主体がそれぞれ任意の団体となることから、各地域クラブ活動との時間や場所の調整が難しく、行政が一律に移動手段を確保することは困難であるため、現段階では保護者による送迎が基本となることを考えております。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○江口副委員長 はい。行政が一律に移動手段について決めることは難しいということで理解をいたしました。現状ですね、こういったケースがどの程度発生しているか、何人ぐらいこういう状況にある、移動しなければ練習に参加できないという交通機関を利用しなければですね、というような調査というのはされたことはありますでしょうか。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。詳しい調査はいたしておりませんが、計根別学園で4名の合唱の生徒がいると聞いております。計根別学園からは移行に向けて、そういうことも検討をしてほしいという意見をいただいております。ただいま準備委員会を設けて学校と調整中、協議中でありますので、また近いうち報告できる時が来ると思いますので、よろしく願いいたします。

学校給食の充実について【阿部隆弘委員】

○阿部隆弘委員 6番、阿部隆弘です。教育行政方針の9ページ、学校給食の充実について御質問させていただきます。この中には給食センターについての方針が示されておりません。

冷房対策については、調理室への冷房対策についてはエアコンの設備の設置は建物改修が必要となるためスポットエアコンでの対応、さらには休憩室での対策がとれているということは理解いたしますが、その他に老朽化する設備、冷凍庫や冷蔵庫などの不具合が生じていると聞いておりますので、それらの設備更新の考え方について、お考えをお示し願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○**学校給食センター長** 学校給食センター長の加藤でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。まず学校給食センターにつきましては、昭和59年1月から供用を開始し42年経過した施設となっております。センターの冷房対策につきましては、調理室内の気化式冷風機4台設置し、また扇風機5台により対応しているところでございます。近年の暑さ対策についてでございますが、調理前の朝の時点で調理場室温が30度を超えているという場合があることから、事務職員が出勤した後に、排風機を稼働させ室温を下げる対応をはじめ、調理員の白衣を薄手のタイプに変更し首に冷却リングをつけるなど、休憩室に簡易クーラーを設置し涼み処を確保するといった対応はしているところでございます。エアコン等の冷房設備については、調理作業中には室温が大幅に下がることが期待できないことや、現センターの施設更新を検討する時期にきていることから、大規模な改修を伴う対応は見送っておりますが、調査研究を進めるとともに今後の状況により判断していきたいと考えております。続きまして、冷凍庫と冷蔵庫についてですが、現在の設備については平成7年度に更新した設備となっております。近年、軽微な故障が発生してるところですが、町内の業者で対応可能な内容であるため大きな影響は発生しておりません。他に開設当初から使用している他の機器においても、同様に軽微な故障が発生しておりますが、随時対応している状況となっております。施設設備ですけれども、先ほども申し上げたとおり老朽化しておりますので、施設更新にあたっては整備手法に様々な選択肢があることから、管内の他市町の手法を参考に検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

【教育委員会】一般会計予算歳出

No.42 青少年健全育成推進事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。42番、青少年健全育成推進事業について質問をさせていただきます。過去令和6年度の決算時に中標津町小中高PTA校外指導連絡協議会の活動内容が大幅に縮減し、活動内容について情報把握に努めるということで、不用額について一定の変わらない、すぐに金額を抑えることはないというご答弁はいただいていたんですけども、実態の確認はされたのでしょうか。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。活動内容の実態については、口頭で確認はしております。お祭りを主とする会場の巡視ということでございました。来年度についても継続するのか、活動を拡大するのか縮小するのかということについては、事務局が次年度変更となりますので、そういった情報共有をしてほしいということは、現在の事務局に対して引継ぎをお願いしております。以上です。

○**平山委員** はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。現在のPTAの在り方というのも各学校で様々な形がとられてきていると思うんですけども、この青少年健全育

成推進事業に当てはまるのは、今団体で言ったら校外指導連絡協議会が当てはまっているということなんですけれども、状況に応じてはですね、違った部分でもできるんじゃないかと。この校外指導だけじゃなくて本当に必要なところに配分することもできるのかなと思うんですが、そういったこの組み合わせの変化っていうのは、状況把握といいますか、確認はすることできるんでしょうか。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。恐らく他の協議会や団体への補助金の支出も可能ではないかという趣旨の御質問だと思いますが、現在は新たに補助金を支出する団体の精査というものは行ってはおりません。以上です。

○**平山委員** 申請といいますか審査というのは、今後形態が変わってくるにあたって審査というのは行っていただけますか。質問です。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。団体から要望があり、それに依って審査ということは可能だと考えます。以上です。

No.42 青少年健全育成推進事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村でございます。同じく主要施策の42、青少年健全育成推進事業、摘要欄に生活の心得作成とありますけれども、これはどのようなものでしょうか。それから町民生活部所管の安全で住みよいまちづくり推進協議会、これが再開されていきますけれど、これの参加する余地はあるのでしょうか。

○**学校教育係長** 学校教育係長板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。生活の心得についてでございますが、例えば学校施設や学校関係施設、社会教育施設、施設に対しての、例えば体育館で言えば開館時間とかあとは開設時間とか、そういったものを紹介していたり、あとは児童生徒が普段生活をする上で、このようなルールを持って生活していきましょうとか、具体的には帰宅時間とか、そのようなことが明記されていて、児童生徒の普段の生活に近いようなものが書かれております。安住協の参加についてでございますけれども、結論としては参加の余地はあるかなというところではございますが、紙面のスペースの関係だとか、あとは記載の内容が生活の心得の現在の内容とマッチしているのかということも検討が必要かと考えますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○**松村委員** はい。15番、松村でございます。安全で住みよいまちづくり推進協議会、これの存在意義、広く今の青少年の健全育成のためのネットワークづくりという視点から事前に様々な情報を提供し相談して、そのネットワークを強化していく必要があると思います。ぜひこの協議会の参加を求めるものです。いかがですか。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。安住協の事務局とも相談した上で検討を進めていきたいと思っております。

No.42 青少年健全育成推進事業【平山委員】（再）

- 平山委員 答弁を聞いていて1つ思いついたので質問させていただきます。5番、平山光生です。生活の心得を作成していただいているんですけども、ホームページ掲載することは不可能でしょうか。
- 学校教育係長 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。可能だと思います。以上です。

No.207 外国語教育推進事業【高橋委員】

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。外国語教育推進事業について質問させていただきます。これは前から、かなり前からお話ししていたことなんですけれども、英語教育推進事業としない理由は何かあるんでしょうか。例えばALTが派遣されないだとか、交付税がもらえないだとか、何かそういう理由があって英語教育推進事業とできなくて、外国語教育という名前を変えないでいるのかなっていうのが不思議に思っているんですけど、誰に聞いても外国語って何ですかって聞かれたら英語って答えるんじゃないかなと私は思うんですけど。これは何か理由があるんですか。
- 学校教育課長 はい。学校教育課長の下村でございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。確かに外国語というところで表現しますと、かなり幅が広いというように受け取られるのかなという思いは確かにあるんですけども、この事業スタートの時点では恐らく私の記憶でいきますと、現在はALTという呼び方をしているんですけども、当初はAETという表現をしておりました。英語に特化した形での語学指導というような形で事業をスタートしていたんですけども、この事業におきましては国のJETプログラムというものを活用して指導者を招聘しているんですけども、そちらのほうがALTという言葉に置き換わったというところで、そのまま表現をですね、引用したというのが流れじゃないかなというふうには思っているんですけども、この辺が分かりづらいというようなことであればですね、今後、この表現についてちょっと検討はしていきたいと思っておりますので、御理解賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。
- 高橋委員 どうもちょっと質問の仕方がどうも悪かったみたいなんですけど、答弁分かりました。ただ、可能性として中国語とかロシア語だとか、その辺に発展していくような可能性は、今後ないんですね。
- 教育長 はい。教育長山田です。今の御質問に御答弁申し上げます。全国全道的にみますと、この英語の指導助手というのは英語に限らず、現在は中国語、それからロシア語、かなりの言語にわたって各地に配置されておりますので、中標津町でも将来的にそうならないという保証はありませんので、この呼称がふさわしいのではないかというふうに考えております。以上でございます。
- 高橋委員 分かりました。じゃあ変えないということでもいいんですね。

○**学校教育課長** 学校教育課長の下村でございます。ただいま教育長が答弁されたとおり、当面はこの呼称で事業を進めていかせていただければというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

No.212 学校施設整備事業【高橋委員】

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。学校施設整備事業について質問させていただきます。施策No.212番の学校施設の整備事業で中標津中学校の屋外運動場ダグアウト復旧工事って記載されているんですが、学校教育で中学校教育でダグアウトは使用するのかっていうのはちょっと疑問なんです。軟式野球連盟の朝野球で使う場合だとかソフトボール協会が使うだとか、あと先ほど質問にあった部活動、スポーツ少年団が使うっていうような場合は学校教育にあたらなと思うんですけど、このダグアウトっていうのは学校教育で使われているんでしょうか。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。質問に御答弁いたします。中学校施設、中標津町内中学校施設グラウンドに広陵中学校、中標津中学校、計根別学園、ダグアウト設置しております。広陵中学校については、広陵中学校長寿命化改良事業においても新しくダグアウトを設置したところですが、部活動で使っているのがありますけれども、体育の時間、授業で活用して、中学校はソフトボールだとかそういう野球のダイヤモンドを使う体育の授業もやっております、そのときの休憩場、日影、そういうので活用しておりますので、教育上設置して教育的な設置をしても構わないと考えております。以上です。

No.212 学校施設整備事業【松村委員】

○**松村委員** 15番、松村康弘でございます。主要施策212番、学校施設整備事業の東小学校屋上パラペット復旧改修工事についてお聞きします。今回、資料提供いただきましたけれども、そのこの部分見えますか。はい。そうしますと窓のところに垂直のブレードが立っています。そのブレードを受けるために、1番上部、この部分の軒先が出っ張っているわけです。下の写真を見ますと右側のトタン板による笠木成形によって工事されたところ、施工されたところには何ら異常はありません。いいですか、分かります。この部分ですよ。それに対して、今般、風で巻き上げられた部分というのは、コンクリートの躯体の途中でトタン板の笠木が止まっているように見えるんです。コンクリート全体を覆うだけの大きさになっていない。改修計画としては、金属笠木を金属笠木に取り替えるという表現になってはいますが、剛性のあるコンクリート全体までを覆いこむような笠木に取り替えるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。まずここでお聞きします。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。今の御質問に答弁します。金属笠木に置き換える改修ではなく、この板金を撤去しまして、塗膜防水に改修する計画でおります。以上です。

○**松村委員** はい。提供を受けましたこの東小学校屋上パラペット復旧改修工事には、同様の被害を起ささないよう金属笠木に替え、塗膜防水にて改修となっております。今の答弁と食い違いますが、いいですか。資料には同様の被害を起ささないよう、金属笠木に替え、そうか、だから替えというのは金属笠木に変えてなくて、この金属笠木を替えをとというのは

表現としてはいいのでしょうか。そこで再度質問なんですけれども、私が問題意識として持っているのは、建築の屋根というのは、壁床天井、屋根、主要構造であります。その主要構造がこのような形で剥がれてくる。右側のほうは剥がれていなくて左側は剥がれている。設計そのものに問題はなかったのだろうか。このトタンの巻き上げの現場をプロポーザルで受注した設計事務所、札幌の設計事務所は実際に見に来て改善策を提案しているのでしょうか。この部分について事実関係をまずお聞きしたいのです。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。東小学校の設計事務所が、今回のパラペットの被害について現地確認等しておりませんし、相談もしておりません。以上です。

○**松村委員** 先ほどの写真の下のほうの写真、コンクリートの途中までしか笠木がない。その笠木の折り返しというのは、右側の通常のトタン屋根の笠木の折り返しの分だけのスパンとか、縦のリブが立っていません。この施工だと水は染み込むし、凍上すれば浮き上がるし、このような施工を強いた設計そのものに問題はあると私は指摘しますが、これに関して責任ある方の回答をいただきたいのです。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。責任ある方の答弁をとということがありましたが、質問の内容としては、このパラペット、今おっしゃっていたコンクリートの途中で板金が止まる収まりの設計自体に瑕疵があるのではないのかと、そういう質問だと思いますけれども、私が責任ある者かどうかちょっと分かりませんが、重大な瑕疵があるというふうには私は認識しておりません。

○**松村委員** 15番、松村でございます。笠木の一部が剥がれた。被害金額が200数十万だ。これはあってもやむを得ないかなと思います。しかし今般、全周にわたってこれを改修すると言っているんですよ。そうですね。これはあくまでもだから、この今の施行に何らかの施工にじゃないんだな。設計に瑕疵があった結果の施工を無理強いされた結果、このような状態に陥ることは必然であったと、そのように判断して、本来ならば設計事務所に対して問責をかけるべき事項だと思うんです。2,600万ですよ。普通なら笠木が剥がれてうちの役場のそこんところに笠木がありますけれども、この建物何年経っています。そうはなっていないのです。それが笠木の役目なんですよ。それがこのような状況に立ち至って、一切の問責をしないし立会いもさせない。これはおかしくありませんか。

○**教育長** ただいまの松村委員の御質問に御回答申し上げます。この校舎施工当時の担当者がこの中にはおりませんし、当時の状況も詳しく分かりませんので、今の松村委員の質問に適切に答えられるかどうか甚だ難しいと思います。それで今後この件については調査をいたしまして、適切な対応ができるよう検討させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

○**松村委員** はい、結構です。

No.212 学校施設整備事業【武田委員】(関連)

○**武田委員** 今の件、御答弁いただいた件について質問させていただきます。今後、詳細に調査していくということですが、既に補修復旧の計画としては校舎の上全周、被害があった場

所以外の部分も全周改修するというような計画が出ているわけですがけれども、この全周改修すると決めた根拠、特に補正等でも何か実施設計等があったとは認識していないんですけれども、こういった調査をされて全周改修するに至ったのか、御説明をお願いします。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。この壊れた部分、写真でも見ても分かる部分がありますけど、このパラペットと言っていいですかね、笠木と言っていいですかね。幅の広い天板の場合はメリットデメリットがございますけど、うちの先ほど言われたうちの役場のパラペット、もしくは学校で言ったら中標津中学校のパラペットはアルミの笠木を直接躯体に止めております。東小学校あとは幅の広い部分については、既製品のアルミ笠木を使うのは高額っていうのもあるのと、規制寸法でそんなものはないので、板金で収めるこの板金笠木というやり方、これは特に特殊なものでもなくいっぱいあります。その代わり板金ですので下地を入れないと、住宅の屋根の板金と同じで直接構造体に止めるっていうことは通常できませんので下地材を入れています。それが写真にも写っていますけど腐って、それからベニヤも入ってまして、木毛セメント板っていうセメント系の材料もその下に入っているんですけど、それが腐食が進んでいまして、ちょっと現地でぐっぐっと起こしたところ、他の部分も腐食が認められました。これは放置しておいては同じことが起きて、今回だらんと下までいかなかったのが、特別な事故起きませんでしたけど、そういう可能性が高いと現地で判断しまして、安全には代えられないということで、こういう改修をするという判断をしました。以上です。

○**武田委員** 再質問させていただきます。今の下地の腐食等は被災あった場所以外の先ほど松村委員からも指摘されていた、しっかり笠木がコンクリートの躯体をまわっている部分も腐食していたということでしょうか。また、その現地の調査に立ち会った方というか、それは行政の職員で行ったのか、何か設計会社、施工会社と同伴して行ったのかをお願いします。

○**学校施設主幹** 学校施設主幹高橋です。現地調査に同伴していただいたのは、当時、東小学校建設時の2工区に分けて同時に発注した物件でしたので、それぞれA工区、B工区の現場代理人さんが近くにおりまして、そしてこういう状況なんでちょっと見てほしいということで私のほうからお願いして、私含めて職人さんも連れて来てくれたんですけど、6人かな。6人で初期の現地を確認しました。地元の建設会社さんでありまして、自らどういうふうに進めたらいいか、ちょっと考えたいと。それで関係業者さんにも早く言えば板金屋さんとか塗装屋さんとかにも声をかけていただいて、現地は来ていませんけど、当時関わった方にも相談していただいて、すごく協力していただいて、このように改修するのがいいんじゃないかと。後々、防水自体の改修も本防水ですね。本防水の改修も後々はしなければならいので、それも含めて補修しやすく改修しやすい工法で、かつそんなに高額にならないものということで提案をいただきまして、私も納得の上でこの改修方法と範囲を決めました。西側今壊れたのが南側として西側、東側、当然板金めくれているんですけど、それがめくれているのは、風の風向きのせいであるのか、その収まりのせいであるのか、ただぐっと手を突っ込んだら同じような状況でしたので、外周全部やるというふうに判断しました。以上です。

○**武田委員** 今の現地調査とこの復旧改修に関して2,600万円ほどの予算を計上するわけですがけれども、これに関しては何か実施設計等は行われていないとか、今おっしゃったよう

に、そのとき担当した会社の方が同伴して口頭というか、一応設計されたというところよろしいですかね。

○学校施設主幹 はい。そのとおりでございます。

○武田委員 今回の件は理解しました。あとは構造的に全周が腐食して、笠木を取り替える必要があるということだったんですけど、今この校舎棟について言及していましたが、この隣の屋体棟については笠木の構造等は違うのでしょうか。調査されているのでしょうか。

○学校施設主幹 はい。学校施設主幹高橋です。今の御質問に御答弁いたします。体育館棟については笠木の構造が異なりまして、当然心配したので、当時の施工会社さんと詳細な施工図も持っておりまして、その施工図を確認して同じような現象にならない造りであるというのを確認しましたので、今回改修することはありません。

No.212 学校施設整備事業【宗形委員】（関連）

○宗形委員 10番、宗形一輝です。これ11月1日の強風でっていうことの話でしたけれども、この後の調査した日、この塗膜防水にしようと思った日、スケジュール感について教えてもらっていいですか。

○学校施設主幹 はい。学校施設主幹高橋です。今の御質問に御答弁申し上げます。11月1日の風で被害に遭ったっていうことは気象条件から間違いないんですが、土曜日でした。それで2日が日曜日、そして月曜日が旗日。それで気が付いたのが火曜日です。4日ですね。4日の日に学校が始まりまして東小学校の校務技師が音を感じて、そして上を向いたらちょっとこうなっていたと、それが発見ですね。それが4日の朝の7時ですね。それで教育委員会に連絡がきたのがその日の8時45分。私が現地を確認したのが9時です。それで9時15分に先ほど説明しました建設会社の代理人さんが現地に来てくれました。それからどういったら直すかを調査するために、最初は高所作業車の手配だとか、そういう話しも進めていたところ、いろいろ調査して、当時の関係者へも聞いて書類も調べたところ、解消方法が決まったと。基本方針みたいのが決まりまして、そこから果たして今のこういう状況に塗膜防水の付着があるのかなとか、そういう技術的なことを調べていただいて、このように改修しようと最終的に打ち合わせして判断したのが2週間後です。以上です。

○宗形委員 はい。2週間後っていうことは11月の中旬、下旬までには情報は分かっていたということですよ。こうしようっていう方針は決まっていたわけですよ。まず、その段階でなぜ私の所属している文教厚生常任委員会と協議がなかったのか。そのあとに12月定例会とか議会はあったんですけども、なぜ補正をかけなかったのか。これ屋根壊れて強風で壊れているわけですよ。飛んでいったら子どもたち怪我するわけですよ。これはなぜ早急に対応しなかったのか、なぜ今の4か月経った当初予算で上程されているのか説明願います。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。今の御質問に御答弁申し上げます。まず報告がなかったのかという話しに対して回答したいと思います。初期段階で全部わーっと壊れるこんな大きな工事、それから施工方法を精査していた中で、先っぽって言ったらおかしいですけれ

ましては、学校ICT環境整備委託、委託料として事業者へ委託する形になりますので、常駐先ということになりますと、受託した事業者となる見込みでございます。以上です。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。この受託先についてはまだ未定ということだと思いますが、この軽微な不具合に対する改善作業というのが入っているということは、なるべく近く、連絡が来たら動けるところの事業者を選定されるということでしょうか。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの御質問にお答えいたします。基本的には発注方法ですとか選定事業者につきましては、契約担当部局と協議しこれから決定をする見込みでありますけれども、実際の支援員として動いていただく方については、各学校を巡回していただくこともありますので、近隣の方もしくは町内の方ってというようなことを想定しております。以上です。

No.214 GIGA スクール構想推進事業（小・中）【江口副委員長】

○江口副委員長 11番、江口智子でございます。同じく214番のGIGAスクール構想推進事業について質問いたします。事業内容の(3)で、セキュリティ対策というふうになっております。これまでもタブレット等学校での使用に際してはセキュリティ対策は行っていたと思いますが、やはり聞くところによると子どもたちがそのセキュリティをやぶって動画を見ているとか、様々なことがあったので、こういった対策は必要であると思う一方、子どもたちのネットリテラシーを育てなければ、家に帰ってからはもう動画とか見放題とかになってしまったりする状況があるので、そういったネットリテラシーの育成に関して、らいふまっぷとかでも時々インターネットとの付き合い方等ありますが、そこら辺についてはどのように考えておられるでしょうか。

○学務係長 学務係長四宮です。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えいたします。副委員長がおっしゃったとおりの、そういった内容も含めて、今後そのような対策をとっていけるように考えていきたいと思っております。以上です。

○江口副委員長 11番、江口でございます。例えばですね、動画サイトティックトックとか、それからインスタグラムといったプラットフォームにおいて、小学生が自分のアカウントを作っている事例が、中標津町内において散見されています。それはなぜ分かったかということ、小学生本人からメッセージが私にきてですね、僕も何々小の何年生ですとか、実際はでもそのプラットフォームというのは、保護者の監督なしに子どもが自分でアカウントを作れる年齢は13歳以上とか18歳以上とか規定がされておまして、恐らく保護者もそういった自分の子どもがそういうことをしているということも、もしかしたら知らないのかなということ、そういうことが何ていうのかな、きっかけになって、事件に発生している事例がたくさんありますので、具体例を添えて、ぜひ保護者にも周知をしていただきたいと思いますというふうに思うとともに、先ほどの生活、何でしたっけ。これから策定するそうです。すいません。生活の心得ですね。そういったところにも、インターネットの使用に際しては、保護者のしっかり監督のもとに行っていくという、もう今本当に小学校中学年でもスマホを持っていますので、そういうところもあわせて教育するような体制をとっていただきたいと思うんですが、

そこについてはいかがでしょうか。

○**学校教育課長** 学校教育課長の下村でございます。ただいまの江口副委員長の御質問にお答えをさせていただきます。確かに子どもたち、それぞれタブレットをですね、いろんな使い方を駆使して、いろいろな使い方をしているというのは状況としては把握してるところあります。セキュリティ対策としましては端末自体、我々が貸与している端末にはWebフィルタリングソフトというものも導入しまして、その辺のセキュリティ強化を図るとかですね、もちろん先ほど言ったとおりネットリテラシーの教育というのも重点的にやっていかなければいけないだろうと、そのようには考えているところでございます。そこは児童生徒に限らずですね、保護者も含めてそういった情報を保護者にも共有できるような形で進めていければと、そのように思っておりますし、生活の心得というところでいきますと、ちょっと新年度の作成についてはもう作成が終わってしまったということもございますけれども、今後はそういったところも含めてですね、いろいろなツールを活用して、そういったリテラシー教育に取り組んでいけたらなと、そのように思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

No.215 義務教育扶助事業（小・中）【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。215番、義務教育扶助事業（小・中）について質問させていただきます。学用品費であったり、新入学児童生徒学用品費ということで、学校でそろえるものについても扶助を行っているということですが、これまでも数学セット等は学校の備品にするとかっていうふうにしてきましたが、それ以外にも学校教材で寄付受付してみんな使っていこうとする、できるものっていうのは他にもないのでしょうか。

○**学校教育課長** 学校教育課長の下村でございます。ただいま平山委員の御質問にあったとおりですね、扶助費として支給する学用品費等につきましては、用途を限定しているものではないので、いろんな準備に使っていただいているかと思えます。あとは各学校ごとにですね、どうしても授業に使うようなものを備品化できないかというお話しだったかなと思うんですけども、そういったところが今はまだ取り組んではいないですけども、様々、他の自治体との取り組みの事例とかもですね、研究しながら、そういった取り組みが必要かどうかというのも判断含めて、今後検討していきたいとそのように思っておりますので、御理解いただければと思います。

No.219 農業高校キッチンカー活用事業【武田委員】

○**武田委員** 1番、武田開人です。主要施策No.219番の農業高校キッチンカー活用事業について、キッチンカーでの売上げの取り扱いは、農業高校生産物売払収入に含むのか、お願いします。

○**農業高校事務長** 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問にお答えします。売上げ収入として、町の収入として入金します。収入いたしますので。

No.219 農業高校キッチンカー活用事業【佐久間委員】

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。同じく219番の農業高校キッチンカー活用事業について、キッチンカーの運用について質問いたします。令和8年度に予算措置をされていませんが、活動に係る経費、車の燃料代であるとかの経費についてお尋ねします。

○農業高校事務長 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。車にかかる経費、ガソリン代とかそういったものを車両消耗品とか、そういったもので今回は新古車として611万7,000円で予算を12月の補正予算で計上いたしまして、それを繰越ということで令和8年度の予算に入ります。ガソリン代とかそういったものにつきましても、今現在、車両燃料費として計上している中でやりくりしながら、また、この後、近辺市町村、近辺ですね、販売する以外にも出てくるようであれば、燃料が足りなくなる可能性もありますので、そのときはまた財政部門と協議をしながらしていきたいと思っております。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。はい、今の説明は理解いたしました。12月の補正予算あって定例のときに、12月委員会の中でですね、農業高校のキッチンカーの車体のいろいろデザインであるとか何かこう広告について、委員会の中で委員とちょっとやりとりしたと思うんですけれども、それでこの農業高校のキッチンカーだと分かるように、一目で分かるように車体にデザインを生徒の皆さんと相談して運用もまた協議していくっていう説明を受けましたけれども、その進捗状況について教えてください。

○農業高校事務長 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。デザインにつきまして、ただいま生徒にですね、デザインの募集をかけている最中で今ございます。そのデザインが出てきてから選考してですね、その後どうしていくかっていうのも含めて、今後また協議はしていくので、今のところまだ予定としてはちょっとお答えはできないんですが、このようにやっております。以上です。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。12月の説明の中で車の納期が4か月かかる見込みで、3月末までの納期はちょっと難しいっていうことでした。実際に新年度ですね、なって何月頃からそのキッチンカーの活用事業というのは開始していく予定ですか。

○農業高校事務長 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。ただいまの予定ですが、納車が4月の24日予定としております。その後、農業高校でお披露目をしたいと考えております。その後ですね、保健所の許可が必要になってきますので、それが恐らく2週間ほどかなと思いますので、5月中旬ぐらいに計根別農協で行うスプリングフェア、それが初めての販売会になるのではというところで予定を組んでおります。以上です。

No.219 農業高校キッチンカー活用事業【宗形委員】

○宗形委員 10番、宗形一輝です。ただいまスプリングフェアについてっていうことで、初めての出店かっていうことで5月頃ですね、お話しありましたけれども、1年間を通して、この車どのくらい出動することができるのか、予定というのは何かイベントごととかで予定は立てられていますでしょうか。

○**農業高校事務長** 農業高校事務長の川口です。ただいまの御質問にお答えします。イベントの参加につきましては、令和8年度はキッチンカーが入って初年度でありますので、今まで農業高校の生徒が販売会に参加していたイベントにキッチンカーを持っていく予定ではしてあります。大きなお祭りでは、夏まつりと冬まつりと、あとですね、伯爵まつり、まちなか賑わい、あと計根別のオータムフェア、そういったもので販売していきたいと計画しています。以上です。

No.225 教育相談センター運営事業【高橋委員】

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。施策番号の225番、教育相談センター運営事業について質問させていただきます。昨年3月の予算審査特別委員会で、この施設の冷房について質問したところ、冷房設備の設置については考えていないと冷たくあしらわれたんですが、令和8年度、今年度全ての小・中学校と高校の冷房施設が整備されていきます。この現状を考えても整備しない方針っていうのは変わらないんですか。

○**学校教育係長** 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。はい。おっしゃるとおり現状は検討は考えておりません。

No.227 郷土資料収蔵庫整備事業【高橋委員】

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。質問ちょっと長くなるんですけど、227番の郷土資料収蔵庫整備事業について質問をさせていただきます。時系列ってわけじゃないんですけど、順を追って話します。昨年の3月の定例会で配付した主要施策の補足説明資料、これちょっと手元に私はあるんですけど、このときには事業の年次計画を示して、令和8年から収蔵庫の工事が始まって令和9年には完成するという資料をいただきました。それにはRC構造の2階建て、延べ面積2,000㎡です。そして、令和7年2月13日配付されていた第7期中標津町総合計画に係る実施計画、これにおいても事業費は未定ですが年次計画が示されていました。それと令和7年、この令和7年の当初予算で決まったあと配付された、よくわかることしの中標津っていう冊子なんですけど、これについても令和8年に工事があって、9年には供用開始したいというような文章でした。それが令和8年2月9日に配付となった第7期中標津町総合計画の実施計画では、事業そのものが削除されているんですよ。つまり8、9、10とこの事業はないんです。それで令和8年度の主要施策に記載されています227番では整備手法の検討と書かれています。この意味が不明なんです。いいですか。基本構想もやって基本設計もやって、今年度、令和7年度に実施計画もやって、それで令和8年度に工事が開始できる準備は整っているんですけど、なぜか総合計画も削除されているし、実施計画では整備手法の検討っていうことになっています。この令和7年度の3,712万5,000円、実施設計の委託っていうのは令和8年度の工事発注を前提にしたものではないんですか。

○**学芸係長** はい。ただいまの高橋委員からの御質問に回答させていただきます。学芸係の村田です。ただいまの今後の整備手法の検討でございますが、全く事業そのものが中止ということではなくてですね、今後のこれまでの実施設計で整理された収蔵資料のトレースや、計測や必要とされ保存管理のスペックなどのデータは、今後の収蔵環境整備に向けた検討において不可欠な基礎資料となります。形こそは変わりますがこれまでの成果を生かし、より効

率的に持続可能な収蔵庫の構築に向けてですね、理事者の指示でもあります整備手法の検討ということで官民の施設を活用するなどしてですね、既存施設を改修するなど、一刻も猶予ない状況でございますので、迅速に対応可能な既存施設の活用や改修を最優先の選択肢として検討してまいりたいと考えているところでございます。その間の抜本的な解決に至るまでは、これまでどおり資料の劣化を最小限にとどめるよう、風雨の点検や小まめな換気などですね、現場職員によるきめ細やかな維持管理をこれまで以上に徹底し、貴重な郷土資料の保存に努めていきたいと考えているところでございます。回答を終わります。以上です。

○高橋委員 12番、高橋善貞です。質問の意味がちょっと、令和8年に何をやるかっていう話しじゃなくて、今まで積み重ねてきたものの、その工事は令和8年度にやるはずだったのがなぜやらなくなったのかっていうことが答弁になっていません。それともう一つ。この当初計画した2,000㎡、RC構造2階建てっていうのは、当初の構想からあったはずなんですけど、そういうものが全く消えて、しかも令和8年、9年、10年の総合計画の実施計画から削除されているっていうのがよく分からないんですけど、その辺説明してください。

○学芸係長 ただいまの高橋委員からの御質問に回答させていただきます。学芸係の村田です。すみません、答弁のところが御返答になっていなかったことは大変申し訳ございません。令和8年度に事業取りやめとなったことにつきましては、これまで基本計画、実施設計を積み重ねてきたところではありますけど、昨今のやはり物価高や建築資材の急騰、急激な値上がり、それが事業費が当初想定していた予算規模が大幅にですね、膨らんだことにあります。この間、安易に中止を選択するのではなく、設計会社と何度も協議を重ね、プランの見直し、事業費の圧縮に最大限努めてまいりました。しかしながら、当初想定していた事業費の範囲内では資料の保存に不可欠な最低限の機能を満足に確保できないことが判明いたしました。教育委員会全体としてはここ1、2年で社会教育施設への冷房設備の設置工事や照明のLED化工事など大規模事業が実施しており、ひっ迫する財政状況を鑑み、理事者とも慎重な協議を尽くした結果、担当部署としては本意ではありませんが、現時点では一旦事業を止めざるを得ないとの苦渋の判断に至りました。回答をさせていただきます。以上です。

○高橋委員 12番、高橋善貞です。ということは、今年が令和8年工事する予定だったんですが、今年、先ほど先月配った総合計画の実施計画から削除されたということは、令和10年以降の工事になるっていうふうに理解していいんですね。

○社会教育課長 はい。社会教育課長の七條でございます。ただいまの御質問に御答弁申し上げます。今回お示ししました実施計画でございますけれども、令和8年度の欄には整備手法の検討ということで記載をさせていただいております。今から明確に令和10年度以降という御回答はできませんけれども、なるべく早くにですね、目的を達成したいとは考えてございますが、先ほど御説明したとおりですね、費用もかかりますので、その辺は慎重にいろんな多方面からの案を練りまして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。以上です。

○高橋委員 言っていることが違うんです。私は総合計画の実施計画、3ヵ年の実施計画から削除されたっていうことを聞いているんです。ということは令和8、9、10の事業は考えていないっていうことなんですか。

○**社会教育課長** はい。社会教育課長の七條です。ただいまの御質問にお答えします。先ほど御答弁申し上げましたとおり、8年度以降につきましては今の段階で見込みのないことから、空白にはなってございますが、いろんなことで整備手法を検討した中で、対応が可能になりましたら、また明記していきたいと考えてございますので、御理解願います。以上です。

○**高橋委員** 何のためか、何のためにある実施計画なのかよく分からなくなるんです。今まで町民の間で昨年の教育長の教育方針にもありました。これは緊急性が高いんだ。しかも、いろんな資料というのは町民からいただいたもので、寄贈いただいたもので非常に大切なものだっていうことは、私たちも理解しているんですよ。それで文教厚生委員会では、昨年網走市立博物館とかモヨロ貝塚だとかいろいろ見に行っているんです。そこの学芸員も言っていました。資料ほとんど遺物以外は市民からの寄贈されたものだというので、そういう話しを聞いて、委員会としてはやはり予定どおりいくんだなあと思ってはいたんですが、今回こういう実施設計まで終わって、それで実施設計が結果が非常に工事費が高いから先送りするんだって言われても、資料も何もなくて、当初見てた、当初考えてた事業費がこのぐらい上がったっていうことも知らせないで、どんな施設であったって図面もなく、それでいきなり事業については中止します。これはないと思うんですよ。私たちは所管の委員会のはずなんです。その辺はどうなんでしょう。

○**教育部長** 教育部長の山宮でございます。図面等につきましては検討中でございます、確定したものでございませぬので、お示しすることはちょっとできなかつたんですけども、この事業につきましては、一番辛いのは担当者でございます。あまり責めないでいただきたいんですけども、現在正式にお話しできるようなものはございませぬけれども、郷土資料を守っていくために私も30年間、この仕事をしてまいりましたので、できるだけ早く着手していきたいと、次の手を考えていきたいと考えております。具体的なこと決まりましたら所管委員会に報告させていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○**高橋委員** 質問を終わります。

No.237 体育施設運営管理経費【長渕委員】

○**長渕委員** 4番、長渕豊です。主要施策No.237番について、体育施設運営管理経費についてお伺いします。スキー練習場の運営管理経費について伺いますけれども、本町では貴重な練習場だと思っておりますが、この経費はどんなことに使われて、稼働日数は何日ぐらいなんでしょうか。

○**社会教育係長** 社会教育係長の橘田と申します。御質問にお答えしたいと思います。スキー場の管理経費ですが、主にスキーの協会さんへ委託し管理している経費がほとんどでありまして、その他汲み取りの経費、あとあそこに置いてありますロッジの経費が主なものでございます。今年度につきましては、1月23日からオープンしまして3月20日までのオープン期間を予定しているところでございます。以上です。

○**長渕委員** すみません。稼働がどのぐらいあったかというのを教えてもらいたいのと、あと申し込みだとかそういうのはホームページからできます。そんな中でロープトゥを一般の方

は利用できないということで、例えばですよ、僕が今日スキーの練習行くかと思っても、隣でスキー協会の人たちがロープトゥを使いながら上がっていつているのに、横でちょろちょろ上がりながらスキーの練習をするっていうのは、とってもじゃないけど気分になれないですよ。そんなことで一般の方は絶対使えないんでしょうか。

○**社会教育係長** 社会教育係長橋田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず年間の利用者の実績でございますが、主にスキーの少年団の方々の報告がメインでして、一般の通常利用してる方の実績まで、正直申し上げると把握してございません。少年団の利用ですと昨年度は148人の利用がございました。またロープトゥの活用についてなんですけれども、基本的にはロープトゥはスキー協会さんが所属し持っているものでして、一般の利用者の方が使いたいということになりますと、直接、協会さんに相談させてもらって許可して、協会さんと自己責任になるんですけれども、協会さんが許可した場合には、使用しているっていう状況がございます。先週もその問合せがありまして、協会さんにつないだところです。以上です。

No.238 学校給食事業【平山委員】

○**平山委員** 5番、平山光生です。238番、学校給食事業について質問させていただきます。今回米の高騰からパンの割合が増えるということなんです、これに関して中学生ではパンでは足りないという子もいる中で、保護者に対して子どもも学生もそうですけれども、アンケートというものは事前にとられたのでしょうか。

○**給食係長** 給食係長の高玉です。ただいまの質問にお答えいたします。アンケートについてはとっておりません。以上です。

○**平山委員** はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。子どもたちが学校でお腹いっぱい食べてくるから安心だという親もいらっしゃいますし、食べてくるっていうのは前提なんだろうけど、栄養面のちゃんと整った給食を食べてくるっていうのはすごく保護者にとっても安心なことなんですけれども、やはりパンでは足りないって言って御飯が出るとおかわりをして満たされて頑張れるっていう子も中にはいます。増額しても米の割合を維持すべきなのか、もしくはその変更して金額を抑えるべきなのかっていうところは、アンケートをとって実施すべきではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○**給食センター長** 給食センター長加藤でございます。ただいまの平山委員の御質問にお答えをさせていただきます。今回、給食費の改定をするということで、資料のほうについていまずけれども、現状と同じ状況で米飯、パン、麺類を出した場合に103円程度、平均で値上げが必要になってくるというところがございます、そこをいくらかでも保護者負担を軽減するためにパンの割合を1割だったのを2割に増やしたというところがございます。いずれにしても残食を見てみると、御飯のときも残食多いときもありますし、パンのときにも逆に少ないときもありますので、それについてはアンケートをとる前にやっぱり残食を確認しながらのほうがいいのかなとは思っているところです。以上です。

○**平山委員** ではアンケートは実施しないということで理解してよろしいでしょうか。

○給食センター長 はい。給食センター長加藤でございますが、当初はアンケートは考えておりませんが、毎年年度末に学校給食担当者に対して意見要望調査を行っておりますので、その中で意見が出てくれば検討したいと思っております。以上です。

No.208 児童生徒の安全・安心サポート事業【阿部沙希委員】

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。午前中に町民生活部の主要施策No.86のほうで、児童デイサービスセンター運営管理事業の中で、心理士のスクールカウンセラー派遣についてお伺いをしましたところ、教育委員会のほうで聞いてくださいと町民生活部長に指摘されましたので、こちらでお伺いしたいのですが、主要施策No.では208で児童生徒の安全・安心サポート事業となります。令和6年度決算でスクールカウンセラー活用事業として55万5,520円を計上し、公認心理士を学校へ派遣しています。一方で令和8年度予算では約50万2,000円の減額となっています。これは令和8年4月から児童デイサービスセンターで採用予定の心理士がスクールカウンセラーとして学校へ派遣されることにより、従来のスクールカウンセラー活用事業の経費を減額したものと理解してよろしいでしょうか。

○学校教育係長 学校教育係長の板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。減額理由についてはそのとおりですが、派遣される心理士については新規採用の心理士かどうかは私では判断いたしておりませんので、私からの要望については、児童デイサービスセンターの心理士に対応いただきたいということで、要望を上げておりました。以上です。

○阿部沙希委員 もう1点確認したいんですけど、2番、阿部沙希です。再質問いたします。令和6年度決算ではスクールカウンセラーの派遣の実績として、町の費用で127時間、道の費用で140時間という合計267時間の派遣がありましたという記録がされていたんですけど、令和8年度以降はおおむね267時間程度のスクールカウンセラー業務を児童デイサービスセンターの心理士が担うという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育係長 学校教育係長板倉です。ただいまの御質問にお答えいたします。おおむねそのとおりかと思えます。

No.212 学校施設整備事業【高橋委員】(再)

○高橋委員 12番、高橋善貞です。戻って申し訳ないんですが、先ほどの212番、学校施設整備事業について質問させていただきます。この事業の歳入がふるさと納税になって確かいたと思うんですが、これの歳入というのは総務課でかけている全国町村会総合賠償保険の適用はされないのでしょうか。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。建物災害共済掛金ですか。それにつきましては東小学校屋上パラペット復旧工事の本当に被害を受けた14メートルの範囲について罹災報告上げておまして、最終的な査定は保険屋さんでしようけれども、改修修理終わりましたら、支払い終わりましたら、請求手続する予定でございます。

○高橋委員 すみません、確認させてください。強風で被災を受けた部分は建物の保険は査定

にはよるけど、保険の対象になるかもしれないけど、それ以外のぐるっと全周やる部分については被災を受けていないので適用にならないっていう、そういう確認でいいですか。

○学校施設主幹 学校施設主幹高橋です。ただいまの質問に回答します。そのとおりです。ありません。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外
- ・議案第 37 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中標津町総合文化会館等）
- ・議案第 38 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（中標津町体育施設等）